

厚木市自治基本条例推進委員会令和6年度第2回会議次第

日時 令和6年10月22日（火）午後6時から
場所 厚木市役所 本庁舎3階特別会議室

1 開会

2 案件

(1) 令和5年度市民参加手続の実施結果について 【資料1～6】

(2) 令和6年度市民参加手続の報告について 【資料7～8】

(3) 令和5年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について 【資料事前送付】

3 その他

4 閉会

点検内容（市民参加条例及び市民参加条例施行規則の一部抜粋）

1 審議会

【条例（自治基本条例）】

（審議会等の運営）

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

【条例】

（審議会等の運営）

第9条 審議会等の運営は、自治基本条例第31条の規定によるほか、次項から第4項までに定めるところによる。

2 実施機関は、審議会等の委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を公表しなければならない。

（1）選考の基準及び方法

（2）その他必要な事項

3 実施機関は、審議会等を開催したときは、会議録を作成し、その概要を公表しなければならない。

4 実施機関は、審議会等から会議の結果等の報告を受けたときは、当該報告の概要その他必要な事項を公表しなければならない。

【規則】

(審議会等の委員の公募等)

第3条 市長は、条例第9条第2項に規定する審議会等の委員の公募に当たっては、審議会等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として委員の総数の5分の1以上を公募により選出するよう努めるものとする。

- (1) 法令により委員の資格が限られているもの
- (2) 委員に対して特に専門的な識見が要求されるもの
- (3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの
- (4) その他公募による委員の選任が適当でないと市長が認めるもの

2 条例第9条第2項第1号に規定する選考の基準及び方法は、次のとおりとする。

(1) 公募による委員の資格は、次のとおりとすること。

ア 公募を実施する審議会等の委員の任期の初日において、本市における他の審議会等の委員でない者

イ 原則として18歳以上の市民

ウ 本市の職員及び議員でない者

(2) 公募の委員の選考は、次のいずれかの方法により行うこと。

ア 小論文等による選考

イ 面接による選考

ウ 書類選考

3 条例第9条第2項第2号に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の名称及び所掌事務
- (2) 募集する委員の数及び任期
- (3) 応募資格及び応募方法
- (4) 会議開催の予定時期及び予定回数

- (5) 報酬等の有無
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 4 委員を公募する期間は、原則として30日以上とする。
- 5 市長は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 審議会等の名称
 - (2) 委員を募集した期間
 - (3) 委員の選考方法
 - (4) 応募者及び選任した委員の数及び選任理由
 - (5) その他市長が必要と認める事項

2 パブリックコメント

【条例】

(パブリックコメント手続の実施)

第10条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案及び当該案に関する資料
- (2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、パブリックコメント手続において、意見等の提出があったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案の概要
- (2) 提出された意見等の概要
- (3) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (4) 対象行為の案を修正した場合は、その内容
- (5) その他必要な事項

3 意見等の提出期間は、第1項の規定による公表の日から30日以上とする。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見等の提出期間を定めることができる。この場合においては、第1項に規定する公表の際、その理由を明らかにしなければならない。

(再度のパブリックコメント手続の実施)

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続により提出された意見等に基づき修正された対象行為の案が、前条第1項の規定により公表した対象行為の案と異なるものとなったときは、再度パブリックコメント手続を実施することができる。

【規則】

(パブリックコメント手続)

第4条 条例第10条及び第11条に規定するパブリックコメント手続による意見等の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) パブリックコメント手続を実施する所管課が指定する場所への書面の持参
- (5) その他市長が必要と認める方法

2 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。この場合において、意見を提出しようとする者が明らかにする必要がある事項については、意見等の募集の際に明示するものとする。

3 意見交換会

【条例】

(意見交換会の開催)

第12条 実施機関は、意見交換会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の名称及び議題
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

3 実施機関は、意見交換会で出された意見等の概要及び当該意見等に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

【規則】

(意見交換会)

第5条 条例第12条第1項に規定する公表は、原則として当該意見交換会の開催日の2週間前までに行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見交換会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

4 ワークショップ

【条例】

(ワークショップの開催)

第14条 実施機関は、ワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) ワークショップの名称及び議題
- (2) 公募の方法
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、ワークショップを開催するに当たっては、共同作業を通じて多様な提案を引き出すとともに、当該提案が実現可能なものとなるよう助言するものとする。

3 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

4 実施機関は、ワークショップにおいて実現可能な提案がなされたときは、当該提案の概要及び当該提案に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

【規則】

(ワークショップ)

第7条 条例第14条第2項に定めるもののほか、市長は、ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びに会議を進行する者の選任等を適切に行い、参加者の誰もが自由に意見を述べ、又は議論することができる環境を確保するよう努めるものとする。

2 条例第14条第3項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) ワークショップの名称
- (2) 開催日時及び場所

- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

5 意向調査

【条例】

(意向調査の実施)

第15条 実施機関は、意向調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにするとともに、回答に必要な情報を提供しなければならない。

2 実施機関は、意向調査の実施後、その結果を公表しなければならない。

【規則】

第8条 条例第15条第2項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 意向調査の名称
- (2) 意向調査の目的、方法及び対象
- (3) 意向調査の実施時期
- (4) 回答率及び集計結果
- (5) その他市長が必要と認める事項

6 共通

【規則】

(公表の方法)

第10条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 次に掲げる場所での閲覧又は配布

ア 市民参加の процедуру実施する所管課の窓口

イ 市政情報コーナー

ウ 厚木市地区市民センター

エ 厚木市役所連絡所

オ 厚木市立中央図書館

(2) 市の広報紙への掲載

(3) インターネットを利用しての閲覧

(4) その他市長が適当と認める方法

No.	対象行為	概要	必要な 手続数	審議会	意見交換会	意向調査	パブリックコメント	担当課 (R6)
				①審議会等名 ②開催日 ③委員数(公募委員 数)	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①実施期間 ②調査対象者(人数) ③回答件数	①実施期間 ②提出者数 ③意見数	
1	【資料3】 厚木市学校給食費に関する条例及び同 条例施行規則の一部改正	学校給食費無償化の実施に伴い、条例に定め られている学校給食費の徴収について改正の必 要があること及び物価高騰に対応するため条例 に定められている学校給食費の基準額を見直す 必要があることから、厚木市学校給食費に関す る条例及び同条例施行規則の一部を改正するも のです。	パブコメ +2	①学校給食センター 運営委員会 ②R5.7.5 ③15人(3人)		①R5.7.7～7.23 ②18歳以上の市民 (4,500人) ③1,590件	①R5.9.1～10.2 ②3人 ③12件	学校給食課
2	【資料4】 厚木市地域福祉計画(第6期)の策定	社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉 計画として位置付けられ、市民の誰もが住み慣 れた家庭や地域で共に支え合いながら自立した 生活を送ることができるようにするための地域 福祉の基本的な方向性や重点施策を定めた計画 を策定するものです。	パブコメ +2	①保健福祉審議会 ②R5.8～10 ③14人(2人)	①R5.7.27 ②11人 ③3件		①R5.11.27～12.27 ②1人 ③1件	地域包括ケア 推進課
3	【資料5】 厚木市環境教育等行動計画の策定	カーボンニュートラルの実現に向け、長期的 な取組が必要となることから、これまで以上に 環境教育・環境学習の重要度が高まっているた め環境教育等による環境保全の取組の促進に関 する法律に定める行動計画を策定する。	パブコメ +2	①環境教育等推進協 議会 ②R5.7.28、11.16 ③10人(2人)	①R5.11.8 ②4人 ③8件		①R6.1.4～2.5 ②2人 ③3件	環境政策課
4	【資料6】 第2期厚木市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の改定	国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」 の策定に伴い、これまで進めてきた地方創生の 取組を、より一層デジタルの力を活用しながら 継承・発展させていくため、第2期総合戦略を 改定するものです。	パブコメ +2	①厚木市まち・ひと・ しごと創生総合戦略 会議 ②R5.8.30～11.30 ③16人(3人)	①R5.10.17 ②3人 ③6件		①R6.1.4～R6.2.5 ②3人 ③21件	企画政策課
5	厚木市市税条例の一部改正	地方税法の一部改正において、地域決定型地 方税制特例措置(通称：わがまち特例)の対象 として、新たに長寿命化に資する大規模修繕工 事を行ったマンションに係る固定資産税につい ての減額措置が講じられたことから、固定資産 税を減額する割合等を定めるため、厚木市市税 条例の一部を改正するものです。	パブコメ +2		①R5.8.18 ②1人 ③1件	①R5.8.1～8.15 ②105人 ③69人	①R5.9.1～10.2 ②0人 ③0件	資産税課
6	厚木市開発許可等基準条例の一部改正	都市計画法の改正を受けて、市街化調整区域 内の災害ハザードエリアにおける開発許可等の 基準を見直すため、厚木市開発許可等基準条例 の一部改正を行うものです。	パブコメ +2	①厚木市開発審査会 ②R5.10.4 ③5人(0人)	①R5.10.27 ②4人 ③5件		①R5.12.1～R6.1.4 ②0人 ③0件	開発審査課

No.	対象行為	概要	必要な 手続数	審議会	意見交換会	意向調査	パブリックコメント	担当課 (R6)
				①審議会等名 ②開催日 ③委員数(公募委員 数)	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①実施期間 ②調査対象者(人数) ③回答件数	①実施期間 ②提出者数 ③意見数	
7	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)の策定	老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者が健康で生きがいのある生活を送り、地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、生きがいづくりや健康づくりの推進、医療・福祉・介護などの連携による地域包括ケア社会の推進を図るなど、総合的な高齢者保健福祉施策を実施するとともに、介護保険事業に関し、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの目標値を推計することで、保険給付の円滑な実施を図るための計画です。 なお、介護保険条例の一部改正を要する介護保険料の改定についても計画に位置付けています。	パブコメ +2	①保健福祉審議会 ②R5.8～10 ③14人(2人)	①R5.7.27 ②11人 ③18件	①R4.12.26～R5.1.12 ②40歳以上で要介護・要支援認定の有無、10地域包括圏域、居宅サービス利用の有無など複数の条件設定あり(8,200人)、市内介護保険事業所法人(135法人) ③4,217件、法人50件	①R5.11.27～12.27 ②3人 ③10件	地域包括ケア推進課
8	厚木市障がい者福祉計画(第7期)の策定	障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画で、厚木市総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画です。 また、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含しています。	パブコメ +2	①厚木市障害者協議会 ②R5.5.18～10.19 ③27(0人) ①厚木市保健福祉審議会 ②R5.8.21～10.20 ③14人(0人) ほか	①R5.7.27 ②11人 ③11件	①R4.11.15～12.16 ②800人、164事業所 ③435件、79事業所	①R5.11.27～12.27 ②1人 ③7件	障がい福祉課
9	生物多様性あつぎ戦略の改定	豊かな自然と健全な生態系の保全を図るため、生物多様性に係る世界的な目標や国家戦略等を踏まえ、平成24年度に策定した「生物多様性あつぎ戦略」を改定するものです。	パブコメ +2	①環境審議会 ②R5.8.8、8.25(部会)、10.5(部会)、11.17 ③18人(2人)	①R5.11.8 ②4人 ③7件		①R6.1.4～2.5 ②3人 ③21件	環境政策課
10	第4次厚木市子ども読書活動推進計画の策定	子どもたちが読書を通じて豊かな心を育み「生きる力」を身に付けることができるよう、第4次厚木市子ども読書活動推進計画を策定するものです。	パブコメ +1	①図書館協議会 ②R5.7～R6.3 ③6人(2人)			①R5.12.1～R6.1.4 ②1人 ③2件	中央図書館
11	災害危険区域等に存する建築物等に代わる建築物等の基準の制定	市街化調整区域内の災害レッドゾーンに存する既存建築物を、災害レッドゾーン以外の土地に移転する場合の立地基準が都市計画法の改正により創設されたことを受けて、移転の具体的な要件を定めた「災害危険区域等に存する建築物等に代わる建築物等の基準」の制定を行うものです。	パブコメ のみ	①厚木市開発審査会 ②R5.10.4 ③5人(0人)			①R5.12.1～R6.1.4 ②0人 ③0件	開発審査課

令和 5 年度市民参加手続実施結果

No.1 厚木市学校給食費に関する条例及び 同条例施行規則の一部改正

- 1 担当課 学校給食課
- 2 実施した市民参加手続
 - (1) 審議会
 - (2) 意向調査
 - (3) パブリックコメント

学校給食に関するアンケート調査

市民の皆様

日頃から本市の教育行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、未来を担う子どもたちの食環境を社会全体で支える取組の一環として、学校給食の更なる充実と、保護者の負担軽減を図るために「学校給食費無償化」の検討をしており、学校給食に対する市民の皆様のお考えを把握するため、アンケート調査を実施することになりました。

市内に住民登録のある18歳以上の方の中から4,500人の方（年代及び居住地区は、全体の構成比に基づきます）を抽出しております。

ご回答いただいた内容は、今後の学校給食に関する施策の方向性を検討するための貴重な資料として役立ててまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

厚木市長 山口 貴裕
(公 印 省 略)

《ご記入に当たって》

- 住所・氏名の記入は必要ありません。（返信用封筒も同様です。）
- 設問は、封筒のあて名のご本人がお答えください。（記入は代理の方も可能です。）
- 本調査はパソコンやスマートフォンからも回答することができます。

下記のURL 又は QR コードから「e-kanagawa 電子申請システム」にアクセスし、回答をお願いします。

【アドレスから】

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142123-u/
offer/offerList_detail?tempSeq=53646](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142123-u/offer/offerList_detail?tempSeq=53646)

【QR コードから】



インターネットで回答する場合は、調査票の提出が不要となります。その場合は、調査票、返信用封筒は使用せず、お手数ですが廃棄してください。

- 調査結果の概要は「市ホームページ」に掲載いたします。
- 本調査において、お名前や回答内容が特定されることはありません。
- 提出されたご意見に対しては、個別の回答はいたしません。
- 提出されたご意見は、個人情報を除き公開する場合があります。
- 本調査についてご不明な点がございましたら、学校給食課までお問い合わせください。

令和5年7月23日（日）までに投函してください。

■問合せ

厚木市 学校給食課 給食経理係 電話046-225-2683（直通）

厚木市の学校給食について

参考

1 学校給食の目的

学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うことや学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うことを目的としています。

2 本市の学校給食の特色

(1) 食材

厚木市独自の学校給食用物資規格基準、物資選定基準を設けています。

(遺伝子組み換え食品の不使用、食品添加物の不使用等)

(2) 献立

成長期に必要な栄養価、栄養バランスのとれた献立、郷土料理を伝える献立も取り入れています。

(3) 地場農産物の取入れ

地場農産物を活用する「パクパクあつぎ産デー」を月3回程度実施。食育として生産者を学校に招き、農業や食べ物のありがたさや大切さを伝えています。

(4) 安全性確保

衛生管理の徹底を図るとともに、給食食材の定期的な放射性物質測定を実施しています。

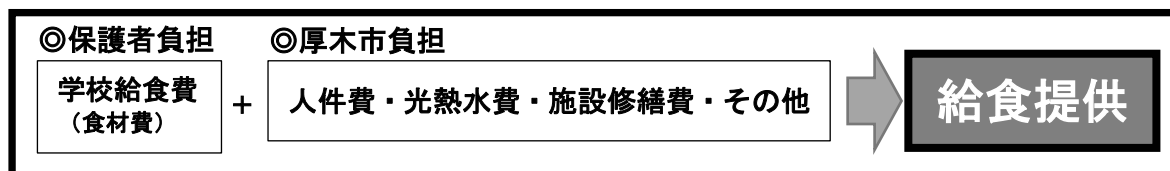
3 提供方法

本市では国の「学校給食摂取基準」や「学校給食衛生管理基準」などにに基づき、安全・安心でおいしい給食を、全ての市立小・中学校で提供しています。

	小学校	中学校
単独調理場 17 か所 (自校方式)	17 校 (9,690 人分)	—
共同調理場 2 か所 (センター方式)	6 校 (2,113 人分)	13 校 (6,232 人分)

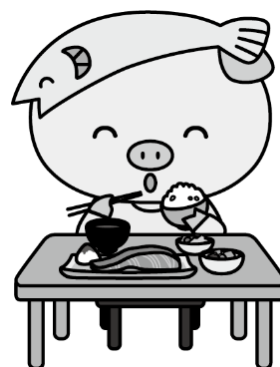
4 学校給食費の内訳

学校給食法に基づき、食材費は学校給食費として保護者にご負担いただき、調理等にかかる経費等は市が負担しています。



【参考】学校給食費の額 (令和5年度)

区分	学年	年額	実施回数
小学校	1年生	42,490 円	178 回
	2・3年生	44,590 円	187 回
	4～6年生	44,110 円	185 回
中学校	1・2年生	47,850 円	165 回
	3年生	40,900 円	140 回



学校給食に関するアンケート調査 調査票兼回答用紙

- 調査票兼回答用紙及び返信用封筒に、個人情報または個人が特定される情報の記載はしないでください。
- それぞれの項目について、あてはまる数字を○印で囲んでください。

問1 あなたご自身についてお答えください。

問1-1 あなたの性別を教えてください。

1	男性	2	女性	3	答えたくない
---	----	---	----	---	--------

問1-2 あなたの年齢を教えてください。

1	20歳未満	2	20～29歳	3	30～39歳
4	40～49歳	5	50～59歳	6	60～69歳
7	70～79歳	8	80歳以上		

問1-3 あなたの家族構成を教えてください。

1	夫婦	2	親子（小・中学生がいる）
3	親子（小・中学生はいない）	4	三世代（小・中学生がいる）
5	三世代（小・中学生はいない）	6	単身
7	その他		

問1-4 あなたのお住まいの地区を教えてください。

1	厚木北	松枝、元町、東町、寿町、水引、厚木町、中町、栄町、田村町、吾妻町
2	厚木南	幸町、泉町、旭町、南町、温水 68～105 番地、船子 607～734 番地、岡田 1 丁目 8 番
3	依知北	上依知、猿ヶ島、山際、関口 808～829 番地、下川入
4	依知南	関口、中依知、下依知、金田
5	睦合北	棚沢、三田、三田南
6	睦合南	三田南 1 丁目 1～14 番、妻田北、妻田南、妻田東、妻田西
7	睦合西	及川、林、王子 1 丁目、戸室 4 丁目 17 番 26 号～33 号
8	荻野	上荻野、まつかげ台、みはる野、中荻野、下荻野、鳶尾
9	小鮎	飯山、飯山南、上古沢、下古沢、宮の里
10	南毛利	戸室、恩名、愛名、温水、温水西、長谷、毛利台
11	南毛利南	船子、愛甲、愛甲東、愛甲西
12	玉川	七沢、小野、岡津古久
13	相川	岡田、酒井、戸田、下津古久、上落合、長沼
14	緑ヶ丘	王子 2 丁目、王子 3 丁目、緑ヶ丘
15	森の里	森の里 1 丁目、森の里 2 丁目、森の里 3 丁目、森の里 4 丁目、森の里 5 丁目、

本市では現在、17か所の単独調理場（自校式）と2か所の共同調理場（給食センター）で全ての市立小・中学校（36校）に給食を提供しています。

問2 学校給食において、優先すべきものは何だと思えますか。（3つまで選んでください。）

1	衛生管理基準の遵守	2	栄養バランス
3	アレルギー対応	4	残菜の少なさ
5	食育の充実	6	地場農産物の使用
7	安定的な給食提供		

本市では現在、地場農産物（根菜類、葉物類や果実など）を活用した「パクパクあつぎ産デー」を月3回程度実施しています。今年度は月4～5回に拡大するほか、主食に100%厚木産のお米を使用する日を月1回設ける予定です。

問3 学校給食への地場農産物取入れ拡充についてどう思えますか。（1つだけ選んでください。）

1	地場農産物に触れることは食育の機会にもなるため、更に拡充した方が良い。
2	地産地消の推進は地域の活性化につながるため、更に拡充した方が良い。
3	少しでも安価な食材を使用すべきなので、拡充する必要はない。
4	幅広い地域の食材を使用すべきなので、拡充する必要はない。
5	どちらともいえない。

文部科学省が実施した「令和3年度子供の学習費調査」によると、小・中学生の学校教育のために支出した経費のうち、多かったものは公立の学校では給食費等、私立の学校では授業料等でした。

問4 小・中学生を育てるに当たり、経済的に負担とを感じるものは何だと思えますか。「その他」を選んだ方は、内容を記入してください。（3つまで選んでください。）

1	給食費
2	学用品費
3	部活動にかかる費用
4	学費（私立小・中学校の授業料等）
5	その他（ ）

本市では経済的援助が必要と認められる世帯に学用品費等の援助をする就学援助制度や、子ども医療費助成制度など、小・中学生を育てる世帯への様々な支援制度があります。

問5 小・中学生を育てる世帯の負担を軽減するためには、どのような支援が必要だと思いますか。「その他」を選んだ方はカッコ内に内容を記入してください。（1つだけ選んでください。）

1	学校給食費の一部補助・無償化
2	学用品費の一部補助の拡充
3	児童手当の市独自の拡充
4	その他（ ）

本市では、今後次のような施策を行う予定です。

- ・自転車ヘルメット購入助成事業（助成額の拡大）
- ・高齢者外出支援事業の拡充
高齢者バス割引乗車券（かなちゃん手形）購入費助成（割引額の拡大）
高齢者タクシー利用助成（対象年齢の引き下げ、配布枚数の拡大）
- ・子ども医療費助成（対象を18歳までに拡大）
- ・小・中学校給食費の無償化

問6 小・中学校給食費無償化についてどう思いますか。（1つだけ選んでください。）

1	子育ては社会全体で支えるべきなので、給食費無償化は当然だと思う。
2	食育の推進と地場農産物の取入れを拡充するため、給食費無償化は必要だと思う。
3	給食費無償化は必要だが、財源の確保に懸念を持っている。
4	子どもが食べる給食なので、費用は保護者が負担すべきだと思う（無償化は不要）。
5	給食費無償化に関して特に意見がない。

ご協力ありがとうございました。

最後に、本調査に関するご意見等がありましたら、お書きください。

学校給食費無償化に関する意向調査について

意向調査の名称	学校給食に関するアンケート調査
調査の目的	小・中学生を育てる保護者の負担軽減と本市の未来を担う子どもたちの食環境を社会全体で支える取組の一環として準備を進めている「学校給食費無償化」について、市民の皆様の意向等を把握するため調査を実施する。
調査の方法	郵送配布、郵送及びインターネットからの回答
調査対象者	性別、年齢及び居住地区ごとの構成比をもとに、無作為で抽出した 18 歳以上の市民 4,500 人
実施期間	令和 5 年 7 月 7 日（金）から 7 月 23 日（日）まで
回答者数と回収率	1,590 人（回収率：35.3%） なお、18 歳以上の市民約 19 万人を対象としたアンケートの場合、統計学上、信頼度 95.4%、標本誤差 3%の必要なサンプル数は約 1,100 人となっています。
担当課	学校給食課
結果公開日	令和 5 年 8 月 31 日（木）
調査項目	・ 回答者の状況について ・ 学校給食において優先すべきものについて ・ 学校給食への地場農産物の取入れ拡充について ・ 小・中学生を育てるに当たり、経済的に負担とを感じるものについて ・ 小・中学生を育てる世帯の負担を軽減するため必要な支援について ・ 小・中学校給食費無償化について
調査結果の概要	別添のとおり

学校給食に関するアンケート調査 調査結果について

調査結果の見方

- ・ 問 1（回答者の状況）は回収数（1,590 件）を、問 2 以降はその質問の回答者数を基数として回答の比率（％）を算出しました。
- ・ 構成比（％）は、小数点以下第 2 位を四捨五入していることから、数値の合計が 100.0％にならない場合があります。
- ・ 選択肢の表記は、語句を短縮、簡略化している場合があります。

1 回答者の状況について

（ 1 ）性別について

男性・女性別の配布数や回答数、回収率及び回答数の構成比は下表のとおりで、女性の回収率が高くなっています。

回答	発送数	回答数	回収率	構成比
男性	2,320	620	26.7%	39.0%
女性	2,180	941	43.2%	59.2%
答えたくない		19		1.2%
無回答		10		0.6%

（ 2 ）年代について

各年齢層における配布数や回答数、回収率及び回答数の構成比は下表のとおりで、70 代が最も回答数、回収率及び構成比が高くなっています。

回答	発送数	回答数	回収率	構成比
20 歳未満	82	14	17.1%	0.9%
20～29 歳	613	126	20.6%	7.9%
30～39 歳	590	173	29.3%	10.9%
40～49 歳	746	228	30.6%	14.3%
50～59 歳	773	253	32.7%	15.9%
60～69 歳	603	290	48.1%	18.2%
70～79 歳	651	326	50.1%	20.5%
80 歳以上	442	171	38.7%	10.8%
無回答		9		0.6%

(3) 家族構成について

家族構成別の回答数及び回答数の構成比は下表のとおりでした。

回答	回答数	構成比
夫婦	508	31.9%
親子（小・中学生がいる）	134	8.4%
親子（小・中学生はいない）	383	24.1%
三世代（小・中学生がいる）	40	2.5%
三世代（小・中学生はいない）	70	4.4%
単身	361	22.7%
その他	87	5.5%
無回答	7	0.4%

(4) お住まいの地区について

各地域における配布数や回答数、回収率及び回答数の構成比は次のとおりです。
回収率をみると、「森の里地区」が 52.3 %と最も高く、続いて、「玉川地区」が 48.5%となっています。

回答	発送数	回答数	回収率	構成比
厚木北	516	186	36.0%	11.7%
厚木南	234	98	41.9%	6.2%
依知北	380	102	26.8%	6.4%
依知南	246	79	32.1%	5.0%
睦合北	221	73	33.0%	4.6%
睦合南	399	145	36.3%	9.1%
睦合西	180	61	33.9%	3.8%
荻 野	503	178	35.4%	11.2%
小 鮎	284	95	33.5%	6.0%
南毛利	761	278	36.5%	17.5%
南毛利南	220	64	29.1%	4.0%
玉 川	68	33	48.5%	2.1%
相 川	271	83	30.6%	5.2%
緑ヶ丘	89	38	42.7%	2.4%
森の里	128	67	52.3%	4.2%
無回答		10		0.6%

2 学校給食において優先すべきものについて 複数回答 (n=4,484)

学校給食において、優先すべきものは何だと思えますか、との問いに対し最も多かったのは「栄養バランス」(27.3%)、次いで「衛生管理基準の遵守」(25.4%)となっており、この2つで5割を超えています。その次が「安定的な給食提供」(11.7%)となっています。

回答	回答数	構成比
衛生管理基準の遵守	1,139	25.4%
栄養バランス	1,225	27.3%
アレルギー対応	517	11.5%
残菜の少なさ	246	5.5%
食育の充実	426	9.5%
地場農産物の使用	407	9.1%
安定的な給食提供	524	11.7%

3 学校給食への地場農産物の取入れ拡充について (n=1,583)

学校給食への地場農産物取入れ拡充について、「更に拡充した方が良い」が84.7%を占め、多くの市民の皆様が学校給食への地場農産物取入れを拡充した方が良いと考えていることがわかりました。

回答	回答数	構成比
地場農産物に触れることは食育の機会にもなるため、更に拡充した方が良い。	572	36.1%
地産地消の推進は地域の活性化につながるため、更に拡充した方が良い。	769	48.6%
少しでも安価な食材を使用すべきなので、拡充する必要はない。	68	4.3%
幅広い地域の食材を使用すべきなので、拡充する必要はない。	58	3.7%
どちらともいえない。	116	7.3%

4 小・中学生を育てるに当たり、経済的に負担とを感じるものについて 複数回答 (n=3,437)

小・中学生を育てるに当たり、経済的に負担とを感じるものは何だと思いますか、との問いに対し、「給食費」と答えた割合は 20.3%と他の選択肢より少なかったもののほぼ同じような割合となっており、小・中学生を育てる世帯が経済的負担に感じる経費の中で突出したものはなく、選択肢とした4つは小・中学生を育てる世帯が経済的負担に感じる経費であることがわかりました。

回答	回答数	構成比
給食費	699	20.3%
学用品費	859	25.0%
部活動にかかる費用	806	23.5%
学費（私立小・中学校の授業料等）	766	22.3%
その他	307	8.9%

その他の内訳

塾、習い事等	166
衣服、生活費、その他の子どもに係る経費	26
制服、ジャージ等	15
遠足、修学旅行代	16
負担とを感じるものはない	10
入学金等（授業料以外の学校に係る経費）	4
スマホ、通信費等	4
放課後児童クラブの費用	2
その他（わからない、すべてなど）	64

5 小・中学生を育てる世帯の負担を軽減するため必要な支援について（n=1,555）

小・中学生を育てる世帯の負担を軽減するためには、どのような支援が必要だと思いますか。との問いに対し、「学校給食費の一部補助・無償化」と答えた割合は52.0%となっており、学校給食費の無償化又は一部補助が小・中学生を育てる世帯の負担軽減策として有効であると考えている方が多いことがわかりました。

回答	回答数	構成比
学校給食費の一部補助・無償化	809	52.0%
学用品費の一部補助の拡充	258	16.6%
児童手当の市独自の拡充	397	25.5%
その他	91	5.9%

その他の内訳

支援は不要	17
選択肢のうち複数のもの又は全部が必要	13
生活困窮者のみに支援すべき	5
補助学習の充実	5
修学旅行代等の補助	3
塾、習い事等の費用の補助	3
学費の無償化・一部補助	3
その他（わからないなど）	42

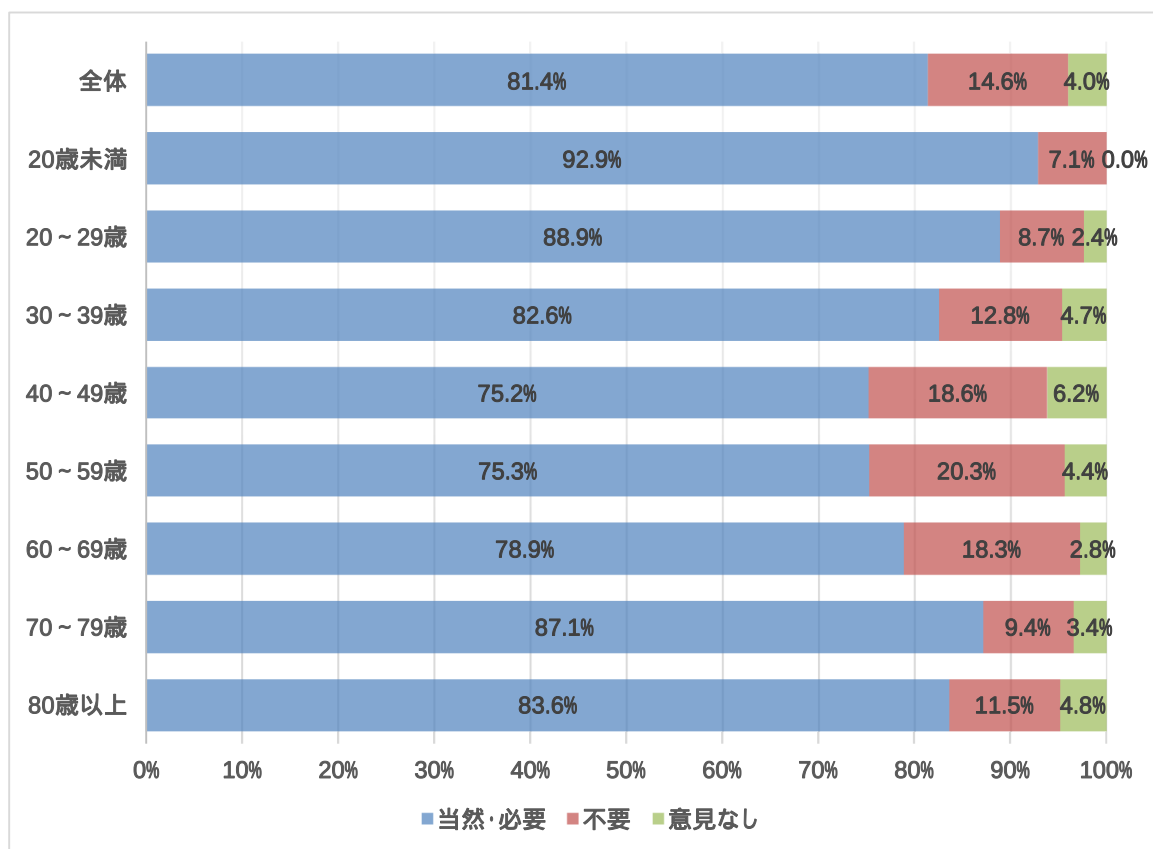
6 小・中学校給食費無償化について（n=1,570）

給食費無償化についてどう思うか、との問いに対して、「当然だと思う」又は「必要だと思う」と回答した方は合わせて81.4%と、給食費無償化を必要とする回答が大半を占めていました。

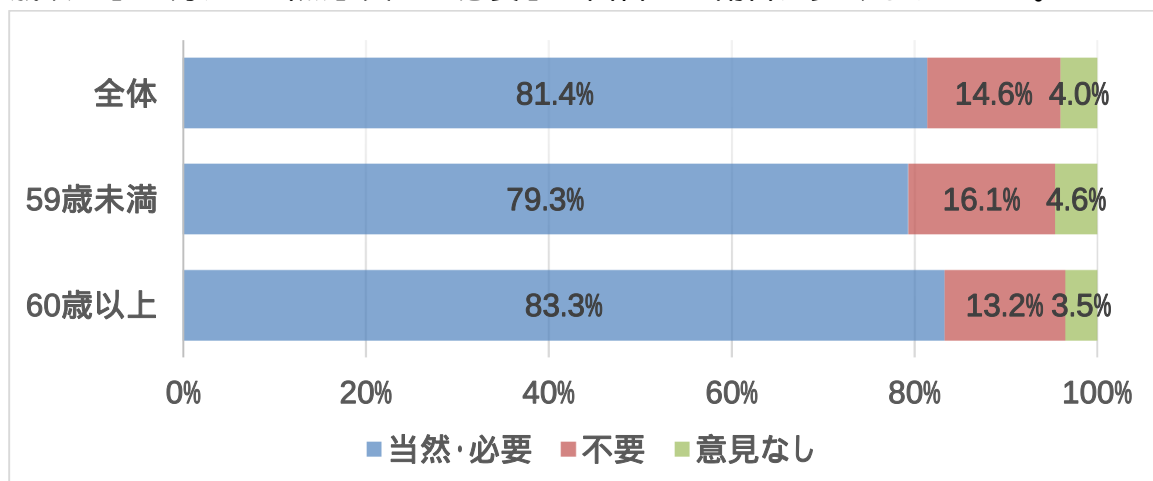
回答	回答数	構成比
子育ては社会全体で支えるべきなので、給食費無償化は当然だと思う。	512	32.6%
食育の推進と地場農産物の取入れを拡充するため、給食費無償化は必要だと思う。	317	20.2%
給食費無償化は必要だが、財源の確保に懸念を持っている。	449	28.6%
子どもが食べる給食なので、費用は保護者が負担すべきだと思う（無償化は不要）。	229	14.6%
給食費無償化に関して特に意見がない。	63	4.0%

この項目については、回答者の年代別と家族構成別に集計を行いました。

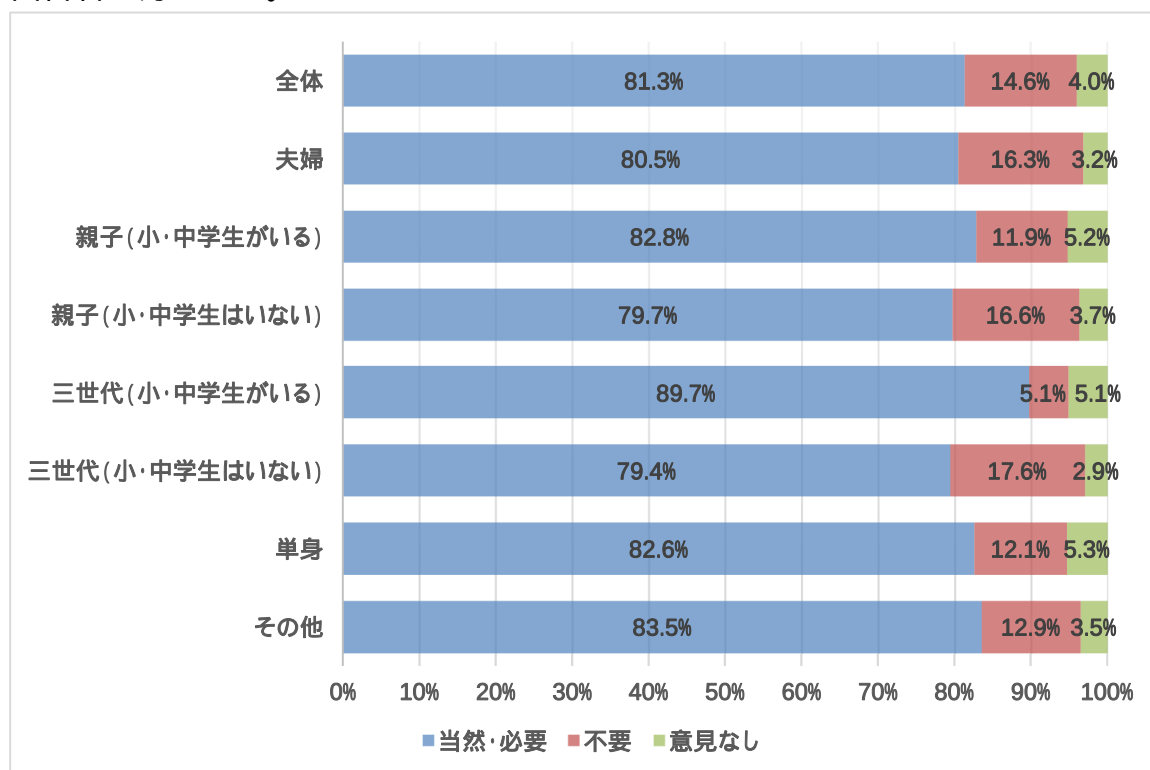
回答者年代別に集計を行ったところ、給食費無償化を「当然」「必要」と考えている割合が最も多いのは「20歳未満」の方、逆に「不要」と回答した割合が最も多かったのは「50～59歳」の方でした。



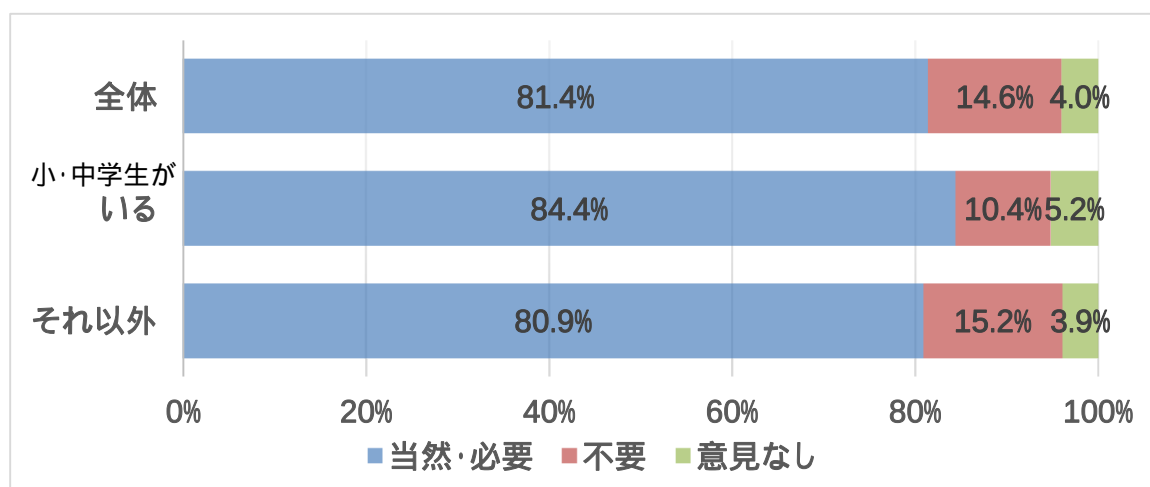
なお、「59歳未満」と「60歳以上」で分けて集計したところ、下表のとおり、「60歳以上」の方が「当然」又は「必要」と回答した割合が多くなりました。



回答者の家族構成別で集計を行ったところ、給食費無償化を「当然」又は「必要」と考えている割合が最も多かったのは「三世代（小・中学生がいる）」の回答者の方、逆に「不要」と回答した割合が最も多かったのは「三世代（小・中学生はいない）」の回答者の方でした。



なお、小・中学生がいると回答した方（「親子（小・中学生がいる）」、「三世代（小・中学生がいる）」）とそれ以外の回答の方で分けて集計したところ、小・中学生がいると回答した家庭の方が「当然」又は「必要」と回答した割合は高かったものの、それ以外の方でも「当然」又は「必要」と回答した割合は8割を超えました。



7 調査への意見（自由記述）（1回答者から複数の意見あり）

調査への意見は 393 件（記入者 344 人）の記入があり、内容の分類としては下表のとおりとなっています。

御意見の概要	御意見 の数
給食費無償化に関する意見（賛成や反対の理由など）	132
その他給食に関する意見（献立、提供方法、実施回数など）	66
子育て支援制度に関する意見（子育て支援制度の充実など）	52
アンケートに関する意見（子育て世帯を対象とすべきなど）	49
その他市政等への意見（高齢者支援制度の充実など）	42
地場農産物の取入れ拡充に関する意見（推進すべき理由など）	13
子育て世帯の負担軽減策について（制服、修学旅行代など）	12
教育に関する意見（補助学習の充実を求めるものなど）	7
給食において優先すべきものについて（選択肢以外のもの）	6
経済的に負担とを感じるものについて（高校、大学など）	5
その他	9

8 まとめ

給食費無償化についてどう思いますか。との問いに対して、「当然だと思う」又は「必要だと思う」と回答した方は合わせて 81.4%と、多くの市民の皆様が学校給食費無償化は必要と考えていることがわかりました。

また、小・中学生を育てる世帯の負担を軽減するためには、どのような支援が必要だと思いませんか。との問いに対し、「学校給食費の一部補助・無償化」と答えた割合は 52.0%となっており、学校給食費の無償化が小・中学生を育てる世帯の負担軽減策として必要であると考えている方が多いことがわかりました。

学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の一部改正の骨子に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の一部改正の骨子について、市民の皆様の意見を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の一部改正の骨子

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（9月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（9月1日から）

4 骨子の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和5年9月1日（金）から令和5年10月2日（月）まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所第二庁舎5階 学校給食課
- (2) 市役所本庁舎3階 市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) 厚木市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和5年9月1日（金）から令和5年10月2日（月）まで

※ 郵送の場合は、令和5年10月2日（月）の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

ア 市役所第二庁舎 5 階学校給食課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎 3 階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置された「わたしの提案の提案箱」に投函

(ア) 市役所本庁舎 1 階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(エ) 保健福祉センター

(オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ 6 階）

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511

厚木市教育委員会教育総務部学校給食課給食経理係宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-224-5280

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 8250@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「学校給食費無償化パブリックコメント意見について」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の一部改正に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市のホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の 一部改正の骨子

厚木市教育委員会 教育総務部 学校給食課

1 はじめに

学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うことなどを目的としています。

本市では学校給食法に基づき、全ての市立小・中学校で学校給食を実施しています。

また、学校給食費は、学校給食法第11条第2項及び厚木市学校給食費に関する条例第3条に基づき、保護者に御負担いただいています。

少子化が進む中、本市の教育大綱及び教育振興基本計画の基本理念である「未来を担う人づくり」の実現に向けて、子どもたちの健全な成長を社会全体で見守り、支えていくことは大変重要なことであり、子どもたちの安心で充実した食の環境の確保についても社会で取り組んでいく必要があると考え、学校給食費無償化に関する制度等導入に向けて検討を進めています。

なお、学校給食費無償化は国においても議論されていることから、国の制度として早期に実現されるよう、法改正や補助制度の創設などを国や県に働きかけています。

2 厚木市の学校給食の現状

(1) 厚木市の学校給食の特色

ア 食材

厚木市独自の学校給食用物資規格基準及び物資選定基準を設けています。

(遺伝子組み換え食品の不使用等)

イ 献立

成長期に必要な栄養価、栄養バランスのとれた献立を基本に、郷土料理を伝える献立も取り入れています。

【郷土料理の取り入れについて】

子どもたちの「ふるさと愛」を育むため、給食に郷土料理を取り入れています。

実施に当たっては郷土料理の由来や伝統行事について、校内放送や給食だよりで児童・生徒に紹介しています。

ウ 地場農産物の取入れ

地場農産物を活用する「パクパクあつぎ産デー」を月5回程度実施しています。食育の観点から、農業や食べ物のありがたさ・大切さを伝えています。

エ 安全性確保

衛生管理の徹底を図るとともに、給食食材の定期的な放射性物質測定を実施しています。

オ 食物アレルギーのある児童・生徒に対する給食の提供

食物アレルギーのある児童・生徒が、安心して給食を食べられるよう、食物アレルギー対応マニュアルに基づき、除去食の提供を行っています。

(2) 令和5年度 学校給食予定回数について

区分	学年	予定回数
小学校	1年生	178回
	2・3年生	187回
	4～6年生	185回
中学校	1・2年生	165回
	3年生	140回

(3) 提供方法について

本市では、国の学校給食摂取基準や学校給食衛生管理基準などにに基づき、安心・安全でおいしい給食を、全ての市立小・中学校で提供しています。

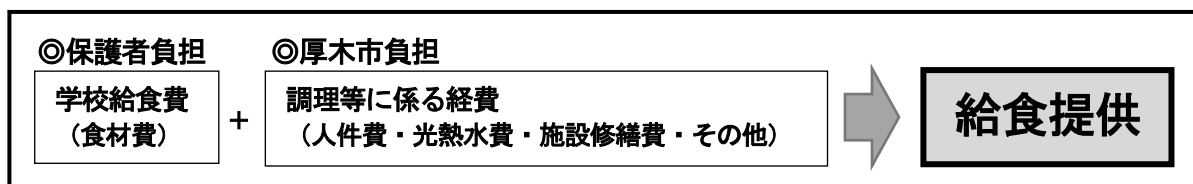
	小学校	中学校
単独調理場 17 か所（自校方式）	17 校（9,690 人分）	—
共同調理場 2 か所（センター方式）	6 校（2,113 人分）	13 校（6,232 人分）

(4) 学校給食費について

学校給食費は、学校給食法第 11 条第 2 項及び厚木市学校給食費に関する条例第 3 条に基づき、食材費相当額を保護者に御負担いただいています。

なお、調理等に係る経費は市が負担しています。

ア 学校給食費の内訳



イ 学校給食費の額（令和5年度）

条例で定める年額は、小学校 44,590 円、中学校 47,850 円です。

区分	学年	年額	実施回数	1食あたり単価
小学校	1年生	42,490 円	178 回	238 円
	2・3年生	44,590 円	187 回	
	4～6年生	44,110 円	185 回	
中学校	1・2年生	47,850 円	165 回	290 円
	3年生	40,900 円	140 回	

※ 年額の違いは、学校行事等により各学年で給食回数が異なるためです。

3 無償化の目的について

(1) 子どもたちを育む食環境を社会全体で支える

学校給食は、未来を担う子どもたちの健やかな成長に欠かせません。少子化の進行とともに、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、子どもたちの健全な成長と、そのために必要な安心で充実した食の環境の確保について社会全体で取り組んでいく必要があります。

(2) 小・中学生を育てる保護者の負担軽減

文部科学省が実施した令和3年度子供の学習費調査によると、公立学校に通う小・中学生の保護者が学校教育のために支出した経費のうち学校給食費は小学校で約4～5割、中学校で約3割を占めており、保護者の負担は大きいものとなっています。そこで、学校給食費無償化を実施することにより、小・中学生を育てる保護者の負担の軽減を図ります。

7月に実施したアンケートでは、「給食費無償化についてどう思うか」との問いに対し、「当然だと思う」又は「必要だと思う」と回答した方は合わせて81.4%、「保護者が負担すべき（必要ない）」との回答は14.6%と、多くの市民の皆様が学校給食費無償化は必要と考えていることが分かりました。

4 学校給食費無償化及びその対象者について

厚木市立小・中学校に学籍がある児童・生徒の保護者が負担する学校給食費は無償とします（体験入学等で通学する児童・生徒を含みます。）。

※ 保護者が生活保護法による教育扶助を受けている児童・生徒の学校給食費は、保護者が負担していないため、無償化の対象外とします。

5 学校給食費相当額の補助について

公平性の観点から、次の者の保護者を対象に、学校給食費相当額を申請により給付する制度を新たに創設します。

- (1) 厚木市立小・中学校に学籍があり、アレルギー等の事情により給食を喫食していない児童・生徒
- (2) 厚木市に住民登録があり、かつ、市内に居住している者で、厚木市立小・中学校に学籍がない学齢期にあるもの（私立の小・中学校在学学生等）

※ 他の制度により学校給食費の支給等を受けている場合は対象外とします。

※ 学齢期は満6歳の誕生日以後の最初の4月1日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までです。

6 学校給食費の見直しについて

学校給食を作るための給食材料費は、学校給食費の額を元に算出しています。

今般の物価高騰により、給食材料についても値上げが頻繁に行われています。物価高騰はとどまる見込みがなく、文部科学省の定める学校給食摂取基準を満たした給食の提供が困難になることが予想されるため、学校給食費の見直しを行うものです。

なお、給食費相当額の補助についても、学校給食費の額が基準となります。

(1) 給食材料費の上昇率

ア 野菜・果物・精肉・卵

	令和3年度	令和4年度	前年度比
落札額合計	199,328,668 円	226,961,462 円	113.9%

イ 主な加工品（落札額（単価））

品 種	令和3年度	令和4年度	前年度比
白身魚切り身 50g	61 円	68 円	111.5%
さば切り身 50g	62 円	69 円	111.3%
あかうお切り身 50g	62 円	72 円	116.1%
マグロ角切り 1 kg	1,698 円	2,470 円	145.5%
大豆白絞油 一斗缶	4,490 円	5,055 円	112.6%
小麦粉 25 kg	4,108 円	4,900 円	119.3%
合計	10,481 円	12,634 円	120.5%

(2) 学校給食費の算出

(1)のとおり、給食食材費の落札額は、野菜・果物・精肉・卵が 113.9%、加工品が 120.5%と上昇しています。給食材料費全体の平均上昇率は 117.2%となっており、一食当たり単価（小学校：238 円、中学校：290 円）に物価上昇率 15%相当を加算することとします。

現行の一食当たり単価 × 上昇率 = 一食当たり単価 × 実施予定回数

小学校 238 円 × 115% ≒ 270 円 ➡ 270 円 × 187 回 = 50,490 円

中学校 290 円 × 115% ≒ 330 円 ➡ 330 円 × 165 回 = 54,450 円

(3) 給食材料費の年間支出見込額（児童・生徒分）

	令和5年度*1		令和6年度（試算）	
	児童・生徒数	合計額	児童・生徒数*2	合計額*3
小学校	10,473 人	455,014,380 円	10,203 人	508,444,020 円
中学校	5,524 人	247,779,160 円	5,537 人	285,963,150 円
合計	15,997 人	702,793,540 円	15,740 人	794,407,170 円

*1：令和5年6月30日時点（改正前の学校給食費で算出しています。）

*2：児童・生徒数及び学級数将来推計（令和5年度版）

*3：見直し後の学校給食費を基に算出しています。

7 厚木市学校給食費に関する条例及び施行規則の一部改正について

無償化の実施及び給食費改定に当たり、厚木市学校給食費に関する条例及び同条例施行規則の一部を改正するものです。

項 目	改正前	改正後												
学校給食費の徴収について	児童・生徒の保護者から徴収する。	学校給食費は、徴収しない。ただし、学校給食を受ける児童・生徒の保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている場合は、この限りでない。												
	【補足】保護者が教育扶助を受けている児童・生徒の学校給食費は、保護者が負担していないため、無償化の対象外とします。													
学校給食費の額について	別表に定める額とする。	規則で定める額とする。												
	別表（条例）	別表（施行規則）												
	<table><tr><th>区分</th><th>年額</th></tr><tr><td>小学校</td><td>44,590 円</td></tr><tr><td>中学校</td><td>47,850 円</td></tr></table>	区分	年額	小学校	44,590 円	中学校	47,850 円	<table><tr><th>区分</th><th>年額</th></tr><tr><td>小学校</td><td>50,490 円</td></tr><tr><td>中学校</td><td>54,450 円</td></tr></table>	区分	年額	小学校	50,490 円	中学校	54,450 円
	区分	年額												
小学校	44,590 円													
中学校	47,850 円													
区分	年額													
小学校	50,490 円													
中学校	54,450 円													
児童・生徒一人当たりの額とする。														
【補足】表に定める額は基準学年（小学校2・3年生、中学校1・2年生）の年額となります。														
学校給食費の減免	特別の理由があると認めるときは、減免することができる。	（全文削除）												
	【補足】無償化により不要となるため、条例、施行規則の規定を削除します。													
条例改正前の学校給食費について		改正前の条例の規定に基づく。												
	【補足】改正前の学校給食費については、現行の条文が適用される旨、附則に規定します（令和5年度までの学校給食費は無償化の対象になりません。）。													
施行期日		令和6年4月1日（予定）												

**学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の一部改正の骨子
に対するパブリックコメントの実施結果について**

1 意見募集期間

令和5年9月1日（金曜日）から令和5年10月2日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 意見をいただいた人数 | 3人 |
| (2) 意見の件数 | 12件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 0件 |

3 意見と市の考え方

別紙「パブリックコメントにおける意見の概要及び市の考え方」のとおり

4 お問合せ先

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 担当課名 | 学校給食課 |
| (2) 連絡先 | 046-225-2683 |

5 結果公開日

令和5年11月6日 公開

**学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の一部改正の骨子
に対するパブリックコメントにおける意見の概要及び市の考え方**

No.	意見の概要	市の考え方	反映したものの
骨子全体			
1	骨子の内容は良いと思いました。無償化賛成です。条例の一部改正も賛成です。	令和6年4月からの学校給食費無償化の実施に向け取り組んでいるところです。 無償化後も安心・安全でおいしい給食を実施していきます。	
4 学校給食費無償化及びその対象者について			
2	持続可能な施策とするため、多子家庭向けに上限を設けた上で、低額の一部負担を残してはどうでしょうか。	家庭状況や保護者の経済状況で区別しない子育て支援施策が必要と考え、学校給食費無償化に向け取り組んでいるところです。	
5 学校給食費相当額の補助について			
3	学校給食費無償化についてアレルギー対応による給付があることは良いと思います。 (アレルギー等により、お弁当を持参している児童等の保護者への対応)	本市の全ての子どもの食の環境を社会全体で支えるという考えの下、給食の提供を受けられない学齢期の子どもへの保護者に対し、学校給食費相当額を申請により給付する制度を創設するものです。	
4	色々な家庭があるため、申請制度の周知、申請方法を丁寧にして、申請しやすい対応をお願いします。	学校給食費相当額の補助については広報あつぎ等で周知するほか対象者への個別の御案内を予定しています。	
6 学校給食費の見直しについて			
5	小学校5900円、中学校6600円の一人当たりの年額増、ありがとうございます。今後も状況に応じての見直しをお願いします。	今後につきましても、必要に応じて見直しを行う予定です。	

7 厚木市学校給食費に関する条例及び施行規則の一部改正について			
6	学校給食費の徴収について（改正後）の欄にある、学校給食費は、徴収しない。の後の【ただし～この限りでない。】は分かりづらいので、補足があれば必要ないと思います。	「ただし～この限りでない。」の部分は、補足で説明している、保護者が教育扶助を受けている児童・生徒の学校給食費は公費で負担しているため無償化の対象外とする旨を条文として整理したものです。	
その他			
7	JAなどと協力し、給食用食材専用の農園を作ったり、農家と提携したりしてはどうか。また、授業の一環として、その農園で農業体験を行ってはどうか。	現在のところ、給食食材専用の農園を作ることは予定していませんが、地場農産物の学校給食での活用や食農教育の推進に当たっては、JAあつぎや地域の生産者の皆様と連携・協力しております。	
8	厚木の農業を守るため、子どもたちに農業の大切さを伝えるため、厚木市内産の野菜、お米、食材を優先して使ってください。	地場農産物の学校給食での活用につきましては、令和5年9月から月3回程度から月5回程度に拡充したところです。引き続き、地場農産物の学校給食での活用に取り組んでいきます。	
9	お楽しみ給食に出ている乳酸菌飲料等の代替の飲み物はないのでしょうか。もしくは人工甘味料を含む乳酸菌飲料等は病気の発症の問題になっているので提供中止してほしいです。	人工甘味料を含む乳酸菌飲料等については、お楽しみ給食を含めて、現在提供しておりません。	
10	牛乳をやめお茶にすることで予算を確保してはどうか。	学校給食は文部科学省の定める「学校給食摂取基準」に基づき、栄養士が献立を作成しております。牛乳は、子どもたちの成長に欠かすことのできないカルシウムを確保するために必要な食品として提供しております。	

11	給食費無償化に伴い、食材の質が下がることは避けていただきます。	無償化後も、文部科学省の定める「学校給食摂取基準」に基づき、安心安全で子どもに喜んでもらえる給食を提供していきます。	
12	何をもって安全というのか基準を明示してほしいです。	学校給食に使用する食材につきましては、一般的に市場で流通している食材を使用しており、加工品等につきましては、納入業者より配合内容等が記載されている物資規格書を提出していただき、内容を確認し、選定しております。	

令和 5 年度市民参加手続実施結果

No. 2 厚木市地域福祉計画（第 6 期）の策定

1 担当課 地域包括ケア推進課

2 実施した市民参加手続

（ 1 ）審議会

（ 2 ）意見交換会

（ 3 ）パブリックコメント

《意見交換会》地域福祉、障がい者福祉、高齢者保健福祉・介護保険事業の3計画の改定

更新日：2023年07月01日 / 公開日：2023年09月12日

福祉に関する3計画の策定について、意見交換会を開催しました。

本市では、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を目指し、福祉に関する3計画の策定を進めています。

令和6年度から令和8年度までの3か年間計画の策定にあたり、皆様との意見交換会を次のとおり開催しました。

日時 令和5年7月27日（木曜日）午後7時から午後8時30分まで

1 開会【司会：生活福祉課長】

2 あいさつ【福祉部長】

3 計画の概要（案）説明

- ・3計画の策定方針【説明者：地域包括ケア推進課長】
- ・地域福祉計画【説明者：福祉総務課長】
- ・障がい者福祉計画【説明者：障がい福祉課長】
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【説明者：介護福祉課長】

4 意見交換

5 閉会

会場 厚木市役所本庁舎4階大会議室

参加者 11人

御意見の総数 40件

意見交換会当日の意見総数、8件。参加された方から後日提出された意見総数、32件。

御意見と市の考え方

[意見交換会当日の意見8件 \(PDFファイル: 150.5KB\)](#)

[意見交換会終了後の意見32件 \(PDFファイル: 188.6KB\)](#)

関連ファイル（当日資料：R5.7.1時点）

[策定方針 \(PDFファイル: 203.3KB\)](#)

[策定方針 \(Wordファイル: 19.2KB\)](#)

[厚木市地域福祉計画（第6期） \(PDFファイル: 925.4KB\)](#)

[厚木市地域福祉計画（第6期） \(Wordファイル: 17.7KB\)](#)

[厚木市障がい者福祉計画（第7期） \(PDFファイル: 155.3KB\)](#)

[厚木市障がい者福祉計画（第7期） \(Wordファイル: 16.9KB\)](#)

[厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期） \(PDFファイル: 522.9KB\)](#)

この記事に関するお問い合わせ先

inquiry

福祉部 福祉総務課 福祉政策係
〒243-8511
厚木市中町3-17-17(市役所第二庁舎1階)
電話番号：046-225-2200
ファックス番号：046-221-2205

[メールフォームによるお問い合わせ](#)



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader（Acrobat Reader）」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader（Acrobat Reader）」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

	質問・意見の概要	市の考え方
1	【障がい者福祉計画】 施策の方向6「居住支援の充実」の主な取組に精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築とあるが、精神障がいに関しては、住居の問題だけではなく障がい者施策全体に含めてほしい。 心身障害者医療費助成は精神障がい者は1級のみ対象となっているが、2級も対象にしてもらいたい。	地域包括ケア社会の実現のため、精神障がい者の方には居住支援だけ行うということではないため、本計画の中では誤解を生じないように進めてまいります。 心身障害者医療費助成については個別の御要望として承ります。全国一律で検討すべき事項と考えるため、引き続き国・県に対しても要望していきます。
	【障がい者福祉計画】 施策の方向2「権利擁護の推進」の成年後見制度について、成年後見人がつくことで家族や支援者は楽になるが、本人の生活が制約され、大変になってしまうことがある。本人を中心とした意思決定を重視してほしい。	計画に盛り込めるかどうか、検討してまいります。
2	【障がい者福祉計画】 農福連携促進事業の取り組み方について伺いたい。	農福連携について、昨年度から取り組み、今年度から本格的に始めています。農家と事業所で打合せをし、例えばネギの皮むきなどに対して、農家から報酬を支払うというものです。今のところ6件契約が成立しており、順調に農福連携が育っていると考えています。
	【障がい者福祉計画】 障がい者就労施設共同受注窓口の利用促進について説明してほしい。	障がい者就労施設共同受注窓口は、企業・官公庁が障害者施設に発注する場合に、窓口で発注を受け付け、登録している事業所に結びつける役割を担っています。登録件数も契約件数も順調に増えています。

3	【地域福祉計画】 高齢者のひとり暮らしで生活に困窮している方の中には、生活保護を受給するのに抵抗がある方がいる。生活保護は国民の権利であり、受けられるものであるということを市民にPRしてほしい。	生活保護は国民の権利であり、憲法に定められた人権の保障の一つです。そのため、本市では、生活保護の受給に対する抵抗を少しでも解消できるよう、ちらしを作成し周知しています。今後につきましても、引き続きPRに努めてまいります。
4	【障がい者福祉計画】 施策の方向1「障がい者理解の促進」が進んでほしい。精神障がい者は誤解をされやすく、当事者も家族も地域で暮らしづらいのが現状である。地域交流支援事業が進んでほしい。 また、若い人が精神障がいに関して学ぶ機会がないので、中学生くらいを対象に、精神障がいの理解が進むような取組を進めてほしい。施策の方向11「地域をつなぐネットワークの構築」にもつながると思う。	計画を策定するに当たり実施しているアンケート調査の結果の経年経過では、「理解不足だと思う」と回答した方の割合は減少傾向ですが、障がい者への理解度については100%を目指すべきであるため、引き続き障がい者理解の促進に取り組んでまいります。具体的には、映画上映会の開催など、身近で親しみやすいところから理解の促進を図ってまいります。 また、若い方への教育の重要性については認識しておりますので、計画への位置付けなどを含め検討してまいります。
5	【地域福祉計画】 福祉計画や福祉活動は、絶対に取りこぼしがいないよう、行政だけではなく皆で助け合って取り組まないと成り立たない。福祉活動における福祉教育を徹底して、広報・宣伝により教育的な対応を知らしめることが一番大事。皆で助け合って地域コミュニティ構築を目指すという基本的な考え方のもとに取組をすることが大事であると思う。	「住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち」という基本目標を掲げ、見守り活動の充実、地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりのほか、新規で「地域におけるネットワークづくり」を施策の方向4として挙げています。 また、施策の方向5「福祉に対する理解の促進」で、福祉全般に渡って年齢を問わず理解を深めていただくために、主な取組に記載してあります事業に取り組んでまいります。

6	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 【障がい者福祉計画】 福祉職の人材を育成していくとのことだが、実際の現場では、サービスを受けようとしてもヘルパーがいなくて困っているところがある。ヘルパーは仕事を休めない実態がある。働きやすい職場、働ける環境をどう作っていくのかを含めて皆で考えていかなければならない。	就職相談会の開催のほか、研修費用の補助、事業所の人材育成支援、また今年度から新たに求人広告の掲載料の補助を創設し、介護職等の人材確保に努めております。人材確保については、継続的に支援を行っていくことが重要であることから、引き続き支援してまいります。 また、人材確保の支援だけでなく、地域での助け合いの方法やヘルパーの活用方法などについての出前講座を実施することにより、今ある資源の中でも住み慣れた地域で住み続けられるよう取り組んでおります。
7	【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 【地域福祉計画】 施策の方向6 認知症施策「共生と予防の推進」の主な取組「家族会との連携及びピア活動等による認知症本人と介護者（家族）支援の推進」について、具体的な取組は。 また、地域でできることは地域で協力すること、地域でのつながり、見守りが理想的であるが、現状では難しく、否定的に見ている人も多い。それでも、つながりや見守りが一番基本であると感じている。 また、高齢者の貧困問題が多い。経済的な理由でサービスが十分に入れないなどの現状があるため、計画に入れていただいていると思うが、よろしくお願いしたい。	「家族会との連携及びピア活動等による認知症本人と介護者（家族）支援の推進」については、本人・御家族の負担軽減を図れるよう、支える方を増やすため、認知症サポーターの養成などに取り組み、また、家族会の方などと意見交換をしながら具体的な取組を考えてまいります。 地域福祉計画においては、認知症予防のため、高齢者の方が外に出て交流する各取組の実施や地域における世代間交流事業の実施を施策の方向2「地域における居場所づくり」に位置付け取り組んでまいります。日頃からの見守り活動をし合う中で、地域の中での顔合わせ、交流を図るため施策の方向4「地域を支えるネットワークづくり」の主な取組の「災害時における避難行動要支援者の避難の連携強化」に取り組んでまいります。

8	【地域福祉計画】 【障がい者福祉計画】 【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 ヘルパーも含めて、日本全体でエッセンシャルワーカーが減少し、皆大変な状況の中で働いている。行政で何かできないか、期待を持っている。 今の日本の現状・課題は、人口減少、少子高齢化、ヤングケアラーの問題がある。国・県・市でしっかりと取り組んで、皆が地域社会の中で最後まで明るい生活ができるよう、希望が持てる社会ができればよいと思っている。	人口減少、少子高齢化、ヤングケアラーの問題について、計画全体に関わってくる問題であることから、連携しながら各計画を策定してまいります。
---	---	--

番号	内 容	回 答
1	8050問題がクローズアップされていますが、7040、6030、5020、4010それぞれ問題があると思う。 障がい者を捉えた家族がいる家庭がその年代ごとに捉える問題、そして、将来をみすえた支援をサポートする基幹相談センターや地域包括支援センターの立場が重要となると思う。相談員の専門性やスーパーバイズする方がいたら地域（市内）の質や支援が向上すると思う。	【福祉総務課・障がい福祉課】 8050問題等、多種多様な問題に対応できるようにするため、障がい者基幹相談支援センターと市内の障がい者相談支援センターとの間で、事例検討や有識者を招いた研修会を実施し、支援力の向上に努めます。また、地域包括支援センターとの連携も引き続き強化してまいります。
2	各計画の実態調査等が市ホームページで確認できない。策定方針の根拠となる数値であるため、閲覧したい。 【地域福祉計画】…令和3（2021）年度厚木市民実感度調査 【障がい者福祉計画】…令和4（2022）年度厚木市障害福祉サービス利用実態調査 【高齢者福祉計画】…厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定のためのアンケート調査（令和4年12月実施）	3計画ともにホームページにて閲覧可能となっております。 【福祉総務課】企画政策課のページに掲載 https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/kikakuseisakuka/3/33607.html 【障がい福祉課】障がい福祉課のページ掲載 https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/shogaifukushika/6/22643.html 【介護福祉課】介護福祉課のページに掲載 https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/kaihofukushika/9/38066.html
3	新オレンジプランについて、地域福祉計画「3課題＞（5）老いること・障がいがあること等に対する理解の不足」と高齢者福祉計画「3課題＞（5）認知症高齢者による社会問題の増加」両計画において「令和7（2025）年には、・・・り患するとされて」の部分は全く同じ文章であるが、新オレンジプランの脚注の位置が異なる。どちらが正しいのか。また、「85歳以上では約4割の高齢者がり患する」という根拠（引用元等）は何か。引用元を明記してほしい。	【地域包括ケア推進課】 認知症の高齢者は、団塊の世代が全て75歳以上となる10年後の2025年には、最大で730万人に達し、高齢者のおよそ5人に1人に上るとの推計を厚生労働省の研究班がまとめたものを発表したものから文章を作成しております。 根拠（引用元）といたしましては、「超高齢期の認知機能～百歳までと百歳から（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）」となります。
4	「8050問題」の定義と、地域福祉計画と障がい者福祉計画での使われ方（意図）が異なっているように感じる。 地域福祉計画では「引きこもりの子の高齢化とそれを扶養する親の高齢化」という問題を指しており、障がい者福祉計画では「高齢の子が障がい者であることの問題を含んでいる」と思う。 策定の方がぶれないように、また読み手によって受け取り方が異なることのないように、それぞれの意図を定義とあわせて明記してほしい。	【福祉総務課、障がい福祉課】 8050問題は80歳代の親と50歳代のその子どもの組み合わせによる生活問題をいい、多くは子どもの引きこもり状態が長期化し、それを支える親共々高齢化することで、経済的にも精神的にもひっ迫した状態があげられます。 地域福祉計画では、「高齢者、障がい者、子どもなど、全ての人々を対象とした」計画となります。 その一方で、障がい者福祉計画においては、障がい者中心の考え方になりますので、子どもの引きこもり状態だけではなく、親が障がいのある子どもの介助に障害福祉サービス等の関係機関が関わることなく長年専念することや、障がいのある子どもの年金等を頼りに長きにわたり経済的搾取をする場合もあり、親の高齢化に伴い、これ以上介助等ができないひっ迫した状態であったり、最悪の場合、親が不慮の事態に見舞われて、障がい者が孤立してしまう状態になって初めて関係機関に明らかになることがあります。 そのため、引きこもり状態も大きな課題ですが、障害特性・状態や親子の構造的関係性に応じて、起こりうる問題となります。
5	意見交換会当日、手話通訳者の配置は灯りが消えている場所で薄暗かったため、手話がよく見えなかった。 福祉部の意見交換会でありながら、誰も改善しようとしなかったことが、とても残念だった。	【障がい福祉課】 手話通訳者及び要約筆記に伴うスクリーン等の配置につきましては、どのような方でも情報の取得ができるよう、今後注意してまいります。

番号	内 容	回 答
6	地域福祉計画の中に、『外国人住民』に関する課題やニーズを施策に追加してほしい。	【福祉総務課】 外国人住民に対する理解も地域づくりには欠かすことはできないと考えています。計画の策定時に、検討させていただきます。
7	「地域福祉計画」策定方針の「3 課題(6)判断能力の不十分な人の増加」の「一人暮らしの高齢者」という表記を削除してほしい。また、「障がい者が増加する」根拠を追加してほしい。	【福祉総務課】 「一人暮らしの高齢者」は、親族間で必要な措置がとれていることが大切であると考えておりますが、一人暮らしの高齢者の中には、そういった親族がいないことも多く、判断能力が低下してきても気づかれにくい状況であると考えております。 また、障がい者の増加する根拠については、計画策定時に留意いたします。
8	「地域福祉計画」策定方針の「3 課題(9)複雑化・複合化する支援ニーズの増加」の重複部分を見直してほしい。 「・・・対応しきれないような解決が困難なケースが増えています。」とあります。「対応しきれないような」と「解決が困難な」は同じことを指していると思います。どちらかだけで良いと思います。	【福祉総務課】 計画策定時に、重複した言い回しとならないよう確認いたします。
9	「障がい福祉計画」策定方針の「3 課題>(1)障がい者理解の不足」の目に見えない障がい」について、もっと丁寧に説明してほしい。 「・・・精神障がいや発達障がい等、目に見えない障がいもあることから、・・・」とあります。目に見えない障がいへの理解が明記されることは大賛成です。しかし、目に見えない障がいを「精神障がいや発達障がい等」と記載するとそのことには意識がいきますが、それ以外の目に見えない障がいが「見えなくなって」しまいます。計画からまれ、当該者からは理解が進んでいないという印象を招いてしまう可能性があります。 いわゆる内蔵に関するもの（オストメイトやペースメーカー等）、色覚障がい、聴覚障がい、その他にもあると思います。脚注等で補記してほしい。	【障がい福祉課】 計画策定時に、いただいた内容を踏まえ、市民の方々が誤解を招かないよう記載内容を検討させていただきます。

番号	内 容	回 答
10	「障がい福祉計画」策定方針の「3 課題＞（5）障がい者の就労支援」の障がい者の就労ニーズの多様化の背景について、具体的な説明を追加してほしい。 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の背景の中、多様な働き方が生じたこと」はわかるが、「障がい者の就労ニーズが多様化している」ことは感染拡大が背景なのか。その理由と具体例（根拠等）を追加してほしい。 そうではなく、元々あった就労ニーズなのではないのか。元々あったニーズであるならば、感染拡大を理由としないで、「理解が進んできて、障がい者の就労ニーズの多様性に目が向けられるようになった」というような内容が良い。	【障がい福祉課】 令和に入り新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、感染拡大防止の観点から、世間一般的にも在宅勤務・リモートワークが流行し、同様に、多くの事業所においても「在宅でのサービス利用（在宅支援）」を特例で実施し、在宅支援が普及しました。 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定で、就労移行や就労継続支援の在宅支援の利用が大幅に緩和され、在宅での勤務を希望する障がい者が増加しています。 加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う営業不振による解雇や契約満了等による再就労を目指し支援が必要な障がい者も増加しました。 また、令和6年度の障害者雇用促進法の改正に伴い、雇用率において、精神障がい者や重度の身体・知的障がい者の短時間労働者の算定が可能となります。その場合、現在障害福祉サービス等で活動している障がい者の雇用も想定され、一般就労に向けた支援が重要となります。さらに、短時間労働のため、勤務時間以外における障がい者の居場所の支援や病状等の悪化による復職支援等様々な課題・ニーズが生じることが想定されます。 以上のように、新型コロナウイルス感染症拡大や法律の改正等により障がい者の就労が多様化し、新たなニーズも生じています。しかしながら、頂きましたご意見のとおり、障がい者の就労に目が向けられ理解が進むことで、元々存在する就労ニーズに対応できる側面もございますので、計画策定時に参考とさせていただきます。
11	「障がい福祉計画」策定方針の「3 課題＞（6）安心できる地域生活の継続 2行目」の「困難事例」とは、どの情報からのものか。	【障がい福祉課】 ここでいう困難事例につきましては、国等が示すものではなく、各地域の障がい者相談支援センター等から市に報告いただいている内容で、障害福祉サービス等の支援が必要な障がい者で生活問題や障害特性等、様々な要因でサービスに至らない事例等となっています。
12	「障がい福祉計画」策定方針の「3 課題＞（7）障がい者の外出支援」の「移動に制約がある」を削除してほしい。	【障がい福祉課】 社会的障壁を取り除く観点からも、いただいた内容や厚木市障害福祉サービス利用実態調査の回答を踏まえつつ、計画の作成に際しては、「ひとりで移動が困難な障がい者等」に記載を変更させていただきます。
13	「障がい福祉計画」策定方針の「3 課題＞（10）災害時の対応」の計画策定の際には、具体的な「避難体制の構築」例を明記してほしい。	【障がい福祉課】 障がい者相談支援センター、自主防災隊、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センターなどの関係機関が連携して、災害時に避難支援を行う体制をイメージしています。
14	「障がい福祉計画」の「施策体系図＞施策の方向 1・5 主な取組（案）」の「農福連携」とあるが、連携業種を「農」にした理由は何か。	【障がい福祉課】 農林水産省が、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組をしており、全国的にも広がっているため、本市においても実施しているものです。他分野については今後研究させていただきます。

番号	内 容	回 答
15	「障がい福祉計画」の「施策体系図＞施策の方向7＞主な取組（案）「●文化芸術活動及びスポーツ活動の促進」」と「施策の方向11＞主な取組（案）「○参加しやすいイベントや交流スペースの創出」」について、 「参加しやすい環境」（施策の方向7＞達成された姿）には主催者側の対応とともに、設備側も重要な要素である。設備があることでイベント等が一層豊かになる。保健福祉センターのエレベーターが改修されたが、とても利用しやすくなった。ぜひ街づくり計画や公共施設最適化基本計画等とも密に連携し、社会的障壁をなくしていくことを追記してほしい。 求められる設備例：外国語併記、点字銘板（階段や手すり、室名情報など）、ヒアリングループなど	【障がい福祉課】 障がい者が参加しやすい環境については、合理的配慮を踏まえた設備環境の整備も重要であるとともに、障がい者理解の推進も重要と考えております。 設備のほかに障がい者に配慮した人員配置等の実施することで環境整備を図ってまいります。 なお、いただいております他計画の意見につきましては、関係各課と連携してまいります。
16	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「2 現状」の文中の「様々な」は何を修飾しているのか。（高齢者なのか、高齢者の外出支援なのか、施策なのか） 施策であれば、「介護予防等の様々な施策を」としたほうが読み間違いが起きないと思う。あるいは「様々な」は削除しても問題ないと思う。	【介護福祉課 地域包括ケア推進課】 「様々な」は、外出支援を修飾しております。 なお、御提案については、計画策定時に検討させていただきます。
17	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「3 課題＞（1）支援機能の必要性」の「必要性」は、「充実」や「拡充」などのほうが適当ではないか。理由としては、本項文には「地域包括センターの役割が重要です。」（3行目）とあり、すでに支援機能は存在していると思うからである。 また、「急速に進む高齢化や単身世帯及び高齢者のみの世帯の増加」とあるが、高齢化については「2 現状」において示してあるが、「単身世帯および高齢者のみの世帯の増加」についても具体的な数値を追加してほしい。	【介護福祉課】 御提案につきましては、計画策定時における文言等の使用に十分に配慮いたします。 また、具体的な数値等については、可能な限り、記載するよう検討させていただきます。
18	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「3 課題＞（2）見守りの必要な高齢者等の増加」について、 要望1：本項文のもう少しわかりやすい説明をしてほしい。誤解を招いたり読み手によって解釈が異なったりしては計画もぶれてしまう。 「介護や支援を必要とする世帯などが増加」したから「外出の機会の減少」になったのか。「外出の機会の減少」だけが「地域での人と人とのつながりの希薄化が進んだ理由」なのか。関連はしていると思うが、同じではないと思う。 要望2：「外出の機会の減少」の根拠を追加してほしい。 「2 現状＞（2）高齢者施策について」のアンケート調査から要望は読み取れるが、「外出の機会の減少」の理由は読み取れない。なぜ外出の機会が減少しているのかを明確にすることで、社会的孤立の防止策や安心して生活できる仕組みが適切に提供できる計画につながると思う。	【介護福祉課】 計画策定時に、分かりやすい文言等を使用するよう十分に留意するとともに、御提案につきましては、策定に当たり、十分に留意させていただきます。

番号	内 容	回 答
19	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「3 課題＞（3）在宅生活の限界点の引き上げ」とは何か。定義を追加してほしい。 また、計画の将来像である「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで」と照らし合わせると、限界点の引き上げよりも「撤廃」することが課題として適当だと思う。	【介護福祉課】 御提案につきましては、計画策定時に、参考にさせていただきます。
20	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「3 課題＞（4）移動困難者の増加」の「自動車運転免許自主返納者も増加しており」とあるが、具体的な数値を追加してほしい。できれば厚木市の数値を希望。 また、「介護予防による外出を促す観点からも」とあるが、外出は介護予防のためだけにするのではなく、また外出には転倒のリスクも伴うので、誤解を招きかねない。計画の将来像に沿った「自分らしい暮らしを続ける観点からも」というような表現に改めてほしい。	【地域包括ケア推進課、介護福祉課】 具体的な数値の追加につきましては、可能な限り記載するよう検討いたします。 また、「介護予防による外出を促す観点からも」という記載につきましては、普段の外出が介護予防につながるため、意識啓発の必要性を記載したのですが、計画策定時に市民の方々が誤解を招かないよう記載内容を検討させていただきます。
21	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「3 課題＞（5）認知症高齢者による社会問題の増加」の「認知症高齢者による社会問題」（項番タイトル）や「様々な社会問題」とはどんな問題のことか。「社会問題」がどんなことを指しているのかが読み手によって異なる可能性がある。定義、もしくは具体的に明記してほしいです。 また、認知症高齢者の増加と社会問題の増加を直接結び付けるような表現は改めてほしい。「社会問題の増加」は、ある問題が増加して社会問題化するのであって、認知症高齢者の増加が社会問題を増加させているのではないと思う。	【介護福祉課】 計画策定に当たっては、御提案に基づいて検討させていただきます。
22	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「3 課題＞（6）認知症高齢者等への支援」の「認知症の人を含む高齢者」は、単に「高齢者」で良いのではないか。 また、本項は「3 課題＞（1）支援機能」よりも高齢者の認知症施策を重視していることが伺えるが、1 行目は「認知症になっても本人の意思が尊重され・・・」としてはどうか。	【介護福祉課】 御提案につきましては、計画策定に当たっては、十分に留意するよう検討させていただきます。
23	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「3 課題＞（8）生産年齢人口減少による社会の担い手の不足」の「担い手不足が懸念されることから、高齢者が社会で役割を持って活躍できるよう、」とあるが、高齢者が活躍することは担い手不足の懸念と関係ない。また、この文章からは「担い手が不足するからやる」というような、高齢者の活躍が義務的な印象を受けるので、改めてほしい。 例「高齢者が大幅に増加する一方、現役世代が減少し続けることが見込まれます。高齢者が自分らしく、社会で役割をもって活躍できるようになることは担い手不足の懸念払しょくにもつながることから、高齢者の多様な就労・社会参加ができる環境設備が必要です。」	【地域包括ケア推進課、介護福祉課】 御提案につきましては、計画策定時に当たり、十分に留意するとともに、検討させていただきます。

番号	内 容	回 答
24	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「3 課題＞（9）介護サービスの需要増加に対するサービス供給の不足」の「仕組みづくりや取組をデザインすること」とあるが、「デザインする」とは何か。仕組みや取組をどうすることなのかを明確にすることで、そのあとに続く「必要な介護人材の確保と育成」もぶれなくなり、適切な施策・予算につながると思う。	【介護福祉課】 内容を踏まえ、事業計画書での記載内容を検討させていただきます。
25	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「5 主な取組＞（2）生活支援サービスの充実」の「地域の中で高齢者に限らず、全ての住民同士が支え合い、」とある。確かにその通りであるが、急に「全ての」と、範囲が大きくなってしまった印象を受ける。「地域の住民同士が」としたほうが、他の項目との印象も揃うのではないかと思う。	【介護福祉課、地域包括ケア推進課】 全ての住民は、市全体ではなく年齢、性別等のイメージで使用していますが、御提案につきましては、計画策定時に、他の項目等とも照らし合わせ、検討させていただきます。
26	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「5 主な取組＞（3）医療・介護・福祉・生活支援の連携強化」の「地域の特性に応じた支援や、切れ目なく必要な支援を一体的に提供できる体制」とあるが、よくわからない。必要な支援とは地域の特性も加味されている、あるいは相互に連携することで加味できるのではないか。 例「・・・生活支援が相互に連携することで、地域の特性に応じた必要な支援を、切れ目なく一体的に提供できる体制を構築します。」	【介護福祉課】 御提案につきましては、計画策定時に、留意するとともに検討させていただきます。
27	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「5 主な取組＞（4）地域特性に応じた環境整備」の「バリアフリー改修」とある。バリアフリーには建物などのハード面だけではなく、通訳や心理的などのソフト面も含まれると思う。読み手による相違が起きないように、当該での定義（用語の使い方）を追加してほしい。	【介護福祉課】 御提案につきましては、計画策定時において、検討させていただきます。
28	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「5 主な取組＞（5）権利擁護の推進」の「高齢者の特性に応じた意思決定支援」とある。意思決定は高齢者という層に対してなされるものではなく、個人になされるものだと思う。誤解しないような表現に改めてほしい。 例「一人一人に応じた意思決定支援」 質問：「その理念の支援者への浸透」（3行目）とありますが、「その」とは何を指していますか。 「意思決定支援」そのもの（権利擁護）の理念でしょうか。それとも決定した個別の支援の理念（支援テーマ）でしょうか。	【介護福祉課】 御提案につきましては、国の計画等も含め、留意するとともに、検討させていただきます。 また、その理念については、意思決定支援に関する理念です。
29	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「5 主な取組＞（6）認知症施策「共生と予防」の推進」の「認知症の人を含む高齢者には、できることとできないことが生じてくることを踏まえ、」を削除してほしい。できることとできないことが生じてくるのは、認知症や高齢者に限らず、誰にでも当たり前のこと。	【介護福祉課】 御提案につきましては、計画策定時において、検討させていただきます。

番号	内 容	回 答
30	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「5 主な取組＞（7）介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実」の「要介護状態とならないようにするための」（1行目）を削除してほしい。要介護状態になることが「悪」で、人生おしまいのような印象を受けるため。「生活機能の維持・向上を目的とした介護予防事業」で十分だと思う。	【介護福祉課】 御提案につきましては、計画策定時において、検討させていただきます。
31	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「5 主な取組＞（8）社会参加と生きがいづくりの推進」の「多様なライフスタイルに対応するために」を削除してほしい。本項文の意図が多様なライフスタイルを表しているから。（重複している）	【介護福祉課、地域包括ケア推進課】 御提案につきましては、計画策定時において、検討させていただきます。
32	「高齢者計画・介護保険事業計画」策定方針の「5 主な取組＞（9）介護サービス等の充実」について、 質問１：「また、個別ニーズに応じた・・・体制づくりを推進します。」とあるが、何が言いたいのかよくわからない。1 行目と2行目で十分に表していると思うので、削除しても良いのではないか。 質問２：施策体系図＞施策の方向9＞主な取組（案）にある「●住民主体による介護サービスの充実」とは何か。介護人材が不足しているから家族（住民＝家族）で担うということか。地域のつながりや「ゆるい見守り」を指している（住民＝地域）のであれば、表現を見直したほうが良いと思う。	【介護福祉課】 御提案につきましては、計画策定時において十分に留意するとともに、文言等につきましては、法に基づいて国が示しているものもありますので、御理解ください。

厚木市地域福祉計画（第 6 期）（案）に対する
パブリックコメント手続実施要領（案）

1 目的

厚木市地域福祉計画（第 6 期）（案）について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市地域福祉計画（第 6 期）（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（11月15日号）への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載（11月27日から）

4 計画等の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で11月27日から12月27日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 厚木市役所第二庁舎 1 階福祉総務課
- (2) 市役所本庁舎 3 階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 中央図書館
- (6) あつぎ市民交流プラザ
- (7) 保健福祉センター
- (8) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和 5 年11月27日（月）から12月27日（水）まで
郵送の場合は、12月27日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

ア 厚木市役所第二庁舎 1 階福祉総務課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎 3 階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎 1 階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(I) 中央図書館

(オ) あつぎ市民交流プラザ

(カ) 保健福祉センター

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511 厚木市中町 3 -17-17 厚木市福祉総務課宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-221-2205（厚木市福祉総務課）

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 1900@city.atsugi.kanagawa.jp

電子メールの件名「厚木市地域福祉計画（第 6 期）（案）のパブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市地域福祉計画（第 6 期）の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 計画等の配布及び閲覧」に掲げた場所等で公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

(3) 提出された意見は、個人情報を除き公開する場合があります。

= 案 =

概要版

地域包括ケア社会の実現に向けて

厚 木 市 地域福祉計画 (第6期)

厚木市成年後見制度利用促進基本計画(第2期)

厚木市再犯防止推進計画(第2期)

市内事業所にイラスト作成依頼中

～ 見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり ～

厚 木 市

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。

ただし、法令、団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。

（例：障害者総合支援法、身体障害者手帳 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第1章 計画策定の趣旨 (P5~16)

1 計画策定の背景と課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響から人と人との接触の機会を控えたことなどにより、地域における住民同士のつながりが薄れ、社会的に孤立してしまう人が生じやすくなっていることから、見守り活動や地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりを改めて推進する必要があります。
- (2) 65 歳以上の高齢者においては、令和7（2025）年に5人に1人が認知症をり患し、85 歳以上では約4割にのぼるとされています。
- (3) 重層的な支援体制に向けた分野を超えた包括的な相談支援体制の構築を進めていくことが大切になります。
- (4) 令和2（2020）年に策定した厚木市成年後見制度利用促進基本計画についても、本計画の一部に新たに位置付け成年後見制度の利用の促進を図ります。
- (5) 必要な福祉サービスを的確に把握した上で、地域で支え合う取組を進めます。

2 計画の位置付けと性格

- (1) 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に定める成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を包含して策定
- (3) 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画を包含して策定
- (4) 福祉分野の共通事項を定める計画
- (5) 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- (6) 第10次厚木市総合計画の個別計画
- (7) SDGsの推進を図る計画

3 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年計画とします。

4 計画の対象者

高齢者、障がい者、子ども、若者、外国人、犯罪や非行をした人など、全ての人々を対象としています。

5 計画における地域の捉え方

「地域」…区域を限定せずに、「おおむね市域」という広い範囲を指します。

「地区」…15の地区にある地区市民センターごとの区域を指します。

6 計画の推進体制

医療、保健、福祉など、様々な分野における有識者などからなる「保健福祉審議会」や、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア社会の実現に向けた検討を行う「地域包括ケア推進会議」、活発な地域福祉活動を展開している「地区地域福祉推進委員会」、地域福祉の推進役として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる「社会福祉協議会」、権利擁護の普及・啓発を進める「権利擁護支援センターあゆさぽ」とともに、計画の推進を図ります。

また、地域住民や民間事業者、ボランティア団体などとの市民協働により様々な施策に取り組んでいくとともに、国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

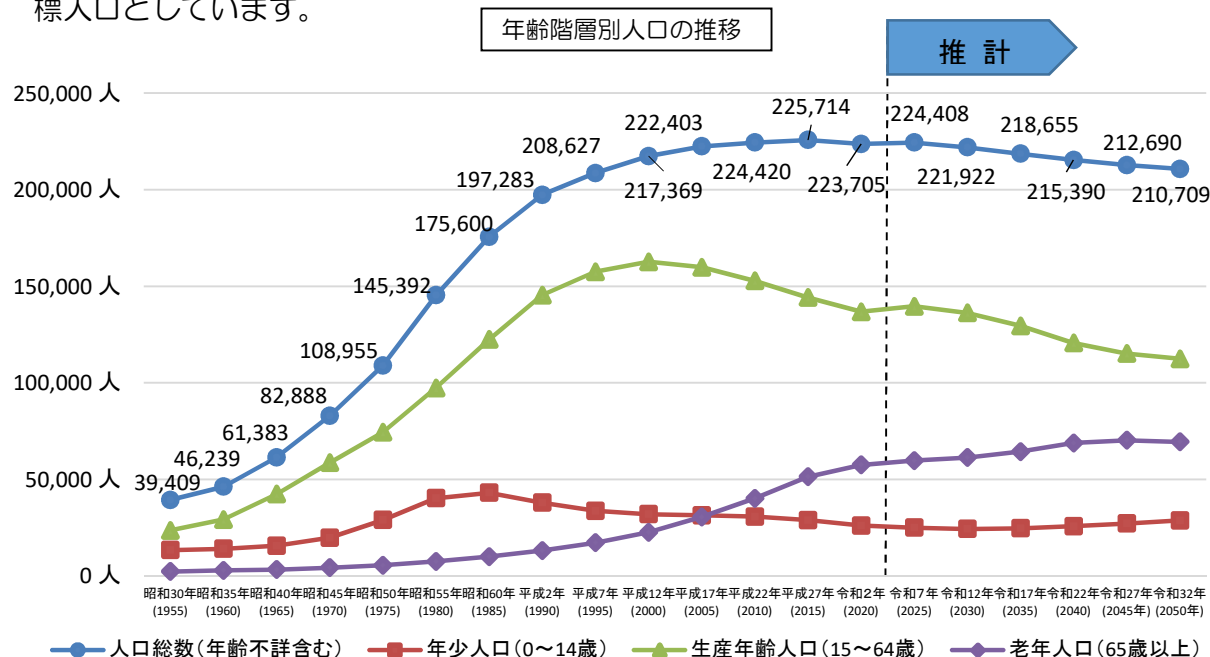
第2章 本市の状況 (P17~40)

1 人口構成

人口総数が令和2（2020）年の国勢調査において、前調査を下回る223,705人となり、調査以降で初めての人口減少となりました。

年少人口（0～14歳）は昭和60（1985）年以降緩やかに減少し、平成17（2005）年に老年人口（65歳以上）とほぼ同数となりました。生産年齢人口（15～64歳）は平成12（2000）年以降減少に転じていますが、老年人口（65歳以上）は一貫して増加を続けています。

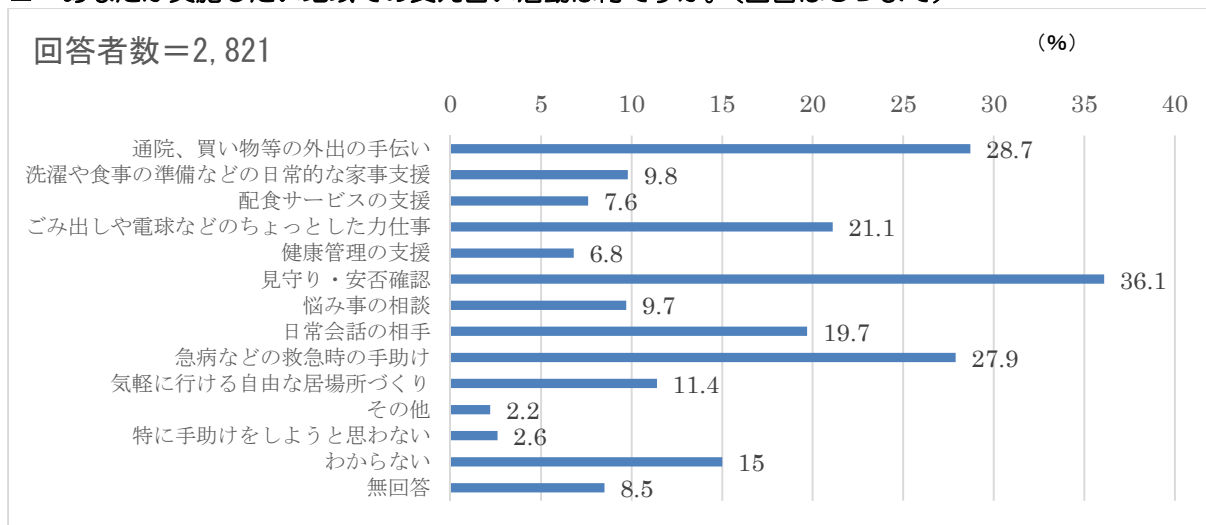
厚木市人口ビジョンでは、合計特殊出生率の上昇、20歳代、30歳代の定住促進・転出抑制等、取り組む施策の効果を見込んだ場合の将来人口の推計を本市の将来展望とし、目標人口としています。



2 地域福祉をめぐる状況

令和4（2022）年度に実施した調査の結果、浮かび上がった課題、地域福祉に求められている必要な取組などについて検証しました。

■ あなたが実施したい地域での支え合い活動は何ですか。(回答は3つまで)



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

第3章 計画の目指す姿と全体像 (P41~48)

将来像

基本理念

基本目標

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

見守り、つながり、
支え合い、一人一人
が尊重される地域づ
くり

基本目標1

住民の絆が深まり、
地域で支え合う
共生のまち



基本目標2

互いに認め合い、
一人一人が尊重され、
地域で安心して
暮らせるまち



基本目標3

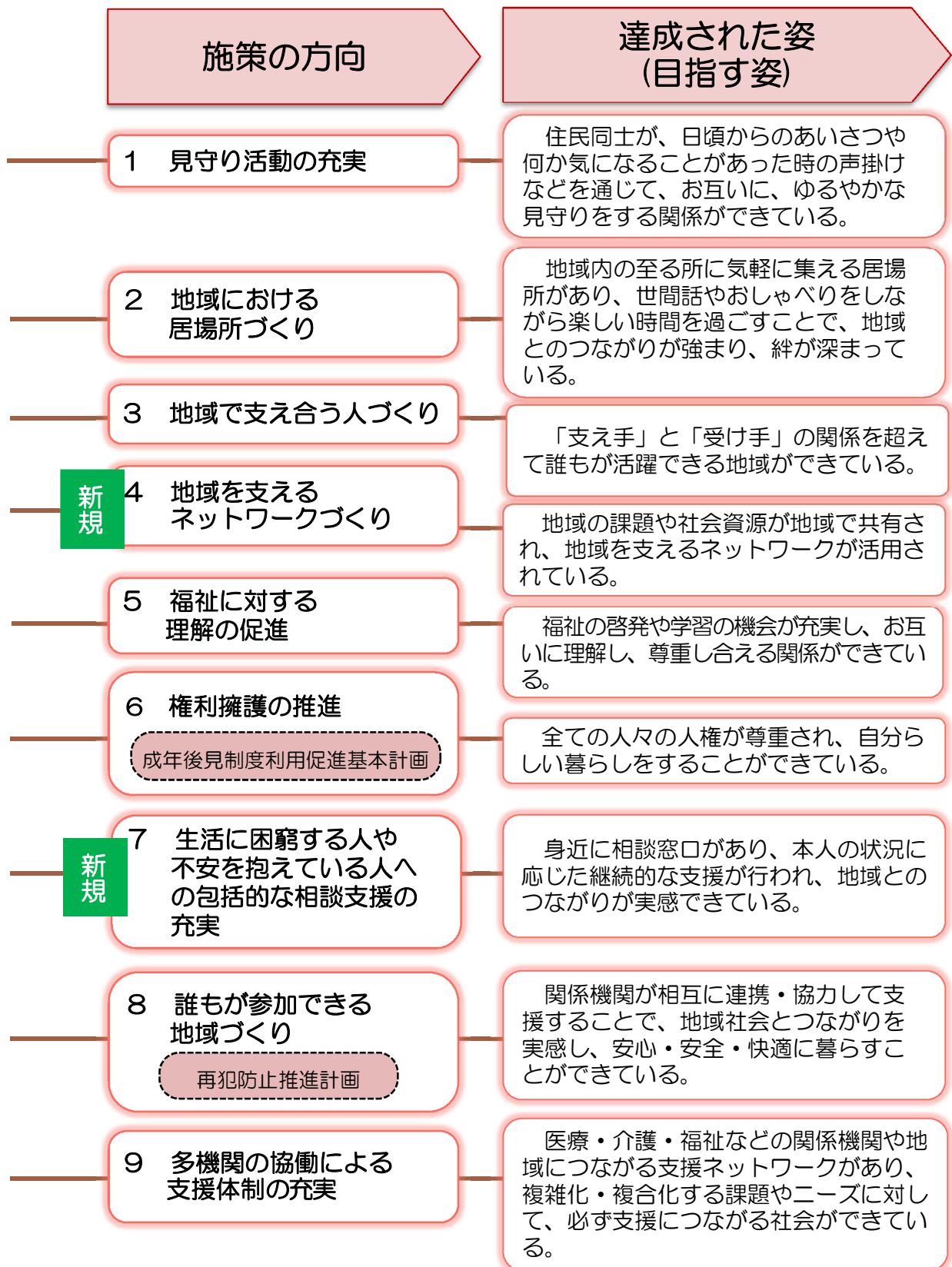
地域社会との
つながりを実感し、
誰もが社会参加
できるまち

新規



取り組むべきSDGsの目標





第4章 施策の展開 (P49~78)

基本目標 1

住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

施策の方向 1

見守り活動の充実

現状と課題

- 市民意識調査では、地域包括ケア社会の実現に向けて必要と思われる取組について、「一人暮らし、高齢者、障がい者、ひとり親などの世帯を見守る体制の充実」が必要な取組であると回答した人の割合が最も高い結果になっています。
- 地域で暮らす全ての人々が、それぞれの立場を超えて見守りの主体となることが期待されます。

主な取組

1 地域住民による見守り活動の更なる推進

- (1) 近所での声掛けや、いつもと違うことがないか、お互いに様子を気に掛けることから始め、日頃から適度な距離感を持った、地域住民による、ゆるやかな見守り活動の推進
- (2) 日常生活で家族等介護者の方等が、いつもと違うことはないか、「気づき」を感じられた際に、地域包括支援センターや民生委員・児童委員などに速やかに連絡できる相談窓口の周知・啓発
- (3) 日頃からの顔なじみの関係を築き、災害発生時の避難行動に支援を必要とする人に対する近所同士の助け合いによる支援活動の推進
- (4) 見守り活動についての更なる理解の促進

2 新たな見守り活動の取組

- (1) ICT（情報通信技術）を利用した新たな見守りサービス導入を推進
- (2) ヤングケアラー、8050 問題などをいち早く発見する体制づくり

3 民間事業者との地域見守り協定の充実

- (1) 地域見守り協定の更なる充実及び通報後の関係機関との連携による迅速な対応
- (2) 迅速かつ適切な見守りに向けた協定締結事業と見守りの事例検討などの実施

施策の方向 2

地域における居場所づくり

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から事業の開催回数や参加人数が減少しました。対象者や状況に応じた開催方法などの検討が必要になっています。
- いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域の人とつながりを持ち、誰もが身近に顔を出せる場所があることが必要です。

主な取組

1 地域住民が主体となった居場所づくりの支援

- (1) 地域住民にとって、身近な居場所の周知
- (2) 地域住民が日常的に集える居場所づくりの支援

- (3) 気軽に居場所に参加できる環境づくり
- (4) 子ども食堂などを実施するNPO等と協力した居場所づくりの支援
- (5) 市内の公共施設などのクールシェアスポットを利用した誰でも気軽に利用できる居場所づくりの支援
- (6) 地域における居場所となる仲間づくりの支援

2 地域住民が集える通いの場の開催

- (1) ミニデイサービス、サロンや茶話会などの開催
- (2) 誰でも気軽に参加しやすい通いの場の開催

3 誰もが活躍できる場や機会の創出

- (1) 生きがいや社会参加につながるサークル活動などの充実
- (2) 得意分野をいかした、地域での活動の場や機会の創出

施策の方向3 地域で支え合う人づくり

現状と課題

- 地域での日頃からの助け合いや支え合いの活動は、地域で暮らす全ての人々により進めることが重要ですが、担い手が一部の地域住民に偏ってしまい、その人々への負担増加が懸念されます。
- 日頃から地域の中で顔の見える関係をつくり、誰もが自分のできる範囲内で参加、協力し合える環境づくりをすることが求められています。

主な取組

1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援

- (1) 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守り、支える認知症サポーターの養成
- (2) 地域において子育てに関するアドバイスをするボランティア、子育てアドバイザーの育成
- (3) 地域福祉に携わる自治会長、民生委員・児童委員活動の負担軽減などの環境づくり及び担い手の育成

2 地域で支え合う仕組みづくりの支援

- (1) 地域住民ができる範囲で行うボランティア活動の推進
- (2) 地域支え合い活動の周知・啓発
- (3) 地域における支援を必要とする人の個別課題の解決を図る地域福祉コーディネーターの充実
- (4) 地域における介護予防・生活支援サービス提供体制の整備を推進する生活支援コーディネーターの充実
- (5) 認知症に関する相談のほか、介護・福祉などの総合相談窓口として何でも相談できる地域包括支援センターの充実・強化
- (6) 民生委員・児童委員などの地域の担い手不足解消のための具体的方法の検討
- (7) 障がい者の多様なニーズに対応するため、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの充実・強化
- (8) 担い手不足の解消のため、地域の実情を踏まえた継続的な担い手確保の検討

施策の方向4	地域を支えるネットワークづくり
現状と課題	
○ 社会情勢やライフスタイルの変化により生活様式や価値観が変わる中で、地域の多様な主体が福祉活動をする必要があります。 ○ 地域における問題に、気づき、つなげ、解決できるネットワークを構築することが必要です。	
主な取組	
1 様々な主体によるネットワークづくり	
(1) 向こう三軒両隣などの、ゆるやかな見守り活動によるネットワークの推進 (2) 地域において相談支援機関がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる包括的なネットワークの構築 (3) 地域住民や各組織に個々の主体の役割などの周知・啓発 (4) 属性や世代を問わない居場所などを利用した地域のネットワークづくりの推進 (5) 自主防災隊、民生委員・児童委員などによる災害時における避難行動要支援者に対する更なる避難連携強化	
2 地域の特性に合ったネットワークづくり	
(1) 第二層協議体機能を融合した地域が自ら考え解決に向け、決定、行動出来る組織の検討 (2) 多様な主体の交流を深め、地域での最適なネットワークづくりを構築 (3) 地域で不足している社会資源や地域の課題をネットワークの力で解決できるよう、顔の見える関係性の構築 (4) 地域の相談支援機関、福祉サービスを実施しているNPOなどを地域に浸透させるためのマップの作成及び周知 (5) サポーター制度導入による、地域の担い手確保の検討 (6) 地域の特性に合った、災害時における避難誘導ネットワークの検討	

基本目標 2

互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち

施策の方向5	福祉に対する理解の促進
現状と課題	
○ 高齢者も障がい者も、地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会を実現するため、地域住民一人一人が老いることや障がいがあることへの理解を深めることが重要です。	
主な取組	
1 理解を広めるための普及活動の実施	
(1) 認知症の症状とその対処法・支援体制などの情報をまとめた「認知症ケアパス」などの配布 (2) 障がいを理解するためのガイドブックの配布、障がい者が困ったときに、周囲に理解や支援を求めるために提示する「ヘルプカード」の配布 (3) 認知症についての市民普及交流イベント（オレンジフェスタ）の実施 (4) 心のバリアフリーの理解の促進 (5) 看（み）取りに対する理解を広めるための講演会などの開催	

(6) 児童・生徒や若い世代を対象にした福祉教育の実施

2 理解を深めるための啓発活動の実施

- (1) 車椅子や加齢に伴う身体機能の低下を体験することができる福祉体験教室の実施
- (2) 認知症サポーター、子育てアドバイザー、心のバリアフリー推進員の養成
- (3) ヤングケアラー、8050問題などの早期発見、支援に向けた研修会などの実施
- (4) 認知症サポーターが地域で活躍できる仕組み（チームオレンジ）づくり
- (5) 高齢者保健福祉施設や障がい者支援施設などでの地域交流事業の実施
- (6) 地域における世代間交流事業の実施
- (7) オレンジサポート企業団体認証制度の推進

施策の方向 6

権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

現状と課題

- 認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者、障がい者が増加するとともに、家族関係の希薄化もあり、判断能力の不十分な人の権利と利益を擁護し支援する成年後見制度の需要が高まることが見込まれます。

主な取組

1 権利擁護に関する早期発見相談窓口の充実

- (1) 権利擁護、成年後見制度の総合的な相談、高齢者や障がい者の虐待などの相談支援窓口の機能充実
- (2) 権利擁護支援センターあゆさぼ、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの連携強化
- (3) 多様な気づきから早期発見につなげるための成年後見制度の理解の促進、権利擁護支援センターあゆさぼの周知・啓発

2 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止

- (1) 高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- (2) 児童相談所との連携強化
- (3) 虐待防止へ向けた啓発活動の充実
- (4) 要保護児童等に対する適切な対応に向けた関係機関との連携強化
- (5) 児童虐待の防止、早期発見の取組の実施

3 成年後見制度の利用が必要な人への支援

- (1) チーム支援強化及び保健・医療・福祉のほか司法を含めた地域連携ネットワークの強化
- (2) 市民後見人の育成・活躍支援及び法人後見受任体制の更なる充実
- (3) 本人を中心とした意思決定支援の推進
- (4) 市長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業などの推進
- (5) 金融機関等の関係機関と連携した成年後見制度の利用が必要な人の早期発見・早期支援

基本目標 3

地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち

施策の方向 7

生活に困窮する人や不安を抱えている人への
包括的な相談支援の充実

現状と課題

- 経済的な課題や、社会的な孤立などの様々な課題を抱えた支援を必要とする人の相談支援に当たっては、心身や世帯の状況、地域社会との関係性などにかかわらず包括的に受け止め、早期に問題解決につなげていくことが必要です。

主な取組

1 包括的な相談支援の充実

- (1) 包括的相談支援体制の充実
- (2) 相談支援包括化推進員の適切な配置
- (3) 生活困窮者自立相談支援窓口の機能強化
- (4) 地域包括支援センターや障がい者相談支援センターによる総合的な相談支援の充実
- (5) 福祉まるごと相談窓口（社会福祉協議会）の充実
- (6) 様々な問題を複合的に抱えている相談者に対する包括的な問題解決に向けて、各相談支援機関などによる重層的支援会議の開催

2 様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援

- (1) 自立に向けた相談支援事業の充実
- (2) 就労準備支援事業の充実
- (3) 住宅確保が困難な人への居住支援の拡充
- (4) 生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援事業の実施と教育委員会との連携

施策の方向 8

誰もが参加できる地域づくり 【再犯防止推進計画】

現状と課題

- これまでの福祉制度は、高齢者や障がい者、子どもなどを対象として、個別の分野ごとに展開されてきましたが、近年は、経済的な問題や社会的な孤立、日常生活に関する問題などが複雑化・複合化し、生活に困窮しているケースが多く見受けられます。
こうした課題を抱えている人に対しては、これまでの福祉サービスを活用しながら、地域のつながりや支え合いの中で、支援につなげることが求められています。
- 犯罪をした人の中には、出所後、住居や就労先がないなどの様々な理由から再び犯罪に手を染める人が多くなっています。犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、再犯防止の取組を推進する必要があります。

主な取組

1 様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援（同章 施策の方向7の再掲((5)は除く))

- (1) 自立に向けた相談支援事業の充実
- (2) 就労準備支援事業の充実
- (3) 住宅確保が困難な人への居住支援の拡充
- (4) 生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援事業の実施と教育委員会との連携

(5) 障がい者に向けた身体に残存機能を利用した軽作業を行う場の創設

2 住み慣れた地域で暮らすための安心・安全・快適な生活環境の整備

- (1) 公園、公共交通、歩道などのバリアフリーの促進
- (2) 移動手段の確保、利便性の向上
- (3) 生活利便施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が不足している地域に対し、生活利便施設の立地を促進
- (4) 買い物支援の充実

3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組

- (1) 様々な課題を抱えた支援を必要とする人に対する適切な福祉・保健医療サービスの利用促進
- (2) 居住支援協議会との連携による住居確保の支援
- (3) 就労確保に向けた関係機関との連携強化
- (4) 協力雇用主登録の周知・啓発
- (5) 地域住民が一丸となった社会を明るくする運動の実施
- (6) 保護司などの民間協力者や関係機関と連携した、犯罪や非行の未然防止のための広報啓発活動の実施
- (7) 保護司などのなり手不足の解消に向けた啓発活動
- (8) 保護司、更生保護女性会などの活動支援
- (9) 更生保護サポートセンターの運営支援

施策の方向 9

多機関の協働による支援体制の充実

現状と課題

- 超高齢社会に突入し、ヤングケアラー、8050 問題など課題が複雑化・複合化し、解決することが困難なケースや制度の狭間から生じる課題が増えています。
- 支援に対するニーズも多様化し、住民の様々な不安を解決するためには、医療・介護・福祉などの分野の連携だけにとどまらず、重層的支援に向けた多機関の協働による包括的支援体制を構築することが必要です。

主な取組

1 多機関協働による包括的支援体制の構築

- (1) 重層的支援体制整備事業の実施に向けた支援の実施
- (2) 相談支援包括化推進員を中心としたスムーズな多機関協働による支援体制の構築
- (3) 地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの機能連携
- (4) 地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の充実
- (5) ヤングケアラー・コーディネーターの活用
- (6) 顔の見える関係づくりを進める研修会などの開催
- (7) ヤングケアラー、8050 問題などの相談支援体制の確保

2 多職種（医療・介護・福祉）の連携強化を始め、様々な業種の協働の推進

- (1) 在宅医療・介護・福祉・生活支援に携わる人材の育成・確保
- (2) 在宅医療、介護関係者の連携の強化
- (3) 本人や家族の希望（在宅や介護施設）に応じた看（み）取りの推進
- (4) 認知症、介護予防に向けた指導者、団体の育成
- (5) 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用のための関係機関の勉強会開催等による連携強化

第5章 施策の進捗を測る指標（P79～83）

本計画で位置付けた9の施策の進捗を測る指標は次のとおりです。

進捗管理項目	R4 (2022)年度	計画目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向1 見守り活動の充実				
取組1 地域住民による見守り活動の更なる推進				
地域での支え合いが展開されていると思う人の割合	30.8%	—	40.0%	—
避難行動要支援者名簿の同意者の割合	59.7%	60.0%	61.0%	62.0%
見守り活動の周知啓発回数	—	15 回	30 回	45 回
取組2 新たな見守り活動の取組				
ICT（情報通信技術）を利用した新たな見守りサービスの導入	—	検討	検討	実施
取組3 民間事業者との地域見守り協定の充実				
地域見守り協定締結事業者数（累計）	75 団体	78 団体	80 団体	85 団体
施策の方向2 地域における居場所づくり				
取組1 地域住民が主体となった居場所づくりの支援				
地域住民が主体となった居場所の箇所数（団体数）	205 団体	350 団体	355 団体	360 団体
取組2 地域住民が集える通いの場の開催				
地域の人とつながりを持てる場や交流をする機会があると思う人の割合	36.8%	—	45.0%	—
各地区の地域福祉推進委員会が実施する各種事業の開催数	1,477 回	1,700 回	1,800 回	1,900 回
取組3 誰もが活躍できる場や機会の創出				
老人保養施設等利用助成券の利用件数	17,244 件	23,910 件	26,300 件	28,930 件
老人憩いの家の利用者数	88,613 人	102,000 人	104,000 人	106,000 人

進捗管理項目	R4 (2022)年度	計画目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向3 地域で支え合う人づくり				
取組1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援				
地域での支え合い活動について、見守りを実施したいと思う人の割合	35.4%	—	40.0%	—
子育てアドバイザー登録者数	323人	330人	335人	340人
取組2 地域で支え合う仕組みづくりの支援				
地域ボランティア養成講座の開催地区	2地区	3地区	4地区	5地区
ボランティアセンターにおける登録団体数	71団体	72団体	73団体	75団体
シルバー人材センター会員数	998人	1,040人	1,045人	1,050人
施策の方向4 地域を支えるネットワークづくり				
取組1 様々な主体によるネットワークづくり				
地域の担い手サポーター制度の導入	—	検討	検討	実施
取組2 地域の特性に合ったネットワークづくり				
避難行動要支援者個別計画書作成者数	1,718人	1,800人	1,830人	1,860人

進捗管理項目	R4 (2022)年度	計画目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向 5 福祉に対する理解の促進				
取組 1 理解を広めるための普及活動の実施				
地域の障がい者に対する理解があると思う人の割合	64.6%	—	73.8%	—
認知症普及交流イベント（オレンジフェスタ）の参加人数	203 人	400 人	450 人	500 人
ヘルプカードの配布枚数	554 枚	630 枚	660 枚	700 枚
心のバリアフリー啓発回数	1 回	5 回	7 回	10 回
障がい者理解に関する職員研修への参加者数	158 人 (動画配信含)	100 人	100 人	100 人
取組 2 理解を深めるための啓発活動の実施				
認知症サポーター受講者数（累計）	18,025 人	19,300 人	20,100 人	20,900 人
地域版チームオレンジの結成数	2 チーム	6 チーム	7 チーム	8 チーム
ヤングケアラー、8050 問題研修会開催数	1 回	2 回	2 回	2 回
施策の方向 6 権利擁護の推進				
取組 1 権利擁護に関する早期発見相談窓口の充実				
権利擁護支援センターあゆさぼの新規相談受付件数	250 件	290 件	310 件	330 件
取組 2 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止				
人権が侵害されたと感じたことがある人の割合	20.5% (R5 年)	—	19.0%	—
子どもの虐待防止のための周知啓発事業	—	15 回	15 回	15 回
取組 3 成年後見制度の利用が必要な人への支援				
市民後見人選任数	4 人	3 人	3 人	3 人
法人後見を受任できる社会福祉法人数	2 法人	2 法人	2 法人	3 法人

進捗管理項目	R4 (2022)年度	計画目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向7 生活に困窮する人や不安を抱える人への包括的な相談支援の充実				
取組1 包括的な相談支援の充実				
地域包括支援センターにおける総合相談件数	52,172 件	56,600 件	58,600 件	60,600 件
まるごと相談受付件数	173 件	180 件	190 件	200 件
施策の方向8 誰もが参加できる地域づくり【再犯防止推進計画】				
取組1 様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援				
自立支援相談支援事業の新規相談件数	387 件	500 件	500 件	500 件
就労準備支援事業の利用者数	12 件	14 件	14 件	14 件
生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援の参加者数	10 人	12 人	12 人	12 人
取組2 住み慣れた地域で暮らすための安心・安全・快適な生活環境の整備				
高齢者施策に関して、交通手段の整備を望む高齢者の割合	31.8%	—	31.0%	—
取組3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組				
厚木警察署管内の再犯者率	47.1% (R3 年)	46.0%	45.5%	45.0%
社会を明るくする運動の参加者数	120 人	650 人	670 人	690 人
施策の方向9 多機関の協働による支援体制の充実				
取組1 多機関協働による包括的支援体制の構築				
重層的支援会議開催案件数	4 件	10 件	15 件	20 件
地域福祉コーディネーターの活動件数	1,315 件	2,500 件	2,700 件	2,900 件
地域ケア会議の開催数	28 回	60 回	70 回	80 回
多職種研修の参加人数	253 人	270 人	300 人	330 人
取組2 多職種(医療・介護・福祉)の連携強化を始め、様々な業種の協働の推進				
介護職の人材確保支援を受けて市内事業所(介護施設・障がい者施設)に就労した人数	52 人	60 人	65 人	72 人

資料編

用語集

用語集

〈あ行〉

ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technology の略で、インターネットやパソコン・スマートフォンなどの技術を使った技術です。

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法に規定する市町村老人福祉計画で、厚木市総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、市における高齢者福祉の基本的な計画です。

また、介護保険法に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画としています。

厚木市障がい者福祉計画

障がい者福祉計画は、障害者基本法に規定する市町村障害者計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としています。

厚木市総合計画

厚木市総合計画は、市の全ての計画の基本であり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

厚木市自治基本条例の規定に基づき、市の将来都市像とその実現に向けた、まちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、

市民・事業所・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体がともに理想とするまちをつくることを目的としています。

意思決定支援

障がいや認知症などにより、物事をうまく決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重し決定していくことです。

NPO（非営利組織）

Non Profit Organization の略で、非営利で自発的に市民活動を行う民間の組織のことをいいます。このうち、法律に基づいて法人格を取得したものが特定非営利活動法人（NPO法人）です。

〈か行〉

核家族化

夫婦のみの世帯、一人親世帯や夫婦とその未婚の子どもからなる家族を指し、これらの家族状態が社会で進んでいる状態をいいます。

協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする事業主です。

居住支援協議会

高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、市の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体などが一体となって課題の解決に取り組む協議会です。

クールシェアスポット

エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うのがクールシェアです。「クールシェア」に賛同する企業・団体、個人が地域で気軽に集まって涼むことのできる場所です。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のことです。

合計特殊出生率

15 から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

高齢化率

65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合をいいます。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

子ども食堂

子どもたちに対して無料または低額で栄養のある食事を提供する取組みのことで、経済的な理由や、家族揃ってご飯を食べることが難しい子どもたちに対して、温かい食事を提供する場としてだけでなく、地域住民のコミュニケーションの場です。

〈さ行〉

市民後見人

弁護士等の専門職後見人に対し、自治体等が行う養成研修により後見活動に必要な法律や知識を身に付けて、家庭裁判所から選任された市民を市民後見人といいます。

障がい等で物事を判断することが難しい人に親族がいない場合、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

重層的支援会議

支援関係機関との情報共有について本人同意を得たケース について、支援プランの内容等を支援関係機関で協議するなど、支援を円滑に行うための会議です。

重層的支援体制整備事業

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

障がい者相談支援センター

地域の障がい者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持していくために、障がい者等の相談を受け、心身の状況や必要な支援等を把握し、地域における適切な機関や制度の利用につなげる支援等を行う地域包括ケア社会の実現に向けた地域の中核的施設です。

生活困窮者の自立促進に向けた相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）

生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成 25 年 12 月に成立し、この法に基づき平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援事業が始まりました。生活に困窮している方や、将来的に生活に困窮するおそれがあり、自立した生活を送ることが難しい方を対象に支援を行っています。

生活支援コーディネーター

地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。主に、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングなどを行っています。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者等で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

成年後見制度利用促進協議会

成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、情報交換や調整等する協議会です。

相談支援包括化推進員

相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等を行う推進員です。

〈た行〉

第二層協議体（協議体）

支え合いの地域づくりを検討する場です。協議体は、第一層協議体と第二層協議体があります。

第一層協議体は全市的な課題を検討する場、第二層協議体は地域の課題を検討する場です。

第二層協議体だけでは解決できない問題を、第一層協議体にあげて議論します。

団塊の世代

戦後の出生数が各年 250 万人を超えた第一次ベビーブーム（昭和 22（1947）

から昭和24（1949）年の期間に生まれた世代を指し、人口構造上、大規模な集団となります。

地域福祉コーディネーター

地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進めることができる者のことです。

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア社会の実現に向けた中核的な機関です。

地域見守り協定

神奈川県や市と民間事業者の間で協力協定を締結し、協定締結事業者が業務を遂行する中で、玄関等に新聞や郵便物がたまっているなど、日常生活において異常が感じられ、住民の生命の危険が予見される世帯について、市や警察に通報し、孤立死・孤独死等のおそれがある場合に適切な支援につなげる体制を構築する取組です。

チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターステップアップ講座を受講した人を中心とした支援者をつなぐ仕組みです。

中核機関（成年後見制度）

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、権利擁護に関する相談、成年後見制度利用促進や協議会の適切な運営等を実施し、地域の全体の権利擁護のコーディネートを行う機関です。市では権利擁護支援センターあゆさぽと厚木市で担っています。

超高齢社会

総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合が、21%を超える社会をいいます。

なお、7%を超えると「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」といいます。

〈な行〉

日常生活圏域

高齢者等が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域包括支援センターを設置している 10 地区を基本に区分したものです。

認知症

正常に発達した知的能力が、脳の病気や障がいにより生じるもの忘れや思考力、判断力の低下等の状態の総称です。

〈は行〉

8050（はちまるごーまる）問題

高齢化した親（80 歳代）が引きこもりの中高年の子ども（50 歳代）を支える家庭で生活困窮と介護が一緒に生じる問題です。

バリアフリー

もとは建築用語で、高齢者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。

伴走型の支援

支援者と相談者が継続的につながり関わりながら、相談者の状態の変化に寄り添い、課題を解きほぐす支援をいいます。

避難行動要支援者

障がい者、高齢者や児童等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避

の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談、講座や研修会の開催等を実施し、ボランティア活動の振興を図る施設です。

〈ま行〉

ミニデイサービス

ひとり暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者などを対象とし、地区地域福祉推進委員会を始めとした地域住民の方々により、地区市民センター等で、介護予防、自立支援の視点から創作活動や趣味活動、配食サービスなどを提供する取組です。

向こう三軒両隣

自分の家の向かい側の 3 軒と左右の 2 軒の家。日本では古くから親しく交際する近くの家の意味で使用されている言葉です。

〈や行〉

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの問題です。

要介護・要支援認定

介護保険の給付を受けるために、被保険者が「要介護状態」や「要支援状態」に該当するかどうか、該当する場合どの程度かを保険者である市が認定するものです。

「要介護状態」とは、身体又は精神の障がいのために、日常生活での基本的な動作について常時介護を必要とする状態をいい、「要支援状態」とは、要介護状態の軽減・悪化防止のために支援が必要又は日常生活を営むのに支障がある状態をいいます。

**厚木市地域福祉計画（第6期）（案）に対する
パブリックコメントの実施結果について**

1 意見募集期間

令和5年11月27日（月曜日）から令和5年12月27日（水曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1人
- (2) 意見の件数 1件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
2 第4章 施策の方向5「福祉に対する理解の促進」			
1	地域包括ケアについて理解の浸透が薄いのではないかと感じています。 ほとんどの人は、自身や周りの状況で初めて知ることになると思う。 福祉教育などを通じて浸透を図ることが必要ではないかと感じています。	地域包括ケアについて理解の浸透を図ることは重要であると考えております。 本計画において、様々な周知啓発活動、福祉教育などを通して理解を広めること、深めることを進めていくこととしています。 また、関連計画である高齢者保健福祉計画（第9期）及び障がい者福祉計画（第7期）においても地域包括ケアに対する理解の浸透を図ることとしています。 【計画案P64「5 福祉に対する理解の促進」内取組】	

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 福祉総務課
- (2) 連絡先 046-225-2200

5 結果公開日

令和6年2月21日 公開

令和 5 年度市民参加手続実施結果

No. 3 厚木市環境教育等行動計画の策定

1 担当課 環境政策課

2 実施した市民参加手続

(1) 審議会

(2) 意見交換会

(3) パブリックコメント

(仮称)厚木市環境教育等行動計画の策定に関する

意見交換会について

意見交換会の名称	(仮称)厚木市環境教育等行動計画の策定に関する意見交換会	
開催日時	令和5年 11 月 8 日(水)午後6時から7時まで	
開催場所	厚木市役所4階大会議室	
参加者数	4人	
担当課	環境政策課	
結果公開日	令和5年 11 月 30 日(木)	
会議の経過	1 開会 2 課長挨拶 3 (仮称)厚木市環境教育等行動計画の策定について概要説明 4 意見交換 5 閉会	
カーボンニュートラルロードマップの策定について		
	質問・意見の概要	市の考え方
1	(仮称)厚木市環境教育等行動計画という名称から小中学生を対象とした計画という印象を受ける。 市民が自分事と捉えられるような名称に変更されたい。	より市民の皆様が届きやすい名称に変更します。
2	「あるべき未来をともにつくる」のあるべき未来が抽象的なので、具体的に記述するべきである。	「未来をともにつくる」に変更します。
3	手話言語通訳や要約筆記者の人員配置がされていない。将来像のともに行動する人が育つとしているが、「ともに」の中には難聴者は含まれないのか。	「ともに」には市内のあらゆる人が含まれています。

	質問・意見の概要	市の考え方
4	小学1年生から6年生までに環境教育を集中して実施していくなど具体的な柱を立てることはできないのか。	学習指導要領にも環境教育の必要性について記述がありますが、学校のカリキュラムに直接関与するような記述は難しいと認識しています。
5	具体的に推進する取組を記載してほしい。	計画本編では、具体的な取組について記載します。
6	章の各主体と環境教育等推進協議会の委員構成について関係性を伺いたい。	家庭・地域については、公募の方。 学校については、小中学校の校長先生、教育指導課長。 市民団体については、宇宙キッチンの代表。 行政としては、環境政策課長、社会教育課長。 企業については、委員の選出はおらず、学識経験者として大学の先生が2名となっています。 協議会の構成については、法律等で定められており、今後は必要に応じ、企業を含めて人選していく可能性があります。
7	章施策体系について、ボリュームやどの程度具体的に計画に記載するのか。	計画全体が20ページ前後、章については5ページ程度になると想定しています。 取組一つ一つを具体的に記述するのではなく、6つの分野にどのような施策が考えられるのかを示し、取組例を記載する予定です。
8	計画の点検をする際に、講座やイベントなど施策の実施回数を報告としてまとめるのではなく、具体的に市民が感じられるような指標の設定はできないのか。	環境教育等推進協議会においても議論し、人を育てることを目的にした計画の指標の設定は難しいと議論がありましたが、指標の設定について改めて検討します。

厚木市環境学習プラン（案）に対する パブリックコメント手続実施要領

1 目的

本市における環境教育を推進するため環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく厚木市環境学習プランを策定するものです。

つきましては、厚木市環境学習プランの策定について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市環境学習プラン（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（1月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（令和5年12月28日から）

4 プランの配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和6年1月4日（木）から令和6年2月5日（月）まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所第二庁舎7階 環境政策課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 厚木シティプラザ6階 青少年課
- (9) ふれあいプラザ
- (10) あつぎ郷土博物館
- (11) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和6年1月4日（木）から令和6年2月5日（月）まで
郵送の場合は、令和6年2月5日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

ア 市役所第二庁舎 7 階 環境政策課の窓口へ直接提出

イ 次に掲げる場所に設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

(ア) 市役所本庁舎 3 階市政情報コーナー

(イ) ふれあいプラザ

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎 1 階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(エ) 保健福祉センター

(オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ 6 階）

(キ) 厚木シティプラザ 6 階 青少年課

(ク) あつぎ郷土博物館

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511

厚木市 環境農政部 環境政策課 環境政策係宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-223-1668

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 3100@city.atsugi.kanagawa.jp

電子メールの件名

「厚木市環境学習プラン（案）に対するパブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、厚木市環境学習プランの策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 骨子の配布及び閲覧」に掲げた場所等で公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

厚木市環境学習プラン（案）の概要

第 章 プランの基本的事項

1 プランの策定に当たって（P1）

近年は、カーボンニュートラルの推進、生物多様性の保全、循環社会の構築など持続可能な社会の実現に向けた施策の実施が喫緊の課題となっています。

これらの課題は、市民の消費行動や事業活動と密接な関係があり、市民や事業者が環境問題の本質を正しく理解し、環境負荷の少ない生活や事業活動へと速やかにシフトしなければなりません。

そのような意識や行動の変容を促すためには、環境を自分ごととして捉え自ら行動することが必要であり、その役割を担う環境教育はとても重要です。

持続可能な社会の実現に向け、環境教育・環境学習を体系的かつ持続的に実施するため「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、「環境教育等促進法」という。）」に基づく環境学習プランを策定しました。

2 位置付け（P1）

本プランは、「第 10 次厚木市総合計画」の環境分野の個別計画である「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、環境教育等促進法第 8 条に基づく行動計画に当たるものです。本プランにおいては、本市の環境教育に関する方針と環境教育・環境学習を推進するための施策を示します。

3 期 間（P2）

令和 6（2024）年度から令和 12（2030）年度までとします。

なお、令和 8（2026）年度策定予定の第 6 次厚木市環境基本計画と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

4 対 象（P2）

本プランの対象は、子どもから大人までの 全ての世代 です。

また、市内で活動する団体や企業を含みます。

5 SDGs（持続可能な開発目標）の取組（P3）

持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールのうち 9 つのゴールが本計画に深く関連しています。

第 章 環境教育の現状

1 厚木市における環境教育の現状（P5）

これまでの行政による環境教育については、環境講座、地域活動、学校教育など、所管する部署ごとに単独で実施している状況でした。それぞれの分野で実施する取組を体系的に示し、実施目的や対象を相互に把握することで効果的な取組が可能になると考えます。

2 環境教育にいかせる場（P6）

本市には、河川や森林など自然が豊富にあり、身近な場所で自然と触れ合う様々な体験を行うことができます。

また、市内に複数存在する環境に関連した施設を活用できる点も強みとなっています。

ここでは、本市の環境教育にいかせる場を紹介します。

【環境にいかせる場一覧】

- ・あつぎこどもの森公園
- ・あつぎ郷土博物館
- ・資源化センター
- ・神奈川県自然環境保全センター
- ・七沢森林公園
- ・七沢自然ふれあいセンター
- ・環境センター
- ・子ども科学館
- ・飯山白山森林公園
- ・広町公園



第 章 環境教育の将来像

1 厚木市が目指す環境教育の将来像（P11）



環境について

自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ



本市が目指す環境教育の将来像は、「環境について自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ」と定めます。

2 各主体に期待する役割（P12）

(1) 家庭・地域

家庭は、社会集団の最小の単位であり、生活における選択や行動が、子どもの環境意識や環境そのものに大きな影響を与えます。また、地域では、住民が身近な環境を共有していることから、環境保全活動や地域課題の解決に向けた取組を通じて、環境について学ぶ機会となることが期待されます。

(2) 学校等

学校等での発達段階に応じた環境学習を通じて、子どもたちが自ら課題を見つけ、学び、行動する力を育み、ともに持続可能な社会をつくることのできる人材を育成することが期待されます。

(3) 市民団体等

地域の環境について、専門的な知識や情報を有し、様々な分野で活動していることから、地域の課題解決に向けた取組や豊富な経験に基づく環境教育の担い手として期待されます。

(4) 企業

事業活動に伴う環境負荷の低減のための取組とともに、事業活動を通じた環境改善への貢献や環境教育の提供が期待されます。

(5) 行政

環境教育をより充実・発展させるために、多くの環境教育の機会や場を創出・提供するとともに、各主体と連携して効果的な環境教育の実施を図ります。

3 将来像の実現に向けて（P13）

将来像の実現に向け、各主体が連携・協力し、あらゆる場において、子どもから大人までのライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図り、相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されるよう各主体間におけるパートナーシップの構築に努めます。

4 将来像の実現に向けた3つの視点（P14）

本市が目指す環境教育の将来像を実現し、持続可能な社会を構築するため環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、市民による「環境保全活動」の取組が広がるよう、3つの視点から環境教育・環境学習を推進していきます。

STEP 1



気付く



環境はあらゆる場面に気付く（学ぶ）機会があることから、環境について考える最初の一步として、自然に触れる、体験するなどの体験活動の充実や情報発信基盤の充実を図り、「自然や暮らしから環境問題に気付き、自ら考え、問題に対して自分なりの答えを見つける」ことができる人が育つ。

STEP 2



深める



環境への気付きだけに留めるのではなく、主体的に考え、取り組むことができるよう学習機会の提供、教材・プログラムの整備・活用など「環境への理解を深めるとともに問題の解決に向けて主体的に取り組む」ことができる人が育つ。

STEP 3



とものつくる



環境問題は、個別の活動で解決できるものではないため、周囲に働きかけ環境保全の活動を広げる人を育むための協働取組の推進、民間団体への支援など「学んだことを他者に伝え、働きかけることで環境保全活動の輪を広げ、未来をとものつくる」ことができる人が育つ。

第 章 厚木市の施策体系

本プランでは、以下の体系に沿って環境教育を推進します。



1 施策の方向性（P17）

(1) イベント、体験活動の充実

環境に興味を持ち、自分ごととして行動するための第一歩となるよう、様々な分野のイベントや体験活動の更なる充実を図ります。

(2) 効果的な情報発信

市民や環境保全団体、事業者等が必要とする情報について、本市ホームページや広報あつぎのほか、SNSなどを活用し効果的な発信に努めます。

(3) 学習機会、場所の提供

山や川、公園、環境に関連した施設は、より効果的な学びの場となります。市域にある資源を活用し、環境教育の場としての拠点化を図るなど学びの場の整備、周知を図ります。

(4) 教材、プログラムの提供、活用

豊かな自然や生物の生息状況など、本市の実情を踏まえた教材や学習プログラムを作成・活用することで、市民の学びの動機付けを図ります。

(5) 人材の育成、活用

多くの体験や学習の場・機会を提供し、世代を問わず、環境教育の担い手の育成を図るとともに、担い手の活躍する機会の創出を図ります。

(6) 協働取組の推進、民間団体等への支援

市民、環境保全団体、企業や行政などが連携・協働し、取組対象や目的を補完することで、体系的かつ効果的な環境教育を推進します。

2 成果指標（P23）

環境教育に係る取組を総合的に評価するため、本計画の3つの視点に対し、次のとおり指標を設定します。

各 STEP に対する指標	現状	目標値
	(令和4年度) (2022年度)	(令和12年度) (2030年度)
【STEP1「気づく」に対する指標】 イベント、体験型講座の実施回数	46回/年	60回/年
【STEP2「深める」に対する指標】 環境学習講座の実施回数	87回/年	120回/年
【STEP3「ともにつくる」に対する指標】 環境活動団体、学校、地域、企業との 協働取組の事業数	11件/年	25件/年

第 章 進行管理（P24）

計画の実効性を確保するために、PDCA サイクルに基づき、厚木市環境教育等推進協議会が取組の評価、見直し等の進行管理を継続的に行い、毎年度点検し、評価結果を公表します。

厚木市環境学習プラン（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和6年1月4日（木曜日）から令和6年2月5日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 2人
- (2) 意見の件数 3件
- (3) 案に反映した意見の数 1件

3 意見と市の考え方

No	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1	p.21《職員による出前講座》について 担当課職員の方が学校など回られることについて、作業ボリューム的に難しいのではないかと思います。 高校など探求の授業では企業がプログラムを提供して出前授業するというのが色々な地方で普及してきていますが、厚木市内にもプライム上場している企業が多数あり、みなTCFD¹やTNFD²に先進的に取り組んでいますので、そういった企業のリソースをなるべく多く使うようにしていただければ、職員の方の負担が減り、より政策面にかける時間を設けられるのではと思います。 1 TCFDとは、「Task force on Climate-related Financial Disclosures」の略。2015年に設立された国際的な組織の名称であり、各企業に気候変動に対して取り組みの計画や現状を、	環境教育を市域全体で推進していくためには、市内企業等の各主体と相互に連携し、協働による環境学習講座の開催などを通じ知識や経験を共有することが重要であると考えております。 P23（6）協働取組の推進、民間団体への支援の「推進すべき施策」として、《環境活動団体、学校、地域、企業との協働取組》を掲げておりますので、積極的に各主体と情報交換を行い、連携体制の構築を推進してまいります。 【23 ページ第 章 1（6）】	

	具体的に開示することを推奨している。 2 TNFD とは「Taskforce on Nature-related Financial Disclosures」の略。企業が自身の経済活動による自然環境や生物多様性への影響を評価し、情報開示する枠組みの構築を目指している。		
2	p.23 に《環境活動団体、学校、地域、企業との協働取組》の中にも各ステークホルダーとの連携が挙げられていますので、より一層進めていただきたいと思います。 また、そういった企業・団体として、若者にも知名度があるような人気のある企業を活用するとより参加意欲も高まり、シンパシーも感じやすいので、好ましいと思います。 スターバックスさんや MUJI さんなど（他にもあると思いますが）団体でいうと、NACS-J さんや WWF など。	いただいた御意見につきましては、企業等との協働取組を推進する際の参考とさせていただきます。 【23 ページ第 章 1 (6)】	
3	プランの名称については、環境教育等促進法に基づく計画であるため、法の趣旨を鑑みて「環境教育推進プラン」としたほうが適しているのではないかと。	本プランは、当初、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という）に基づく行動計画として「（仮称）厚木市環境教育等行動計画」という名称で策定を進めてまいりました。 令和 5 年 11 月、市民の皆様との意見交換会において、「環境教育という名称か	○

		ら小・中学生を対象とする計画という印象を受けてしまう。自分事として捉えられるような市民に届きやすい名称に変更してほしい」と御意見があったことから行動計画という固い表現も含めて見直し「環境学習プラン」に変更したものです。 今回いただいた御意見を踏まえ名称について再度検討した結果、環境教育等促進法に基づくことや同法における環境教育には、環境学習の意味も含まれていることから「厚木市環境教育推進プラン」に変更いたします。	
--	--	--	--

4 お問合せ先

(1) 担当課名 環境政策課

(2) 連絡先 046-225-2749

5 結果公開日

令和6年3月18日 公開

令和 5 年度市民参加手続実施結果

No. 4 第 2 期厚木市まち・ひと・しごと 創生総合戦略の改定

- 1 担当課 企画政策課
- 2 実施した市民参加手続
 - (1) 審議会
 - (2) 意見交換会
 - (3) パブリックコメント

第2期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略

改定に係る意見交換会について

意見交換会の名称	第2期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略改定の骨子(案)	
開催日時	令和5年 10 月 17 日(火) 午後7時から8時まで	
開催場所	厚木市役所本庁舎 4階 大会議室	
参加者数	3人	
担当課	企画政策課	
結果公開日	令和5年 10 月 27 日(金)	
会議の経過	1 開会 2 部長挨拶 3 骨子(案)の概要説明 4 意見交換 5 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	資料1の 11 ページ、「魅力ある教育環境の充実」とありますが、具体的にどのようなことに取り組むのでしょうか。	発育に合わせた施策の展開や適切な学習環境の整備など、子どもたちが健やかに成長できる取組を推進していきたいと考えています。
2	審議会の構成を教えてください。 また、公募委員がいれば、公募委員数の比率は委員総数の何パーセントになっているか教えてください。	公募市民3人に加え、産業界や県機関、教育機関等の関係者 13 人の計 16 人で構成しています。 なお、審議会の公募委員数は、原則として、委員総数の 20 パーセント以上になるよう努めることとなっておりますが、様々な分野からの視点を総合戦略の策定・推進に生かすため、多様な主体からの参画を得た結果、20 パーセントを下回る割合となっております。

3	審議会の構成委員のうち、女性委員は何人いますか。人口に関する計画なので、女性の割合が多いことが望ましいと思います。	公募市民 1 人と各団体の関係者 1 人の計 2 人となっています。各団体への委員推薦依頼の際には、女性の推薦をお願いしているところです。
4	合計特殊出生率について、毎年、速報で構わないので、現状値が分かれば良いと思います。	本市の合計特殊出生率については、毎年、神奈川県衛生統計年報を基に公表しています。現時点で公表されている最新の値は令和 2 年度のものとなり、当該年度から遅れての公表となっています。
5	空き家が増えています。各種の転入促進策に加え、空き家対策も取組や KPI に追加してはどうでしょうか。	いただいた御意見につきましては、参考にさせていただきます。
6	デジタル化の推進に当たっては、電力の確保や wi-fi 環境の充実が不可欠です。再生可能エネルギーを含めた電力の確保と wi-fi 環境の整備を取組や KPI に追加してはどうでしょうか。	いただいた御意見につきましては、参考にさせていただきます。

第2期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改定案） に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「デジ田戦略」という。）の策定に伴い、デジ田戦略の改定内容を踏まえた見直しを行い、本市の実情に合わせた地方創生に向けた取組の一層の推進を図るため、第2期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定を行うものです。

つきましては、改定に当たり、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

第2期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改定案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（1月1日号）への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載（1月4日から）

4 資料の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和6年1月4日から2月5日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所本庁舎4階 企画政策課
- (2) 市役所本庁舎3階 市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和6年1月4日（木）から2月5日（月）まで

※ 郵送の場合は、令和6年2月5日の消印まで有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

- ア 市役所本庁舎 4 階 企画政策課の窓口へ直接提出
- イ 市役所本庁舎 3 階 市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函
- ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函
 - (ア) 市役所本庁舎 1 階
 - (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
 - (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
 - (エ) 保健福祉センター
 - (オ) 中央図書館
 - (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ 6 階）

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511 厚木市政策部企画政策課 宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-225-3732

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 1100@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名

「第 2 期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改定案）パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、第 2 期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

概要版

第 2 期 厚 木 市 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生

人口ビジョン・総合戦略

－ デジタル田園都市国家構想総合戦略 －

【改定版】（案）

令和●年●月



厚 木 市

1 総合戦略とは

総合戦略は、全国的に進む人口減少とまちの衰退を食い止めるため、「まち」「ひと」「しごと」に視点を置き、市全体でまちの活性化に取り組む、地方創生の計画です。

「まち・ひと・しごと創生法（平成26（2014）年11月施行）」において、各地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する取組についての計画である「地方版総合戦略」を定めるよう努めなければならないと規定されており、本市においても「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めています。

2 これまでの総合戦略の経緯

（1）国と県の動向

国では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成26（2014）年12月にまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、令和元（2019）年12月にまち・ひと・しごと創生長期ビジョン改訂版及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「国の第2期総合戦略」という。）を策定した後、令和4（2022）年12月に国の第2期総合戦略を抜本的に改定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「デジ田戦略」という。）」が策定されました。

また、県においても、国に合わせて神奈川県人口ビジョン及び神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「県の総合戦略」という。）を策定しており、令和5（2023）年度には、デジ田戦略を勘案した第3期となる県の総合戦略を策定する予定です。

（2）本市の動向

国・県と同様に本市の人口ビジョン（※）及び総合戦略を策定し、地方創生の取組を進めています。現在は、第2期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）の対象期間中です。

※人口ビジョン

人口の将来展望を推計し、本市の総合戦略に位置付ける施策を企画立案するための現状分析を行うもの。令和47（2065）年まで推計を行っており、令和47（2065）年で202,038人を目標人口としています。

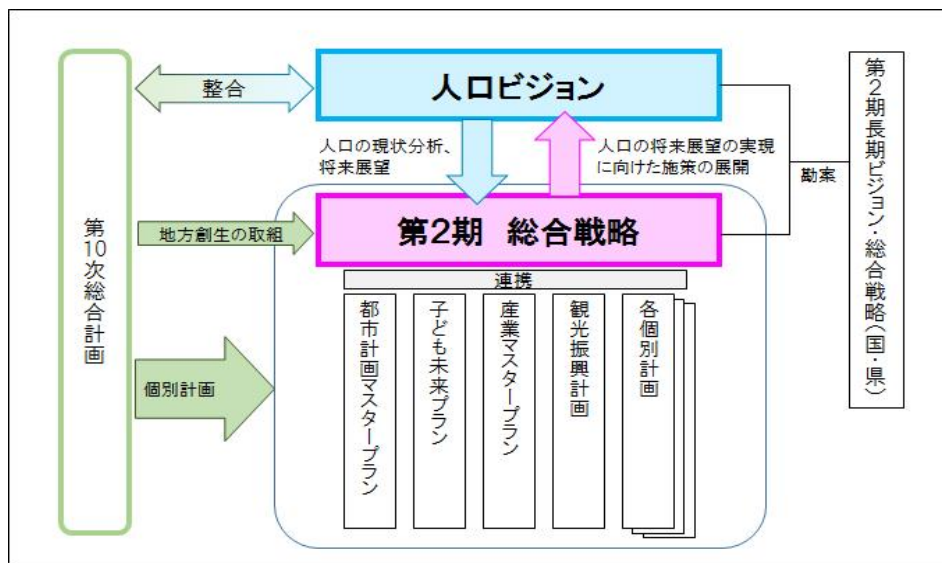
3 第2期総合戦略の概要

(1) 対象期間

令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間

(2) 計画の位置付け

総合計画の個別計画であり、人口ビジョンにおける現状分析を踏まえ、人口の将来展望の実現に向けた施策を位置付けています。



(3) 施策の体系

「転入促進」「雇用創出」「合計特殊出生率上昇」「転出抑制」の四つの「基本目標」を掲げ、基本目標を施策横断的に推進するため、四つの「重要な視点」を位置付けています。そして、各基本目標を達成するために推進する「具体的な施策」と「主な取組」を位置付け、「主な取組」ごとに施策の進捗状況を検証するための指標である「重要業績評価指標（KPI）」を設定しています。この「重要業績評価指標（KPI）」を用いて、毎年度、効果検証を行い、総合戦略の進捗管理をしています。

【基本目標】 ・現状分析で明らかになった本市の課題や特徴等を踏まえ設定 ・各基本目標に数値目標を設定	基本目標1 転入促進 基本目標2 雇用創出 基本目標3 合計特殊出生率上昇 基本目標4 転出抑制
【重要な視点】 四つの基本目標を施策横断的に推進するために設定	重要な視点1 SDGsの理念や目標達成に向けた施策の展開 重要な視点2 Society5.0の実現に向けた技術を活用した地域課題の解決 重要な視点3 誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現 重要な視点4 感染症に伴う新たな日常に対応した地域社会の構築
【具体的な施策・主な取組】 各基本目標を達成するために推進する具体的な施策と取組を位置付け	・各基本目標ごとに設定 ・「主な取組」ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定

4 改定の背景

(1) デジ田戦略の概要

国では、デジタルの力によって地方創生の加速化・深化を図るため、国の第2期総合戦略を抜本的に改定し、デジ田戦略を策定しています。

デジ田戦略の「基本的な考え方」及び地方版総合戦略の改定に当たって示されている「改定の主な視点」は次のとおりです。

【基本的な考え方】

- ・デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- ・東京圏への一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へとボトムアップの成長を推進。
- ・デジタル技術の活用について、各地域の優良事例の横展開を加速化。
- ・これまでの地方創生の取組も蓄積された成果や知見に基づき改善を加えながら推進。

【改定の主な視点】

施策間連携・地域間連携の重要性について	複数の施策を相互に関連付けて実施すること、また、複数の自治体が連携して、課題解決に取り組むことが重要。
デジタル担当部局との連携の重要性について	地方創生担当部局とデジタル担当部局を始め、庁内の各部局が連携して総合的に対応することが重要。
地域ビジョンの再構築	自らの地域ビジョン（地域が目指すべき将来像）を再構築し、具体的な地方活性化の取組を推進することが重要。
デジタル技術を活用した取組の位置付け	デジタルの力を活用して取組を発展させるなど、施策の見直しを行うことが重要。

(2) 本市の現状と課題

ア 出生数の減少

平成28年は1,711人でしたが、以降、減少し続けており、令和4年には1,308人となっています。

➡結婚や出産等の希望の実現に向けた取組を進めるなど、出生数の増加を目指した施策の推進が必要。

イ 18歳から39歳までの転出意向

市民意識調査の「定住意向」に関する設問で、「できれば市外に移りたい」又は「市外に移りたい」と回答している人の割合が、全年齢に比べ18歳から39歳までが大きくなっています。

➡定住意向に転じる取組の推進が必要。

ウ 都市間連携の強化

人口減少・高齢化に伴う人口構造の変化や大規模な自然災害等のリスクへの確に対応する必要があります。

➡将来にわたって地域住民が安心して生活できるようにするため、地域を超えた連携が必要。

5 主な改定内容

令和4（2022）年12月に、新たにデジ田戦略が策定されたことから、デジ田戦略の内容を踏まえた見直しを行い、本市の実情に合わせた地方創生に向けた取組の一層の推進を図るため、第2期総合戦略の改定を行います。

なお、人口ビジョンに関する内容（第2章～第5章（P.9～106））については、改定は行いません。

（1）基本方針に沿った「展望」を追加 【P.116】

本市が抱える社会課題を解決し、将来にわたって活力あるまちであり続けるため、総合戦略で展開する様々な施策の基礎となる「基本方針」に沿って、新たに本市が目指すべき理想像を再構築し、「展望」として追加します。

展望

多くの企業や大学が集積している本市は、通勤通学者が多く、昼夜間人口比率が全国でも高い水準となっている。また、都心や横浜へアクセスしやすい鉄道路線、複数の高速道路・インターチェンジによる広域的な道路網が整備されるなど、交通利便性が高く、多くの人が集まりやすい環境となっている。

このような本市の特性をいかし、第2期総合戦略の下、人口の将来展望の実現に向けて地方創生の取組を着実に推進してきたが、少子高齢化の状況は依然として続いている。また、昨今のコロナ禍のような、これまでの日常生活が変化する事態への対応も求められている。

このように、取り組むべき課題が多岐にわたる中、市民の幸せと確かな暮らしを実現させるためには、合計特殊出生率の上昇、定住促進及び雇用の創出といったこれまでの取組を深化・発展させる必要がある。将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展を目指し、市の総力を挙げて取組を推進する。

推進に当たっては、「職・住・育が調和したまちづくり」の姿勢を基本とする。すなわち、職場や住居、育児環境を個人のライフスタイルに合わせて柔軟に選択することができ、仕事と子育てを両立しながら、家族と過ごす時間や余暇などが充実するまちをつくり上げていく取組こそ、全国から憧れを抱かれ、市民一人一人が誇りを持ち、住みたい・住み続けたいと思える「魅力あふれる厚木づくり」であるとする。

人口の将来展望の実現に向け、引き続き、令和8年度までの基本目標を「地域の魅力発信・人材交流と都市機能の向上により、活気に満ちたまちをつくる」「働く場を創出し、経済活動が盛んなまちをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるまちをつくる」「誰もが安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる」とし、施策を展開していく。

(2) 重要な視点の見直し・再構成 【P.120】

四つの基本目標を施策横断的に推進するために設定している「重要な視点」について、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の第5類になったことを踏まえ、デジタルに関する視点として統合し、改定後の重要な視点2に「デジタル技術を活用した地域課題の解決」を新たに位置付けます。

また、デジ田戦略を勘案し、改定後の重要な視点4に「施策間連携・地域間連携による効果的な施策の推進」を新たに位置付けます。

現行	改定後
重要な視点1 SDGsの理念や目標達成に向けた施策の展開	重要な視点1 SDGsの理念や目標達成に向けた施策の展開
重要な視点2 Society5.0の実現に向けた技術を活用した地域課題の解決	重要な視点2 新規 デジタル技術を活用した地域課題の解決
重要な視点3 誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現	重要な視点3 誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現
重要な視点4 感染症に伴う新たな日常に対応した地域社会の構築	重要な視点4 新規 施策間連携・地域間連携による効果的な施策の推進

2つを統合

(3)「具体的な施策」及び「主な取組」の見直し・新たな施策の位置付け

【P.122～140】

「具体的な施策」及び各具体的な施策に紐付く「主な取組」について見直しを行うとともに、新たにデジタル技術を活用した取組を位置付けます。

基本目標1 (転入促進)	地域の魅力発信・人材交流と都市機能の向上により、活気に満ちたまちをつくる
具体的な施策	主な取組
1 関係人口を創出し、 <u>魅力</u> を全国に発信する【変更】 ※下線部を変更（変更前：「あつぎの魅力」）	①都市間 <u>連携の強化</u> 【変更】 ※下線部を変更（変更前：「交流の促進」）
	②観光地の魅力創出
	③あつぎの魅力発信力強化

基本目標3 (合計特殊出生率上昇)	結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるまちをつくる
具体的な施策	主な取組
3 子どもたちの夢をかなえる教育プログラムを推進する	①魅力ある教育環境の充実
	②デジタル技術を活用した教育の推進【新規】

基本目標4 (転出抑制)	誰もが安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる
具体的な施策	主な取組
3 魅力的な生活圏を形成する	①快適な生活環境の創出
	②利便性の高い交通環境の充実
	③憩いや安らぎの場の創出
	④デジタル技術の活用による生活利便性の向上【新規】

※「基本目標2」では、「具体的な施策」及び「主な取組」の見直し・新たな施策の位置付けはありません。

改定後の施策体系図

【基本目標】

【重要な視点】

【具体的な施策】

基本目標 1（転入促進）

地域の魅力発信・人材交流と都市機能の向上により、活気に満ちたまちをつくる

【数値目標】
20・30歳代の転入者数

基本目標 2（雇用創出）

働く場を創出し、経済活動が盛んなまちをつくる

【数値目標】
事業所数
従業者数
法人均等割納税義務者数

基本目標 3（合計特殊出生率上昇）

結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるまちをつくる

【数値目標】
合計特殊出生率
出生数

基本目標 4（転出抑制）

誰もが安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる

【数値目標】
転出者数
20・30歳代の転出者数

○SDGsの理念や目標達成に向けた施策の展開
○デジタル技術を活用した地域課題の解決
○誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現
○施策間連携・地域間連携による効果的な施策の推進

1 関係人口を創出し、魅力を全国に発信する

2 機能的でにぎわいのあるまちづくりを進める

3 20・30歳代を中心とした若い世代の転入を促進する

1 雇用の創出に大きな役割を果たす企業の誘致を推進する

2 地域経済を活性化させる企業活動を支援する

3 若い世代の市内企業への就職を支援する

1 結婚への第一歩となる出会いと交流の場を創出する

2 妊娠から出産、子育て期にわたる支援を充実する

3 子どもたちの夢をかなえる教育プログラムを推進する

1 誰もが生き生きと活躍できる場を創出する

2 市民生活における安心・安全の向上を図る

3 魅力的な生活圏を形成する

4 自主・自立のまちづくりを推進する

【主な取組】



(4)「推進体制」の見直し 【P.142】

地方創生の取組をデジタルの力を活用して推進するため、総合戦略で展開する様々な施策の「推進体制」を見直します。

現行	改定後
推進体制 庁内に設置した「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部」(本部長:市長)を中心に全庁を挙げて施策を展開するとともに、基本方針に基づき、市民、事業者、議会及び行政が一体となり、市の総力を挙げて第2期総合戦略に基づく取組を推進します。	推進体制 庁内に設置した「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部」(本部長:市長)を中心に、<u>地方創生及びデジタル担当部を始めとした庁内の各部等が連携して総合的に</u>施策を展開するとともに、基本方針に基づき、市民、事業者、議会及び行政が一体となり、市の総力を挙げて第2期総合戦略に基づく取組を推進します。

(5) 重要業績評価指標 (KPI) の見直し・新たな指標の設定 【P.124~140】

「主な取組」ごとに施策の進捗状況を検証するために設定している重要業績評価指標 (KPI) について、見直し及び新たな指標の設定を行います。

基本目標1 (転入促進)	地域の魅力発信・人材交流と都市機能の向上により、活気に満ちたまちをつくる		
具体的な施策	主な取組	重要業績評価指標 (KPI)	
		改定前	改定後
1 関係人口を創出し、魅力を全国に発信する	①都市間連携の強化	①国内友好都市との交流活動件数 ②海外友好都市等との交流活動件数	①国内・海外友好都市等との交流活動件数【2指標を統合】 ②県央やまなみ地域(厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村)の観光客数【新規】
	③あつぎの魅力を発信力強化	①あつぎの魅力創造・交流事業において、「あつぎの魅力を感じることができた」と思う事業参加者の割合 ②本市の魅力が市内外に発信されていると思う市民の割合	①あつぎの魅力創造・交流事業において、「あつぎの魅力を感じることができた」と思う事業参加者の割合 ②本市の魅力が市内外に発信されていると思う市民の割合 ③公式SNS利用登録者数【新規】

基本目標3 (含・出生率上昇)			
結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるまちをつくる			
具体的な施策	主な取組	重要業績評価指標（KPI）	
		改定前	改定後
3 子どもたちの夢をかなえる教育プログラムを推進する	②デジタル技術を活用した教育の推進	—	①GIGA スクール端末を使用した授業の内容が理解しやすいと回答した児童・生徒の割合【新規】 ②GIGA スクール端末が児童・生徒の理解度や進度に応じた学習に効果的だと回答した教員の割合【新規】

基本目標4 (転出抑制)			
誰もが安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる			
具体的な施策	主な取組	重要業績評価指標（KPI）	
		改定前	改定後
1 誰もが生き生きと活躍できる場を創出する	②学ぶ場と活躍の場の創出	①公民館での学級・講座参加者の満足度 ②文化芸術事業の参加者数	①公民館での学級・講座参加者の満足度 ②文化芸術事業の参加者数 ③電子書籍貸出点数【新規】
3 魅力的な生活圏を形成する	②利便性の高い交通環境の充実	①コミュニティ交通導入検討地区数（累計） ②幹線道路（1・2級市道）等の整備延長（累計）	①基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率【新規】 ②幹線道路（1・2級市道）等の整備延長（累計）
	④デジタル技術の活用による生活利便性の向上	—	①LINE 公式アカウントの利用登録者数【新規】 ②オンライン化した行政手続数（累計）【新規】

※「基本目標2」では、重要業績評価指標（KPI）の見直し・新たな指標の設定はありません。

第2期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改定版）に対する パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和6年1月4日（木曜日）から令和6年2月5日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 3人
- (2) 意見の件数 21件
- (3) 案に反映した意見の数 4件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
第1章 人口ビジョン・総合戦略の概要			
1	（本編2ページ） デジタル技術、デジタルの力・・・等、今回の改定のキーワードとなっています。「デジタル技術」について、一般市民にわかりやすい用語解説をつけてください。	いただいた御意見のとおり、次のとおりデジタル技術の説明を脚注に記載します。 IoT（モノのインターネット。自動車や家電など、あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをする仕組み）やAI（人工知能）、ICT（情報通信技術）などのデジタル化された情報を活用した技術のことを指します。	○

2	(本編 2 ページ) デジタル田園都市国家構想実現会議事務局の HP によれば、「内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と内閣府地方創生推進事務局とが両輪となって、地方創生の推進に向けた施策に取り組んでいます」と記載されています。そもそも、「まち・ひと・しごと創生本部」は、第二次安倍内閣発足時に閣議決定でいきなり、上から設置された機関ですが、構成メンバーなど含めて「デジタル田園都市国家構想総合戦略」について、一般市民にわかりやすい用語解説をつけてください。	本総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」の規定に基づき、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案して策定していますが、本戦略は本市の実情に応じた地方創生の施策について定めたものでありますので、国の組織やデジタル田園都市国家構想総合戦略の説明等は省略させていただきます。	
3	(本編 4 ページ) 図表 1－2 は資料として小さすぎて、文字が読めません。二頁分程度に拡大していただければ、少しは理解が深まると思います。	いただいた御意見のとおり、2 ページ分に拡大して掲載します。	○
4	(本編 7 ページ) 附属機関の構成員はそれぞれ何名でしょうか。合計何名でしょうか。	公募市民 3 名、産業界 5 名、県機関 1 名、大学・教育機関 1 名、金融機関 1 名、労働団体 1 名、メディア 1 名、土業 1 名、その他 2 名の合計 16 名で組織しています。	

第6章 現状と課題を踏まえた基本方針

5	(本編 114 ページ) (2) 道路整備に関する説明文 4 行目について、次のような補足・追加が必要と思います。(太字部分) ＊「引き続き生活道路を含めた道路整備・・・」	御意見をいただいた箇所については、将来に影響を及ぼすと考えられる社会・環境の変化を記載しており、道路整備については、地域経済の活性化や地域間交流の拡大に効果が得られる厚木秦野道路などの幹線道路について記載しています。 なお、生活道路については、引き続き整備に取り組んでまいります。	
6	(本編 114 ページ) (3) 「デジタル実装」という専門的・特殊的用語について、一般市民に分かりやすい用語解説をつけてください。	見出しが文章の内容と合っていないので、見出しを「デジタルトランスフォーメーション (DX)」に変更します。 また、次のとおりデジタルトランスフォーメーションの用語解説を脚注に記載します。 デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念のこと。	○

7	(本編 116 ページ) 文章 9 行目の「市民の幸せと確かな暮らし」、12 行目の「将来にわたって活力ある地域社会・・・」の視点は、行政施策の根本と思われます。大賛成です。	116 ページに記載した「展望」は、本市の総合戦略で目指している将来像について、今回の改定で明文化したものです。 今後も基本方針に掲げる「将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展」を目指して、取組を進めてまいります。	
8	(本編 116 ページ) 「令和 8 年度」までの…の年号部分は西暦を原則に、そのうえでせめて併記をしていただきたい。この部分に限らず、改訂版全般を通して強い要望です。デジタル社会では、世界的にも国際的にも遅れた通用しない記述・表現です。	年号表記については、厚木市行政文書作成規定を踏まえ、原則、和暦表記を用いた上で、西暦を併記しています。 なお、御意見をいただいた箇所については、和暦のみの表記となっていますので、西暦を併記します。	○
第 7 章 第 2 期総合戦略における施策展開			
9	(本編 122 ページ) 【具体的な施策】「関係人口」を創出し、・・・とありますが、「関係人口」は何を意味しているのでしょうか。	関係人口については、次のとおり 119 ページの脚注に説明を記載しています。 『「定住人口」でもなく、観光等で訪れる「交流人口」でもない、その地域に過去に居住・通勤していた人、頻繁に行き来し、イベント等に参画する人、何らかの形でその地域を応援してくれる人など、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。』	

10	(本編 122 ページ) 【具体的な施策】「魅力的な生活圏」を形成・・・とありますが、「魅力的な地域コミュニティ」ではどうでしょうか。	この具体的な施策では、住み続けたいと思っていただけまちづくりを推進するため、誰もが快適に暮らせる環境整備に取り組むことを目指していることから、「生活圏」としております。	
11	(本編 123 ページ) 【主な取組】「中小企業の経営支援」の前に「市内」の言葉が必要ではないでしょうか。	本戦略は、本市の実情に応じた地方創生の施策について定めたものでありますので、「市内」を前提に記載しております。 なお、具体的な施策 3 「若い世代の市内企業への就職を支援する」については、転出抑制と定住促進の観点から、あえて「市内」を付けています。	
12	(本編 124～140 ページ) デジタル難民への対応について 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略(デジ田戦略)」の取り組みをすすめています。が、施策の具体性がイマイチはっきりしません。 高齢者の中にはデジタルに疎い方々が多くいます。その人たちへのどのような対応をするのでしょうか。 概要版 9. 10 ページには、「デジタル技術の活用」を数値化するとありますが、その推進のために、デジタルに疎い方々への働き方はどうするのでしょうか。	デジタル化の推進に当たっては、できる限り多くの方がデジタルの恩恵を享受できるよう十分に配慮して取組を進める必要があると認識しています。 引き続き、スマートフォン操作講習やインターネットの安全な利用等に関するセキュリティ講座などを実施し、市民の皆様のデジタル技術の利用を支援してまいります。	

13	(本編 126 ページ) 「機能的でにぎわいのあるまちづくりをすすめる」とあります。にぎわいは無いよりはある方が好ましいのですが、取り組みの視点は「中心市街地」のみに目が向けられているように感じます。機能的なまちづくりとは市域の中心部と周辺部が両立して初めて住みよい・魅力的なまちになると考えます。具体的施策の中に周辺部の地域ビジョンを示す具体的方針をいれていただきたい。 「地方創生推進事務局」発行の資料の中にも、「都市機能の増進による地域活性化」の項目があり、その内容は「都市再生・未来技術実装」と「中心市街地活性化」が例示され、具体例の一つとして「駅ビルをにぎわい交流複合施設として整備」が示されています。やはり、厚木らしい周辺部の魅力を生かした「周辺部」と「中心部」が共存する「機能的でにぎわいのあるまちづくり」として、新たな方針が必要と考えます。	この具体的な施策については、転入促進に向け、まずは本市の玄関口である中心市街地の都市機能の向上やにぎわいの創出を図ることを目的としており、中心市街地に特化して記載しています。 なお、本市の魅力をいかした市域全体のまちづくりについては、基本目標4（転出抑制）の中で取組を進めてまいります。	
----	---	---	--

14

(本編 132 ページ)

国立社会保障・人口問題研究所
「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2018 年 1 月推計）」、「人口統計資料集」では未婚割合の推移が示されている。

50 歳時の未婚割合の推移

(単位：％)

年次	男性	女性
1985	3.9	4.3
1990	5.6	4.3
1995	9.0	5.1
2000	12.6	5.8
2005	16.0	7.3
2010	20.1	10.6
2015	23.4	14.1
2020	26.7	17.5
2025	27.1	18.4
2030	28.0	18.5
2035	28.9	18.5
2040	29.5	18.7

特徴的なのは 1990 年代から 2020 年にかけて大きく未婚割合が増加して、明らかにバブル景気が 1990 年代初頭に終了したことで、その後が続いた不況とに密接に関係していることが読み取れる。これが出生率に関係して少子化に拍車をかけていることも明らかなので、人口増加を目標にすることは、国レベルの共通対策であって、自治体レベルでは不可能と言えるのではないかと。また、他の地域からの移住促進の施策はミクロの効果はあっても短期目標のみの達成で終わり主客転倒になってしまう。これらから本来の目的（合計特殊出生率の向上）を自治

少子化対策については、国において「子ども未来戦略」に基づき、国策として取組を進めているところですが、本市においても、人口減少を和らげるためには、少子化対策は非常に重大な課題です。

将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展を目指し、人口の将来展望を実現するためには、社会増だけでなく、自然増についても向上させる必要があり、基本目標の一つとして位置付けています。

	体の目標に取り入れることには無理があり、基本目標3を置くべきでない。 50歳時の未婚割合 資料：国立社会保障・人口問題研究所 <table border="1"><thead><tr><th>年</th><th>男性 (%)</th><th>女性 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1985</td><td>4.0</td><td>4.0</td></tr><tr><td>1990</td><td>5.6</td><td>5.1</td></tr><tr><td>1995</td><td>9.0</td><td>5.8</td></tr><tr><td>2000</td><td>12.6</td><td>7.3</td></tr><tr><td>2005</td><td>16.0</td><td>10.6</td></tr><tr><td>2010</td><td>20.1</td><td>14.1</td></tr><tr><td>2015</td><td>23.4</td><td>17.5</td></tr><tr><td>2020</td><td>26.7</td><td>18.4</td></tr><tr><td>2025</td><td>27.1</td><td>18.5</td></tr><tr><td>2030</td><td>28.0</td><td>18.5</td></tr><tr><td>2035</td><td>28.9</td><td>18.7</td></tr><tr><td>2040</td><td>29.5</td><td>18.7</td></tr></tbody></table> —●— 男性 —●— (単位：%) 女性	年	男性 (%)	女性 (%)	1985	4.0	4.0	1990	5.6	5.1	1995	9.0	5.8	2000	12.6	7.3	2005	16.0	10.6	2010	20.1	14.1	2015	23.4	17.5	2020	26.7	18.4	2025	27.1	18.5	2030	28.0	18.5	2035	28.9	18.7	2040	29.5	18.7	
年	男性 (%)	女性 (%)																																							
1985	4.0	4.0																																							
1990	5.6	5.1																																							
1995	9.0	5.8																																							
2000	12.6	7.3																																							
2005	16.0	10.6																																							
2010	20.1	14.1																																							
2015	23.4	17.5																																							
2020	26.7	18.4																																							
2025	27.1	18.5																																							
2030	28.0	18.5																																							
2035	28.9	18.7																																							
2040	29.5	18.7																																							
15	(本編 135 ページ) 「具体的な施策 3」に関して、主な取組 1・【・・・評価指数】、主な取組 2・【・・・評価指数】の項目の関連性がよく理解できません。 「子どもたちの夢をかなえる教育プログラムを推進」とどのように関わっているのか。大変むづかしい思います。	子どもたちが夢や目標の実現に向け、自分の力を最大限に発揮するためには、教育機会の保証や子どもたちの学習成果の保証など、一人一人に合わせた支援と学びの保証が必要であり、そのための取組の成果を測る指標として設定しています。																																							
16	(本編 137 ページ) 「主な取組 2」：学ぶ場と活躍の場の創出部分の【・・・評価指数】で各公民館の書籍蔵書の充実度の実態調査などした上で、電子書籍貸出点数調査などあってもよいと思います。公民館役割をますます充実させていく必要があると思います。	市立公民館の図書室については、中央図書館とネットワーク化している図書室と公民館が蔵書している図書室の 2 形態があります。 それぞれ運営方法が異なりますので、いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。																																							

17	(本編 138 ページ) 「主な取組 3」として、具体的に市内各地域における災害時の「避難場所」「活用できる公共施設」の保全、整備など強化する必要があります。 少子高齢化など理由に小中学校の統廃合の動きの中で、学校は小規模校でも残すべきと考えます。学校の無い地域に子育て世代は来ないでしょう。	災害時における取組については、主な取組 1 の「防災・減災対策の充実・強化」において、取組を進めてまいります。 また、学校の統廃合など、小・中学校の適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、望ましい学校教育の在り方はもちろんのこと、地域のつながりの拠点としての学校や地域の防災拠点としての学校施設の役割などについて、児童・生徒の保護者や地域の皆様のお考えを丁寧に伺いながら検討を進めてまいります。	
18	(本編 139 ページ) コミュニティ交通導入について 概要版 10 ページの「利便性の高い交通環境の充実」で、改定前にあった、「①コミュニティ交通導入検討地区数(累計)」がなくなり、新規に「①基幹的公共交通の徒歩圏人口カバー率」としたのはなぜですか。 これまでのコミュニティ交通導入の考えが変わったのでしょうか。	人口減少が進む中、市内全体の交通を考えていくには、公共交通のサービスレベルを維持・向上させるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが重要であり、取組に合った指標に変更するものです。 なお、コミュニティ交通は、公共交通が利用しづらい地域において、路線バスを補完する必要なサービスでありますので、コミュニティ交通の導入に関する考え方は、変わっておりません。	

19	(本編 139 ページ) 「主な取組 4」に関連して。 自治体DX推進、マイナンバーカード交付円滑化計画、地域社会のデジタル化が声高にすすめられ、「デジタル田園都市国家構想基本方針」(2022 年 6 月閣議決定)では、地方公共団体におけるデジタル実装の取組みを推進するとなっています。おそらく、厚木市の組織改編の一つとして、DX推進課が設置されたと思われます。市民の暮らしの中でデジタル化のメリット部分が活かされればよいのですが、デメリット・課題も生じる可能性もあります。特に新たに建設予定の複合施設はワンストップサービスを売り物にしています。 【重要業績評価指数 KPI】の中に、「市民サービスの向上度合」「満足度」「不満度」を入れていただきたい。	市民サービスの向上に資するための指標については、本市の最上位計画である総合計画の指標の一つとして位置付けている「市民実感度」を通じて把握しています。 今後についても、総合計画の進捗管理と合わせて、本市の施策等に対する市民の皆様の実感度を把握し、取組を進めてまいります。	
20	(本編 140 ページ) 「主な取組 3」に関連して。 2 行目の文章への修正意見(下記黒字部分追加要望)。 「・・・効率的かつ効果的な維持管理や多様な災害に対応できる公共施設の役割を重視した運営、適正配置に取り組みます。」	災害時における公共施設の役割については、十分認識しておりますが、ここでは今後も良質な市民サービスを継続できるよう、適正な維持管理等に取り組むため、このような記載としております。 なお、災害対策に関する事項は、主な取組 1 の「防災・減災対策の充実・強化」において、取組を進めてまいります。	

その他			
21	厚木市総合計画との整合性について 議会答弁で「厚木市の総合計画の見直しを現市長の任期中に(この4年間で)行うと答弁しています。その見直しとの整合性をはかるべきと思いますが、総合計画見直しの時には「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」も見直すことになると思います。ここで改訂版を出さなくても、その時いっしょにするのがよいのではないのでしょうか。 また、同じようにパブコメを実施するのですか。	今回、国が第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定したことに伴い、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、改定するものです。 今回は一部改定であり、対象期間は変更しないことから、今後予定している新たな総合計画の策定と合わせて、第3期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する予定です。 なお、第3期策定の際は、市民参加条例に基づき、パブリックコメントを実施します。	

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 企画政策課
- (2) 連絡先 046-225-2455

5 結果公開日

令和6年3月25日 公開

令和6年度市民参加手続対象行為一覧(実施)

資料 7

No.	対象行為	担当課	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向 調査	その他 の手法	パブリック コメント	必要な 手続数
1	厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針の策定	行政経営課	R5.8～ R6.3	R6.6～11	R6.6～11	R6.6～11	R6.6～11	R6.12～ R7.1	パブコメ +2
2	受益者負担見直しに関する基本方針(公の施設の使用料編)の改定	行政経営課	R6.6					R6.6	パブコメ +1
3	公の施設の使用料の改定	行政経営課	R6.11	R6.11				R7.1	パブコメ +2
4	あつぎ子ども未来プラン(第4期)の策定	こども育成課	R5～R6			R5.12		R6	パブコメ +2
5	第2期 厚木市自殺対策計画	健康づくり課	R6.3					R6.4～5	パブコメ +1
6	厚木市開発許可等基準条例の一部改正	開発審査課	R6.6	R6.7				R6.9	パブコメ +2
7	三田児童館整備方針の策定	青少年課	未定	R7.1～2				R7.4～5	パブコメ +1
8	スポーツの聖地づくりに係る基本構想及び基本計画の策定	スポーツ推進課	R6.11 ～R7.3	R6.10				R7.3	パブコメ +2
9	(仮称)北部地区公園整備に関する基本計画の策定	公園緑地課	R6.10			R5.10		R7.1	パブコメ +1
10	(仮称)厚木市犯罪被害者等支援条例の制定	くらし交通安全課	R6.6 ～R6.10	R6.8				R6.11～ 12	パブコメ +2
11	厚木市公文書等の管理に関する条例の制定	行政総務課	R6.6 ～R6.10	R6.8				R6.10～ 12	パブコメ +2
12	「厚木市人権施策推進指針」の改定	市民協働推進課	R6.6 ～R7.3			R5.11		R7.1	パブコメ +1
13	第3次厚木市教育振興基本計画の策定	教育総務課	R7.2 ～R8.1	R7.8				R7.12	パブコメ +2

市民参加手続点検表(予定)

13

担当課名 教育総務課

対象行為	第3次厚木市教育振興基本計画の策定		
概要	本市の教育行政において、学校給食費無償化や学校の適正規模・適正配置の検討、体育館冷暖房設置など、第2次厚木市教育振興基本計画策定時から大きく環境が変化しています。 さらに、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情を踏まえ、計画を策定することが義務付けられており、令和5年度に国が第4期教育振興基本計画を策定したことから、市教育振興基本計画についても国の計画との整合性を図る必要があるため、新たに第3次厚木市教育振興基本計画を策定するものです。		
計画期間	令和8年度～令和17年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☒ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	■実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和7年2月～令和8年1月 計5回
		意見交換会	令和7年8月頃
		パブリックコメント	令和7年12月頃
	□省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

令和6年度市民参加手続対象行為一覧(省略)

資料 8

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
1	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
2	厚木市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
3	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
4	厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
5	厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
6	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課 病院総務課	(4)事務又は事業の性質
7	厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
8	厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正	子育て給付課	(3)法令で実施基準を規定 (4)事務又は事業の性質
9	厚木市児童手当等事務取扱規則の一部改正	子育て給付課	(3)法令で実施基準を規定
10	厚木市建築基準条例の一部改正	建築指導課	(3)法令で実施基準を規定
11	厚木市立依知南小学校及び厚木市立緑ヶ丘小学校施設建て替え整備事業に係る技術提案書特定委員会規則の制定	教育施設課	(4)事務又は事業の性質
12	厚木市建築基準条例の一部改正	建築指導課	(3)法令で実施基準を規定
13	厚木市市税条例の一部改正	市民税課	(3)法令で実施基準を規定
14	厚木市市税条例施行規則の一部改正	市民税課	(1)軽微なもの
15	厚木市アミューあつぎ運営管理業務に係る技術提案書特定委員会規則の制定	商業観光課 生涯学習課	(4)事務又は事業の性質
16	厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正	職員課	(1)軽微なもの
17	厚木市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正	職員課	(1)軽微なもの
18	厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
19	厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
20	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
21	厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
22	厚木市職員表彰規程の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
23	厚木市職員服務規程の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
24	厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
25	厚木市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
26	厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正	行政総務課	(1)軽微なもの
27	厚木市国民健康保険条例の一部改正	国保年金課	(3)法令で実施基準を規定
28	厚木市表彰条例施行規則の一部改正	秘書課	(4)事務又は事業の性質
29	厚木市土砂等の適正処理に関する条例の廃止	開発指導課	(3)法令で実施基準を規定
30	厚木市土砂等の適正処理に関する条例施行規則の廃止	開発指導課	(3)法令で実施基準を規定
31	建築基準法に基づく中間検査に係る告示	建築指導課	(3)法令で実施基準を規定
32	厚木市複合施設愛称選考委員会規則の制定	中央図書館	(4)事務又は事業の性質
33	厚木市附属機関条例の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
34	厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
35	厚木市児童手当等事務取扱規則の一部改正	子育て給付課	(3)法令で実施基準を規定

市民参加手続点検表(予定)

27

担当課名 国保年金課

対象行為	厚木市国民健康保険条例の一部改正		
概要	国民健康保険法の一部改正に伴い、罰則の規定を改めるほか、所要の措置を講ずるため、厚木市国民健康保険条例の一部を改正するものです。		
施行日	令和6年12月2日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ + 2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ + 1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☒ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 秘書課

対象行為	厚木市表彰条例施行規則の一部改正		
概要	厚木市表彰審査委員会委員の任期について、現行の1年から2年に改正するものです。		
施行日	令和6年11月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

②⑨、③⑩

担当課名 開発指導課

対象行為	厚木市土砂等の適正処理に関する条例の廃止 厚木市土砂等の適正処理に関する条例施行規則の廃止		
概要	危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成等規制法を改正し、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)が令和5年5月に施行され、本市では、宅地造成等規制法の経過措置が終了する令和7年4月運用が開始することに伴い、重複する規定を持つ厚木市土砂等の適正処理に関する条例及び同施行規則を廃止するものです。		
廃止日	令和7年3月31日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☒ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 建築指導課

対象行為	建築基準法に基づく中間検査に係る告示		
概要	建築基準法第7条の3の規定により建築物の中間検査に関する特定工程及び特定工程後の工程について告示で指定しておりますが、法改正に伴い規定の整理を行うものです。		
告示日	令和6年度中		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☒ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

32

担当課名 中央図書館

対象行為	厚木市複合施設愛称選考委員会規則の制定		
概要	市民投票の対象とする厚木市複合施設に係る愛称の選考を円滑に進めるため、附属機関を設置するものです。		
施行日	令和6年10月8日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ + 2 以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ + 1 以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

33

担当課名 行政総務課

対象行為	厚木市附属機関条例の一部改正		
概要	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の設置、及び現行の附属機関の名称等を変更するため、厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正するものです。		
施行日	令和6年12月		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

34

担当課名 職員課

対象行為	厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正		
概要	最低賃金額の改定及び児童クラブに勤務する会計年度任用職員の処遇改善措置を講じるため、厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正するものです。		
施行日	令和6年10月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ + 2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ + 1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 職員の勤務条件について定める規則であり、実施機関が自らの責任と意思で決定すべきものであるため。

【市民参加手続の種類】
・審議会
・パブリックコメント
・意見交換会
・市民会議
・ワークショップ
・意向調査
・その他

市民参加手続点検表(予定)

35

担当課名 子育て給付課

対象行為	厚木市児童手当等事務取扱規則の一部改正		
概要	児童手当の制度改正に伴い、児童手当関連法令において高校生年代への支給対象年齢の拡大、所得制限の廃止など所要の改正が行われたことから、児童手当の支給等に関して本市が処理すべき事務の取扱手続等について必要な事項を定める厚木市児童手当等事務取扱規則につきましても、同様の改正を行うものです。		
施行日	令和6年10月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☒ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

厚木市自治基本条例 取組概要報告書

〔対象年度：令和5年度〕

点検対象外

（第6条、第8条、第12条から第14条関連）

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
1	6		1	老人憩いの家の管理に関する基本協定	指定管理者と平成24年4月1日から平成29年3月31日まで基本協定を締結し、指定管理の業務範囲の中に施設の防犯、防火及び警備に関する業務を定めた。	福祉総合支援課	令和4年4月1日から令和9年3月31日までの基本協定に基づき、指定管理による施設の防犯、防火及び警備に関する業務を実施した。	防犯、防火及び警備に関して適切に備えることができた。	
2	6		1	災害支援型自動販売機の設置	「災害時における飲料の確保に関する協定」に基づき、災害時に在庫飲料製品を無償で提供できる災害支援型自動販売機の設置などについて定めた「災害支援型自動販売機の設置等に関する協定」を事業者と締結し、公共施設や公園等に災害支援型自動販売機を設置した。	危機管理課	(1) 事業者 ・(株)伊藤園 ・コカ・コーラ セントラル ジャパン(株) ・サントリービバレッジソリューション(株) (2) 設置台数 累計 88台	災害時の飲料水を確保することで、市民の安心・安全に寄与した。	
3	6		1	武力攻撃から市民の生命、身体及び財産の保護のための施策	市民の生命、身体及び財産の保護のため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、各種対策を実施した。	危機管理課	防災行政無線を用いた全国一斉自動試験放送(J-ALERT)を実施した。	自動起動装置の正常確認ができた。	
4	6		1	災害時協力協定の締結	東日本大震災を受け、大規模災害時における市民等の生命、身体を守るための事前対策の一つとして、課題が浮き彫りとなった様々な事象について、民間業者等と協定を締結し、防災対策の強化を図った。	危機管理課	締結済みの協定について、協定内容の修正等を実施した。 また、新たに協定を締結した。 全協定数 139(令和6年3月現在)	現状に即した協定内容に修正及び新たな協定を締結し、災害時に迅速な対応ができるような体制を構築した。	
5	6		1	災害時等における国、県、市町村との各種協定の締結	大規模地震対策特別措置法及び厚木市地域防災計画に定める防災訓練として実施するもので、災害対応能力の強化と市民の防災意識の一層の高揚による防災力の向上及び不測の事態にも対応できる行動力を養うことを目的として年1回実施した。	危機管理課	国、県、市町村と締結した災害時等における相互援助等を目的とした協定に基づき、防災訓練等の実施に当たり、相互協力に努めた。	協定自治体との連携が図られた。	
6	6		1	総合防災訓練の実施	本市に被害を及ぼす大規模な地震を想定し、防災関係機関及び市内218の自主防災隊を中心に、市民一人一人が実践的な訓練を基礎とした防災訓練を行うことにより、身体安全の確保及び自主防災隊の組織強化並びに本市における防災体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的とした。	危機管理課	地域で実施する総合防災訓練の内容については、市内210の自主防災隊(参加人数11,294名)が、避難所開設訓練、シェイクアウト、情報伝達、避難誘導及び初期消火訓練等、新型コロナウイルス感染症に配慮した上で、各地域の実情に即した実践的な訓練を実施した。	市民の防災意識の向上や関係機関との連携が図られた。	
7	6		1	防災姉妹都市の締結	平成8年7月24日、埼玉県狭山市と「防災姉妹都市」の協定を締結した。	危機管理課	狭山市職員との物資輸送訓練を実施した。		
8	6		1	防災行政無線情報サービス	防災行政無線で放送した内容や緊急性のある災害情報などをメールで配信した。	危機管理課	防災行政無線のメールマガジンの登録者数: 11,377人(R6.3現在) パンフレット、ハザードマップ、防災講話等で登録の周知 令和5年度配信件数 136件 主な配信内容 ・災害情報 ・火災情報 ・熱中症注意情報 ・行方不明者情報 ・振り込め詐欺情報 など	メールマガジン登録者に対して、迅速に情報発信し、注意喚起等が図られた。	
9	6		1	避難所運営委員会の運営支援	地域住民と市職員により組織されている避難所運営委員会の運営を支援した。	危機管理課 各地区市民センター	災害時等における避難所の運営を行うために、地域住民と市職員により組織されている避難所運営委員会の会議・研修会の開催、防災訓練の実施などの活動を支援した。	各委員会で避難所運営マニュアルの見直しや避難所運営訓練を実施し、より良い避難所運営ができるような体制の構築を図ったほか、全体会議を開催し、情報の共有化が図られた。	
10	6		1	自動体外式除細動器(AED)設置	救命率の更なる向上を図るため、緊急時に、多くの市民の方々がAEDを使用できるよう設置した。	救急救命課	AEDを106台新規設置し、効果的かつ効率的な配置を行い、市民が安心安全な環境を整備した。 (セブンイレブン50店舗、老人憩いの家12施設、あつきセーフステーション番屋、保育所4施設、児童館2施設ふれあいプラザ、市内小中学校屋外設置36台)	身近な公共施設や店舗等にAEDがあることで、救命率の向上が期待でき、安心安全なまちづくりが推進された。	
11	6		1	応急手当普及啓発活動の実施	救命率を向上させるには、救急現場に居合わせた人(バイスタンダー)の適切な応急手当が重要であることから、応急手当講習会を開催し、市民等への応急手当普及啓発を促進した。	救急救命課	救命講習会実績 ・実施回数: 249回 ・受講者数: 7,237人 内訳 ・上級救命講習会 1回34人 ・普及員救命講習・普及員再講習会 6回 62人 ・普通救命講習(I・II・III) 145回 3,670人 ・修了証未交付の短時間講習(3時間未満) 97回 3,471人	イベント、広報あつぎ及び市ホームページ等を活用して応急手当の重要性を広く市民にPRするとともに、救命講習会を開催したことにより、厚木市における心肺停止傷病者への応急手当実施率は65.4%で全国数値51.2%(令和5年中)を上回り、応急手当の普及促進を図ることができた。	
12	6		1	公共下水道整備事業として雨水管整備を実施	浸水被害の軽減等を目的とした下水道計画(雨水)に基づく整備を実施した。	河川下水道施設課	雨水管整備工事や設計委託を実施した。 雨水管整備工事 5件 実施設計委託 2件 土質調査委託 1件	雨水管整備を実施することにより、浸水被害の軽減を図ることができた。	

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
13	6		1	下水道の維持管理として補修・点検の実施	下水道施設を健全な状態で維持し、機能保全を図るため、管渠の浚渫や補修、点検調査などを実施した	河川下水道施設課	維持管理を実施するため工事や委託を実施した。 管きょ浚渫・処分委託 4件 構造物損傷復旧工事 3件 管きょ点検調査委託 4件	機能保全が図られ、安全で安心して使用できる施設とした。	
14	6		1	災害時医療救護体制の整備	災害時に、限られた人的資源等を最大限活用するため、病院、医療救護所等の緊密な連携に基づいた医療救護体制の整備を図る。	健康医療課	三師会が参加し、医師会等が導入する安否確認システムや市のL O G Oチャットを活用した災害時の医療機関情報の収集訓練を実施した。	医師会が導入している安否確認システムを活用し、災害時に市が市内医療機関の情報を収集する体制づくりが構築できた。	
15	6		1	自転車ヘルメット購入費助成事業の実施	交通事故で負う頭部の怪我から自転車運転者を保護し、また、市民への自転車ヘルメット着用を促すため購入費の一部を助成する。 自転車ヘルメット購入費の一部を助成（2,000円）（市内24店舗）	くらし交通安全課	ヘルメット助成個数 3,573個（幼児744個、小学生770個、中学生200個、高校生64個、一般932個、高齢者863個）	ヘルメットの一部助成を行なうことにより、自転車乗車時におけるヘルメット着用等の交通安全に対する啓発を行なうことができた。	
16	6		1	幼児2人同乗用自転車購入費助成事業の実施	平成21年7月1日神奈川県道路交通法施行細則の改正により、幼児2人同乗用自転車（幼児2人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車）に限り3人乗りで運転することが許可された。市では、自転車利用者の安全を図るとともに子育て支援事業の一環として、平成22年度から幼児2人同乗用自転車を購入した保護者に対し、その費用の一部を助成（上限16,000円）（市内6店舗）	くらし交通安全課	交付実績 13件	一部助成を行うことで、子育て支援及び自転車の安全利用を促した。	
17	6		1	放置自転車対策の実施	放置自転車の指導啓発・整理業務、保管場所の維持管理及び移動作業業務を実施し、放置自転車ゼロを目指すとともに、良好な生活環境の保持に努める。	くらし交通安全課	放置自転車整理業務 360日 放置自転車移動台数 613台 放置自転車台数 5台（昨年度比±0） ※本厚木駅周辺10エリアにおける14時時点の瞬間放置自転車台数	安心で安全な生活環境の保持のため、放置自転車を排除することにより歩行者の安全と円滑な通行の確保が図られた。	
18	6		1	交通安全運動の実施	市内15地区の主要道路に監視所を設置し、交通安全の啓発、交通指導を実施するとともに、高齢者事故や自転車事故の割合が高いことから、交通関係団体と連携を図りながら、高齢者向け安全教室や自転車安全運転及び交通安全教室を積極的に開催し、交通事故の未然防止を図った。 また、交通関係団体が行う交通安全啓発活動等を支援した。	くらし交通安全課	令和5年 交通事故件数 620件（昨年比+3件） 死者数 2人（昨年比-4人） 負傷者数 713人（昨年比+4人）	交通事故件数は年々減少している。交通安全関係団体と連携を図り、高齢者向け安全教室を始め、自転車安全運転教室や自転車のマナーアップによる、交通事故防止活動の効果が図られている。	
19	6		1	注意看板の設置	地元自治会等からの要望に基づき、歩行者及び自動車等の運転者に対し交通事故防止の注意喚起を図るため、危険箇所注意看板を設置した。	くらし交通安全課	看板等設置数 85基	危険箇所に看板を設置することにより歩行者や運転者への注意喚起を図られた。	
20	6		1	公民館避難訓練の実施	公民館利用者が安心して、安全に公民館を利用していたくため、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導行動及び被害状況の把握ができるように、消防計画に基づき避難訓練を年2回実施。	市民協働推進課	【参加者】公民館職員及び利用者（公民館職員のみ場合もあり） 【実施時期】夏（6月～9月）頃と冬（1月～3月）頃を実施。 ※参加者及び実施時期については、公民館ごとに異なる。	訓練を行う事により、災害発生時の的確な避難誘導行動を把握し、防災に対する意識を高めることができた。	
21	6		1	厚木市営体育施設等の維持管理・補修事業	安心で安全、かつ快適なスポーツ活動ができるよう適切な維持管理及び維持補修を行い、スポーツ環境の整備を図った。	スポーツ魅力創造課	飯山グラウンド野球場A面3塁側防球ネット改修及びテニスコートの改修、厚木テニスコートの人工芝張替修繕を始めとする維持管理・補修事業を実施した。	安心で安全、かつ快適なスポーツ活動ができるよう適切な維持管理及び維持補修を行い、スポーツ環境の整備を図った。	
22	6		1	路上喫煙禁止区域における啓発活動の実施	本厚木駅及び愛甲石田駅周辺の路上喫煙禁止区域における啓発活動の実施	生活環境課	活動回数 6回 参加者数 146人	駅前で啓発活動を実施することにより、路上喫煙禁止・ポイ捨て行為の禁止に対する意識の高揚を図ることができた。	
23	6		1	スズメバチの巣の駆除	市民から通報があったスズメバチの巣の駆除を実施した。	生活環境課	駆除件数 431件 調査回数 137件	スズメバチの巣の駆除を行うことにより、安全な市民生活の確保を図ることができた。	
24	6		1	防犯啓発活動の実施	防犯キャンペーンやイベントを実施し、防犯啓発物品を配布することにより、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図る。	くらし交通安全課	1 暴力追放・街頭犯罪防止キャンペーン 2 防犯啓発活動キャンペーン 番屋・移動番屋での防犯啓発物品の配布 配布数 4,656個配布	防犯活動を実施することにより、市民の防犯意識の高揚が図られた。	
25	6		1	防犯カメラ設置費補助制度の実施	犯罪を抑止する効果がある防犯カメラの設置を促進するため、自治会等が設置する防犯カメラの設置に係る経費の一部を補助する。	くらし交通安全課	防犯カメラ設置費補助金交付台数 9台（5団体）	地域の目を補完するものとして、犯罪抑止の効果を発揮するとともに、犯罪発生時における警察の捜査の犯人特定や早期検挙につながる役割を果たし、市民に安心感を与えることができた。	
26	6		1	防犯灯の設置	夜間における防犯効果を高め、犯罪や非行等の未然防止を図り、市民の安全を確保することを目的に自治会等の申請に基づき、LED防犯灯を設置する。	くらし交通安全課	防犯灯設置 102灯（直付け：60灯、ポール：42灯）	夜間におけるひったくりなどの街頭犯罪から市民の安心・安全を確保するため、LED防犯灯を設置することにより、道路上の見通しの悪い箇所や暗闇などの解消が図られた。	

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
27	6		1	セーフティーベストの着用による防犯活動の実施	セーフコミュニティ推進地区を始めとした各種防犯協力団体等へセーフティーベストを配付して、自主防犯活動を促進する。	くらし交通安全課	1 セーフコミュニティ推進地区配布枚数 80枚（5枚×16地区） 2 その他防犯協力団体配布枚数138枚（19団体）	セーフティーベストを着用した防犯活動を行うことにより、事件や事故の抑止力を高めるとともに、パトロール実施者の安全性の確保と防犯意識の向上を図った。	
28	6		1	本厚木駅周辺環境浄化対策の実施	繁華街の防犯活動の拠点である『あつぎセーフティステーション番屋』を運営するとともに、本厚木駅周辺における環境浄化対策事業としてパトロールを展開し、市民の体感治安向上と安心・安全なまちづくりを推進する。	くらし交通安全課	あつぎセーフティステーション番屋の運営 1 一般訪問者数 4月～3月 1,546人（月平均約128人） 道路案内、イベントの情報提供、防犯情報の提供。 2 地下会議室利用者数 4月～3月 409人（月平均約34人） 各種会議、打合せ 3 パトロール・清掃活動での利用者数 4月～3月 1,370人（月平均約75人） パトロール・清掃活動控室等 年末年始パトロール実施期間 令和5年12月29日から令和6年1月3日まで（1月1日除く）	「あつぎセーフティステーション番屋」の運営及び客引き行為等指導員による客引行為等の取締りや、関係団体によるパトロールを実施し、本厚木駅周辺の体感治安の向上と犯罪の未然防止を図った。	
29	6		1	ケータイ SOS ネット（メールマガジン）	警察からの情報提供により、犯罪や不審者などの情報を電子メールで携帯電話に発信を行い、市民の防犯対策に役立てる。	くらし交通安全課	1 登録者数 8,448人（令和6年3月31日現在） 2 配信回数 117回	警察からの情報提供により、犯罪や不審者などの情報を電子メールで登録者の携帯電話に発信するとともに、防犯対策のヒントとなる「防犯一口メモ」を併せて配信し、防犯意識の高揚と地域の安心・安全活動の活性化を図った。	
30	6		1	消費生活相談・消費者意識啓発事業	消費者を取り巻く経済情勢が大きく変化している中、消費生活相談の実施により、消費者トラブルに巻き込まれた市民への早期解決に向けた助言を行うとともに、各種啓発事業を行うことにより、被害の未然防止に努めた。	市民協働推進課	1. 消費者トラブルに巻き込まれた市民への相談業務 令和5年度 1,367件 2. 消費者トラブルに遭わないための各種啓発活動の実施 (1) 消費者問題講演会 計3回 (2) 出前講座 計12回 参加者817人 (3) 街頭キャンペーン及び公民館まつり等でチラシの配布活動 計16回 3. 移動番屋における啓発活動 計99回 参加者3,356人 4. 「消費生活懇話会」により、消費者問題の研究を行うとともに、消費者啓発活動を行った。	個人情報の漏洩や新たな悪質商法を未然に防止するための啓発活動を推進した。	
31	6		1	セーフコミュニティの推進	市民、各種団体、行政などが連携・協力して、事故やけがの予防対策に取り組むことにより、市民が健康で安心・安全に暮らせるまちをつくる。	くらし交通安全課	取組の方向性や方針などを決定するセーフコミュニティ推進協議会の下、7つの対策委員会や16の安心・安全セーフコミュニティ推進地区などが地域の実情に応じた対策を検討・実施した。	市民、各種団体、行政などが連携・協力して健康で安心・安全に暮らせるまちづくりを推進することができた。	
32	6		1	博物館等避難訓練の実施	博物館等利用者が安心して、安全に施設を利用していたくため、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導行動及び被害状況の把握ができるように、消防計画に基づき避難訓練を各施設で年1回実施。	文化魅力創造課	【参加者】博物館職員及び岸邸管理人 【実施時期】あつぎ郷土博物館（9月3日）、古民家岸邸（3月13日）。	訓練を行う事により、災害発生時の的確な避難誘導行動を把握し、防災に対する意識を高めることができた。	
33	6		1	第70回文化財防火デーに伴う消防訓練	昭和24年1月26日法隆寺金堂の焼損により制定された「文化財防火デー（1月26日）」に合わせて、消防署、文化財所有者等の協力を得て、防火訓練などの文化財防火運動を実施した。	文化魅力創造課 管理課 依知分署	令和6年2月4日（日）午前9時から午前9時50分まで、「あつぎ郷土博物館（下川入1366番地4）」にて、訓練を実施した。 【訓練内容】 あつぎ郷土博物館館長は火災を発見し、119番通報（訓練）を実施し、博物館の関係者は考古資料及び歴史資料（レプリカ）を搬出し、安全な場所に避難した。また、消防団及び消防署の部隊は消火訓練を実施した。	訓練により、文化財愛護意識の高揚及び市民の防火、防災意識の向上が図られた。	
34	6		1	安全管理マニュアルの作成、保育所給食食材の放射能検査	施設、不審者、食中毒等の対応及び保育所給食食材の放射能検査を実施した。	保育課	保育所安全管理規定に基づき、施設の点検及び関係機関との連携等を日頃から行っている。また不審者対応訓練及び護身術訓練等を実施している。 食中毒マニュアルを作成し、普段から手洗いうがい、トイレや調理室の消毒を行っている。 平成24年3月からは、定期的に保育所給食食材の放射能測定をしている。	安全な保育環境及び安全、安心な給食の提供ができた。	

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
35	6		1	火災予防運動の実施	火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として実施した。	予防課	秋季火災予防運動 令和5年11月9日～15日 春季火災予防運動 令和6年3月1日～7日 上記の予防運動期間中に、ホームページへの掲載、市内事業所等へのポスター掲示、自衛消防隊消火指導会の開催、あつぎビジョン（文字放送）、消防本部及び各署並びに市内歩道橋への横断幕の設置、市内ビルへの懸垂幕の設置、消防本部正面入り口等への立て看板等の設置、社会福祉施設で消防演習の実施、一人暮らし高齢者宅の住宅防火診断等、大型物品販売店舗における火災予防啓発による広報活動や市内事業所等や路線バスへの立入検査の実施等を行った。	広報あつぎ及び市ホームページを活用し、火災予防運動の取組み等を掲載し、市民に広く周知した。消防庁舎等に火災予防運動用の懸垂幕や横断幕等を掲出し広報活動を実施するとともに火災予防を目的とする立入検査を実施した。また、事業所の職員を対象に消火指導会を開催したほか、木造飲食店等密集地域における火災予防啓発を実施し、市民及び事業所職員の防災意識向上に努めた。また、ひとり暮らしの高齢者を対象とした住宅防火診断を実施し、「火気の設置・使用状況」や「防火に関する日ごろからの心がけ」等の項目について診断し、その結果に応じた防火対策のアドバイスができた。	
36	6		1	住宅防火対策の推進	住宅用火災警報器、住宅用消火器等及び防災製品使用の必要性、重要性を広く市民に周知し、住宅用火災警報器等の設置促進を図り住宅防火対策を推進した。	予防課	年間を通じて、消防職員が戸建住宅等を中心に、訪問をし、住宅用火災警報器の設置及び維持管理、住宅用消火器等及び防災製品使用の必要性、重要性を周知するとともに、住宅用火災警報器の設置状況の調査を実施した。	ひとり暮らしの高齢者宅への住宅防火診断や様々なイベントを通じて防火指導、広報を実施し、住宅用火災警報器の設置率の向上を図ることができた。	住宅用火災警報器設置率 89.0%
37	6		1	防火管理体制充実の推進	防火対象物の使用形態が多様化し防火管理体制が複雑化していることから、各事業所等における防火意識及び防災力の向上を図り、災害時における防火管理体制の充実強化を目的に実施した。	予防課	・自衛消防隊消火指導会（2回実施） 第1回目5月22日（月） 第2回目6月12日（月） 参加人数等（21事業所41人） ・防火教室（1回実施） 社会福祉法人愛川舜寿会 カミヤト凸凹保育園 10月17日（火） 参加人数（保育園児92人、教職員30人）	・防火管理に係る研修会の実施により、事業所の防災を担う職員の火災予防知識・技術・経験を高められたほか、防災意識の改善についても効果が見られた。 ・防火教室の実施により幼少期の園児及び園児を導く教職員の火災予防啓発に効果が見られた。	
38	6		1	老人憩の家警備業務委託の実施	警備会社と契約し、施設内に警備機器を設置して、有人・無人にかかわらず、火災・ガス漏れ警備を24時間体制で実施した。	福祉総合支援課	令和5年度は38館で機械警備を委託。管理人が常駐している4館については、機械警備を導入していない。	施設の保全状態の監視・確認を行うことができた。	
39	6		1	老人憩の家消防設備保守点検業務委託の実施	業者と契約し、施設内に設置している消防用設備等について、常に正常な状態に維持するため、非常警報設備、誘導灯設備及び消火器の保守点検や主要機器の機能測定など総合的な見地により試験測定・作動点検を行った。	福祉総合支援課	定期点検を令和5年12月及び令和6年2月に実施。	災害発生時の人命の安全確保及び被害の拡大防止に備えることができた。	
40	6		1	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定の締結	災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、市内15社会福祉法人と6医療法人との間で受入協定を締結しており、新設の施設に対し、必要な物品の備蓄に関する補助を行い、緊急時の受入体制の整備を図った。	福祉総合支援課	協定の締結をしている施設と継続して支援をしていただけることを調整した。	災害発生時の避難行動要支援者の安全確保ができた。	
41	6		1	通学路の安全の確保	小・中学校からの要望に基づき、関係課、警察と協議し、通学路の危険箇所等を児童・生徒が安全に登下校できるよう整備について検討した。	学務課	【結果】全要望58件に対し、38件を要望通りに、20件を代替案で対応した。 【施行内容】注意看板の設置、横断歩道の補修、歩道の整備、道路のカラー舗装など	児童・生徒が登下校の際に利用する通学路の安全を図ることができた。	
42	6		1	ケータイSOSネット（メールマガジン）	小・中学校からの情報提供により、犯罪や不審者などの情報を電子メールで携帯電話に発信した。	学務課	・登録者数 8,448人 ・令和5年度配信回数 0回	小・中学校からの情報提供により、不審者等の情報を電子メールで登録者の携帯電話に発信、防犯対策のヒントとなる「防犯一口メモ」を併せて配信し、防犯意識の高揚と防犯ブザー携帯の意識づけ、地域の安心・安全活動の活性化を図ることができる。	
43	6		1	厚木市感染症予防計画の運用	感染症対策を総合的に推進するため、国の感染症法及び神奈川県との予防計画に基づき定めている計画の運用を行った。	健康医療課	ポスター掲出等により、感染症の発生予防及び普及啓発を行い、まん延防止に努めた。	市民に対する感染症の発生予防及び普及啓発に寄与できた。	
45	6		1	ひとり暮らし重度障害者等緊急通報システム制度の実施	ひとり暮らし重度障がい者等に携帯用無線発報器等を貸与し、緊急事態にあつては、貸与機器により受託業者に通報する事業を実施した。	障がい福祉課	利用者 6人	常時注意を要する重度障害者に対し緊急通報システムを貸与することにより、緊急事態における臨機な処置が図られた。	
46	6		1	家具転倒防止対策の実施	自ら家具転倒防止対策を実施することが困難な障がい者世帯に対して、家具転倒防止器具等の取付けを実施した。	障がい福祉課	たんす、食器棚等で設置数は1世帯につき最大4台まで器具等を取付け 実施件数 1世帯 2台	重度障がい者の世帯に対し、地震災害に向けた安全性が図られた。	

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
47	6		1	社会的孤立の防止に係る家庭訪問の実施	重度障がい者で障害福祉サービス等を受けていない家庭を訪問し、サービスの必要性の有無を確認するとともに、緊急時に備えて要援護者登録等を促した。	障がい福祉課	令和5年10月1日時点での重度障がい者（身障手帳1, 2級、療育手帳A1, A2、精神手帳1級）を抽出し、そこから障害福祉サービス利用者、障害者医療費助成利用者、要介護認定者等を除いた5世帯に対し家庭訪問を実施した。	必要としているサービスの有無を確認し、緊急時に備えて要援護者登録等を促した。	
48	6		1	災害用ベストの配布	災害発生時の避難を容易にし、情報伝達が図られるようにするため、障がい者が着用するゼッケンを配布した。	障がい福祉課	配布数 76枚	身体障害者手帳交付時にゼッケンの配布と説明を行うことにより、災害発生時の支援に役立てた。	
49	6		1	聴覚・音声言語障がい者用FAXの設置	災害発生時における消防本部からの情報提供のほか、火災発生時や救急車の要請が必要な緊急時に、聴覚・音声言語障がい者の方からの要請に対応するため、消防本部に専用のファックスを設置した。	障がい福祉課	登録者数 58人	災害時や緊急時における、聴覚・音声言語障がい者への連絡体制の促進を行った。	
50	6		1	救急医療情報セットの配布	障がい者が救急車を要請した際、救急隊員が医療情報を活用することにより、迅速かつ適切に処置を受けることができるよう、かかりつけ医療機関、持病及び薬剤情報等の救急時に必要な情報を管理する「救急医療情報セット」を希望者に無償で配布した。	障がい福祉課	配布セット数 389セット	身体障害者手帳交付時に「救急医療情報セット」を説明することにより、より多くの障がい者へ配布し利用を促進した。	
51	6		1	災害時等における蓄便袋・蓄尿袋の保管	人工肛門、人工膀胱保持者のために、災害時に備えて、各自が所有する蓄便袋、蓄尿袋を公民館で保管した。	障がい福祉課	新規保管者数 6人 保管者数 31人	災害時における、対象者の健康状態悪化に備えることができた。	
52	6		1	各児童館における避難訓練等の実施	災害発生等有事の際に、児童をはじめ児童館利用者を速やかに、且つ安全に避難誘導等が行えるよう、また初期消火や的確な通報等ができるよう児童館毎に避難訓練・消防訓練を実施する。	青少年課	【実施日】年2回 火災を想定し、関係部署への連絡や初期消火、避難誘導等を行う訓練と、地震・風水害を想定し避難誘導や防災物品の確認をする訓練を行った。	初期消火や避難誘導、防災物品の確認を行うことにより、手順や物品の数量及び使い方の確認ができたとともに、防災に対する意識を高めることができた。	
53	6		1	シティプラザにおける避難訓練等の実施	本課のほかシティプラザに所在する1階店舗、図書館、老人福祉センター寿荘の協力の下、火災発生時の初期消火や、災害時の避難誘導、帰宅困難者一時受け入れのための滞在施設設営訓練を行う。	青少年課	【実施日】年2回 初期消火、避難誘導・情報伝達等を行う訓練と、災害時帰宅困難者の一時滞在施設となるための受け入れ、案内等施設設営の訓練を行った。	災害時における具体的な手順の確認、必要物品等の確認、改善が必要な部分の洗い出し等ができた。	
54	6		1 2 3	様々なメディアを利用した市内外への情報発信	広報紙を始め、チラシ・ポスター・パンフレットへの掲載、ホームページ、Instagram、エックス、デジタルサイネージ（あつナビ）で映像を配信、インターネットなどでの配信、テレビやFMラジオ等を通じて、行政情報や市の魅力などを積極的に発信した。	広報シティプロモーション課	積極的な情報公開、情報提供を進めるとともに、説明責任を果たす手段として、次の取組を行った。 ・広報あつぎの発行 ・市PR動画の作成、配信 ・デジタルサイネージ（あつナビ）で映像を配信 ・インターネット動画配信 ・ケーブルテレビでの番組放映 ・InstagramやYouTubeなどで情報発信 ・tvkでの放映 ・FMヨコハマでの放送 ・日刊紙に、市政紹介や観光情報などの広告を掲載	市政情報や市民活動に関する情報を広報紙やInstagramなどを通じて市民等に分かりやすく提供したことで、施策やイベント、本市の魅力等を広く市民等に周知できた。	
55	6		1 2 3	厚木市ホームページの運営	市の様々な行政情報を発信するため、市ホームページを運営した。	広報シティプロモーション課	※令和5年度アクセス件数 11,759,266件/年 約32,130件/日	積極的な情報公開、情報提供や説明責任を果たすための方法の一つとして、市ホームページを利用し、様々な情報を発信した。	
56	6		2	環境の概要・環境報告書の作成と公開	環境施策を体系的にまとめた「環境の概要」と「環境基本計画」の進捗状況を報告する「環境報告書」について作成し、広く市民に周知を行った。	環境政策課	9月に「環境の概要」、3月に「環境報告書」を公開した。	環境に係る情報を積極的に公開することで、市民や事業者の環境に対する意識を向上することができた。	
57	6		2	厚木市版レッドデータ報告書の作成と公開	自然と共生するまちづくりの推進に役立てるため、「厚木市版レッドデータ報告書」を作成し、広く市民に周知を行った。	環境政策課	厚木市レッドデータブックに掲載されている鳥類のうち、生物多様性の指標種となるオオタカ（絶滅危惧Ⅱ類）と絶滅危惧Ⅰ類に位置づけられるアオバズクについて、市域で調査を実施した。また、市域でレッドデータブックの普及啓発のため、令和6年2月に開催したさがみ自然フォーラム（アミューあつぎ）でパネル展示を行った。	厚木市独自のレッドデータブックを作成し、巻末に厚木市産生物目録を掲載することで、市の生物多様性に関する興味の上昇が図られた。	
58	6		2	経営戦略会議議事録（要旨）等の公表	経営会議の議事録（要旨）及び資料を市ホームページ等で公表した。	企画政策課	【公表の方法及び内容】 議事録（要旨）及び資料を市ホームページ、市政情報コーナーにおいて、閲覧に供した。 【公表の時期】 会議終了後、おおむね2週間以内	本市の最高方針、重要施策等を審議し、政策等の意思決定をする経営会議の議事録（要旨）及び資料を公表し、積極的な情報公開の推進と市民に説明責任を果たすことができた。	
59	6		2	市議会2月定例会議における市長施政方針説明	市議会2月定例会議初日の本会議において、市長が市民及び議会に対して、次年度の市政運営に対する所信と主要な施策について説明した。	企画政策課	市議会2月定例会議初日の本会議において実施した。	市政運営の方針を示すとともに、その取組状況についても明らかにすることで、市民及び議会に対して説明責任を果たすことができた。	

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
61	6		2	教育委員会の会議（定例会及び臨時会）の公表	教育委員会の会議（定例会及び臨時会）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に基づいて実施し、会議を公開するとともに会議結果等を市ホームページ等で公表した。	教育総務課	教育委員会の会議について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に基づいて実施し、会議を公開するとともに会議結果等を市ホームページ等で公表した。 定例会開催数 12回 臨時会開催数 1回	会議結果等を公表することにより、情報提供を進めるとともに市民への説明責任を果たすことに寄与した。	
62	6		2	厚木市教育委員会点検評価の公表	教育委員会主要事業の点検及び評価について、学識経験者の知見を活用しながら実施し、報告書の作成及び議会へ提出するとともに市ホームページ等で公表した。	教育総務課	教育委員会の主要な事業(75事業)について、実績などを踏まえて課題等を分析し、今後の事業方針等を自己点検・評価をした。 なお、点検及び評価に当たっては学識経験者等で構成される点検評価委員会を開催し、委員からいただいた意見及び助言を事業の評価へ活用した。 また、会議録を市ホームページで公表した。	点検評価報告書を公表することにより、情報提供を進めるとともに市民への説明責任を果たすことができた。	
63	6		2	情報公開・情報提供の制度運用状況の公表	前年度における情報公開・情報提供の運用状況を取りまとめ、情報公開審査会に報告した後に、情報公開条例第30条の規定に基づき、市広報誌及び市ホームページへの掲載、市政情報コーナーにおける閲覧により公表した。	行政総務課	【公表した内容】 1 実施機関別の請求件数 2 公開、一部公開及び非公開等の決定件数 3 不服申立て件数及びその処理件数 4 情報公開請求受付状況一覧 ※ 別紙1「令和4年度情報公開・情報提供制度の運用状況」参照	情報公開制度を適正に運用することができた。	
64	6		2	積極的な情報公開の推進	情報公開条例を適正に運用するため、積極的な情報公開を推進した。 また、「厚木市積極的な情報公開の推進に関する要綱」に基づき、市民の関心が高いと思われる情報について、市民が情報公開条例に基づく公開請求をしなくても、市政に関する情報を実施機関の側から能動的、積極的に公表又は提供をするため、職員への徹底した周知を図るとともに、公表又は提供できる情報を充実した。	行政総務課	【情報提供及び公表したの件数】 条例に基づく公開請求を経ず情報提供した件数 8件	情報公開制度を適正に運用することができた。	
65	6		2	会議の公開等に関する庁内方針	情報公開条例第26条の規定に基づく「会議等の公開に関する指針」を庁内統一の指針とし、審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。	行政総務課	審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。 また、各実施機関の相談に応じ、説明責任を果たすための取組を推進した。	情報公開制度を適正に運用することができた。	
66	6		2	下水道工事着工に伴う工事通知文による住民周知	下水道工事を着工するに当たり、周辺住民への影響等を考慮して、工事の期間や概要などを通知文により周知した。	河川下水道施設課	工事に伴う通知文 10件	道路上における工事であるため、交通の障害などの地域情報が工事概要で付近住民に周知が図られた。	
67	6		2	公民館だよりの発行、配布	公民館事業、地区の行事のほか、市役所の情報等を地域住民に周知するため、毎月1日と15日に公民館だよりを発行し、自治会加入世帯に配布。また、公民館に関する情報とともに、ホームページに掲載した。	市民協働推進課	令和5年度 1回あたりの発行部数 15館合計 69,903枚	広く市民へ情報を提供できた。	
68	6		2	あつぎメールマガジンでの情報提供	市民生活に関連のある情報を各担当課からメールで発信できるようにメールマガジンを運営した。	D×推進課	登録件数 32,486件 配信数 427件 令和5年11月1日から新カテゴリ「選挙のお知らせ」を追加し、10種類のメールマガジン配信サービスを行った。	防災・安心安全情報から子育て・生活情報などの身近な話題まで、電子メールを利用してリアルタイムに情報を発信した。	
69	6		2	消防年報の発行	本市の消防防災行政について広く市民や関係者に、職員の配置状況や消防施設の設置状況等を周知するとともに、火災・救急・救助活動の概要などといったデータを掲載することにより、消防施策の展開や業務計画の立案に資する基本資料となるように編さんし、毎年度発行している。なお、併せて本市ホームページ上でも公表している。	消防総務課	厚木市議会議員、厚木市自治会連絡協議会地区会長、厚木市消防審議会委員及び行政関係等へ配布した。 また、併せて本市ホームページ上で公表した。	関係各所に配布するとともに、ホームページにて広く市民等に公表することにより、消防行政への理解と、火災予防等の意識向上につなげることができた。	
70	6		2	選挙管理委員会の会議録等の公表	年間を通して開催される定例選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会の会議録を公表する。	選挙管理委員会事務局	令和5年度においては、神奈川県議会議員・神奈川県知事選挙、厚木市議会選挙が執行されたため年間18回の委員会が開催された。各回の委員会開催予定及び会議録をホームページに公開した。	会議の内容について、市のホームページで公開し、広く情報提供を行った。	
71	6		2	選挙結果等の公表	選挙執行の際、迅速かつ正確な選挙結果を選挙人に周知する。	選挙管理委員会事務局	次の選挙の開票速報等結果について、厚木市ホームページ等に掲載した。 ・令和5年4月9日執行 神奈川県議会議員・神奈川県知事選挙 ・令和5年7月9日執行 厚木市議会選挙	選挙の結果を厚木市ホームページ等に公開することで、選挙人に対し迅速な周知に努めることができた。	

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
72	6		2	会議録の公表	定例総会議録の公表	農業委員会事務局	毎月開催される定例総会の会議録を市ホームページで公表した。 (年12回)	情報公開をインターネットを利用し行った。	
73	6		2	あつぎ農委だよりの発行	あつぎ農委だよりの発行	農業委員会事務局	年2回(8月1日号、1月1日号)発行し、市ホームページで公表した。	農業委員会の活動・農業に関する情報を提供した。	
	6		2	厚木市議会の個人情報保護に関する条例	議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。	議会総務課	実績なし	—	令和4年度に新規制定
74	6		3	審議会等の設置及び運営についての庁内方針	市民参加条例、同施行規則、附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、審議会等の委員を選任した。また、審議会等の委員の選任区分のうち学識経験者については、選任理由の詳細を公開した。	行政総務課	各審議会の委員の選任状況を取りまとめ、要綱に基づき適正に設置、運営をされていることの確認を行った。また、市ホームページに審議会の一覧を掲載した。	審議会が適正に設置、運営されていることが確認できた。	
75	6		3	市民参加条例の運用・周知	条例や計画、重要施策等の制定・改廃に際し、市民参加の機会を設け、市民の意見の把握に努めることを目的に、適正な運用を行うとともに、意見に対する見解等を公表した。	市民協働推進課	対象行為 60件 うち手続を実施したもの 11件 手続を実施しないもの 49件 市民参加条例の適切な運用を図ることにより、市民への情報提供と多様な市民参加の機会を設け、市民の意思に基づくまちづくりを推進した。	市民参加条例の適切な運用を図ることにより、市民への情報提供と多様な市民参加の機会を設け、市民の意思に基づくまちづくりを推進した。	
76	8	3		健康教育事業の実施	母子保健に関する正しい知識の普及啓発をすることにより、母性、父性及び児の健康の保持増進を図った。	こども家庭センター	母子健康教育：107人	母子保健に関する正しい知識の普及を図ることにより、保護者が積極的に育児に取り組めるようになる。	
77	8	3		すくすく応援隊の実施	乳幼児を対象に、個々の発育・発達状況に合わせた栄養相談、歯科相談に応じ、児の健全な発育・発達を促す。	こども家庭センター	すくすく応援隊：635件(相談件数)	児の身体計測や育児・母乳・栄養・歯科相談を受けることにより、児の成長・発達等の確認ができ、保護者が安心して育児に取り組むことができる。	
78	8	3		産婦・新生児訪問事業の実施	産婦・新生児に適切な保健指導を行うことにより、母子健康の向上を図る。 出産後4か月までの産婦と新生児に対し、訪問による計測や保健指導を行った。	こども家庭センター	産婦・新生児訪問指導数：1,957件 (訪問指導員及び常勤保健師・会計年度任用職員(助産師・保健師)が実施した件数)	児の成長・発育の確認を行い、必要な育児に関する情報を保護者が得ることにより、安心して育児ができる。もしくは、必要な支援が受けられるようになり良好な母子関係の構築につながる。	
79	8	1	2	厚木市営水泳プールの開放	厚木市営水泳プールを開放し水に親しむ機会を作った。	スポーツ魅力創造課	厚木市営水泳プール利用者・・・13,339人	厚木市営水泳プールを開放し、水に親しむ機会を作った。	
80	8	1	2	療育支援事業の実施	発達上何らかの心配のある児童の特性を正しく理解し、生活上の困難さの軽減を図るとともに、適切な福祉や教育につなげる体制づくりをする。	こども家庭センター	・初回面接利用者数 340人 ・経過観察(個別・グループ等)延べ利用者数 4,684人 ・親子サロン延べ利用者数 2,917人 ・巡回相談件数 152件 ・研修会実施件数 105件	発達上何らかの心配のある児童やその保護者等からの相談を受け、助言、指導及び研修会等を行い、児童の特性や生活上の困難さなどの理解を深め、適切な環境づくりや二次的な障がいへの予防に努めることができた。	
81	8	1	2	児童発達支援事業の実施	発達に心配や障がいのある児童に個々の発達に合わせた必要な訓練等を行い成長を支援するとともに、地域の障がい児支援の中核となり、療育支援の充実を図る。	こども家庭センター	・ひよこ園延べ利用者数 7,856人 ・ひよこ園登録者数 83人	発達に心配のある児童や障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活への適応を図ることができた。また、その保護者及び関係機関への適切な療育支援ができた。	
82	8	1	3	公園緑地維持管理事業の実施	緑あふれ利用者の心が癒される都市公園としての機能を十分に発揮させるため、健全で良好な環境を保持できるよう維持管理を行った。	公園緑地課	水質検査、病害虫防除、剪定等：11件 清掃、除草、施設整備等委託：31件 児童遊園施設管理謝礼：61施設 公園緑地維持管理業務委託：96団体 遊具保守点検業務委託：292箇所	市民に、安全で快適な遊びと憩いの場を提供できた。	
83	8	1	3	公園緑地維持補修事業の実施	都市公園としての機能を十分発揮し、公園緑地の良好な環境を保全するため、施設等の修繕、保守点検等の維持補修を行った。	公園緑地課	遊具、施設修繕：105件 施設保守点検業務委託：5件	市民に、安全で快適な遊びと憩いの場を提供できた。	
84	8	1	3	運動公園維持管理事業の実施	荻野運動公園が機能を十分に発揮し、市民が安心して利用できるよう維持管理を行う。	公園緑地課	管理運営を指定管理者に委ねた。 清掃、警備及び災害時活用可能常用井戸維持管理を委託した。	市民に、安全で快適な運動、遊び及び憩いの場を提供できた。	
85	8	1	3	ぼうさいの丘公園維持管理事業の実施	災害発生時に広域的避難の用に供する防災公園の機能を有するとともに、平常時には総合公園の機能を有する施設として、適正な維持管理を行った。	公園緑地課	施設管理運営、施設保守点検、清掃、除草、剪定、夜間警備等を委託した。	防災機能を適切に維持することで、市民の安心安全に寄与するとともに、市民に安全で快適な遊びと憩いの場を提供できた。	
86	8	1	3	交通安全教室	交通ルールを守り、交通事故を未然に防ぐことを目的に交通安全教室を開催。 交通安全教室では交通安全に関連した講話や体験学習などを展開し、参加者に交通ルールの理解と事故の恐ろしさを認識してもらった。	くらし交通安全課	開催回数 65回 参加人数 13,133人	園児や小・中学生から高齢者まで幅広い世代を対象に、交通安全に関する講話や実演を行い、交通事故防止の啓発が図られた。	

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
87	8	1	3	注意看板の設置	地元自治会等からの要望に基づき、歩行者及び自動車等の運転手に対し交通事故防止の注意喚起を図るため、危険箇所に注意看板を設置した。	くらし交通安全課	看板等設置 85基	危険箇所に看板を設置することにより歩行者や運転者への注意喚起を図られた。	
88	8	1	3	厚木市営水泳プール開放に伴う監視業務	市営水泳プールにおいて、安心で安全なプール開放のため、監視業務を行った。	スポーツ魅力創造課	監視業務実施期間 R 5. 7. 1～R 5. 8. 31 開放日数：62日開放	プール監視業務を行い、安心で安全なプール開放を実現した。	
89	8	1	3	かけこみポイントの運用	子どもたちが、登下校時や遊んでいるときなど、不審者に遭遇し、犯罪に巻き込まれそうになったり、被害を受けた時に、子供たちが助けを求めて、安心してかけこめる「かけこみポイント」の登録を行う。	くらし交通安全課	かけこみポイント登録数 1,843件（令和6年3月31日現在）	子どもたちの安全確保、犯罪者への抑止力の向上が図られた。	
90	8	1	3	市民安全指導員による市民安全パトロール車での市内巡回の実施	市民の身近で発生している空き巣ねらいやひったくりなどの街頭犯罪の未然防止と犯罪に対する抑止力を高めるため、青色回転灯を搭載した市民安全パトロール車4台（パトちゃん号）による市内巡回パトロールを行う。	くらし交通安全課	市民安全指導員パトロール車によるパトロール回数 1,163回	市民生活の身近で発生している街頭犯罪などの抑止が図られ、市民への安心感を与えた。	
91	8	1 2 3	3	厚木市教育振興基本計画に基づく事業の実施	第2次厚木市教育振興基本計画に位置付けた第1期実施計画（計画期間：令和3～5年度の3年間）に基づき、各種事業を実施した。	教育総務課	厚木市教育委員会の基本理念である未来を担う人づくりを進めるため、3つの基本目標及び8つの基本方針に基づき、第2次厚木市教育振興基本計画の第1期実施計画に位置付けた各種事業を実施した。	各種事業を着実に実施したほか、事業の取組や進捗の状況等を点検評価により把握した。点検評価の結果については市ホームページで公表することにより、情報提供を進めるとともに市民への説明責任を果たすことができた。	
92	8	1 2 3	3	子育て支援センター運営事業の実施	地域の子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者や児童に対する支援体制の充実を図るため、子育て支援センターの運営や育児相談、講座開催等子育て家庭に対する総合的な支援を行った。	こども家庭センター	子育て支援センターの運営 開所日数345日、利用者数65,420人、相談件数835件 講座開催53回 移動子育てサロン（35箇所） 実施回数360回（のべ） 利用者3617人、相談件数103件	子育て世帯が抱える育児に対する不安や疑問をサポートし、情報提供等行うことで、総合的な子育て支援が図られた。	
93	8	1 2 3	3	ファミリー・サポート・センター事業の実施	仕事と家庭の両立支援及び育児環境向上のため、地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が組織するファミリー・サポート・センターを運営した。	こども家庭センター	会員数(R 6. 3. 31現在) 1,444人 援助活動件数3,332件	会員相互の援助活動が円滑にできるよう、適切なコーディネートが実施できたことにより、安心して子育てや働くことができる環境を整えることができた。	
94	8	1 2 3	3	ほっとタイムサポーター事業の実施	育児疲労の軽減を図るため、妊娠中や出産後に、育児や家事などを支援するほっとタイムサポーターを派遣し、それに要した費用の1/3を給付した。	こども家庭センター	利用登録者数92人 利用件数63件 サポーター 53人	経済的負担などの子育て負担が軽減され、子育て家庭への支援が図られた。	
95	8	1 2 3	3	育児支援家庭訪問事業の実施	安定した児童の養育を可能とするため、本来、児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭へ保育士の訪問による育児等の支援を実施した。	こども家庭センター	訪問件数1件（家庭数1）	自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対する育児不安等について、家庭訪問にて対応し、当該家庭において安定した子育ての養育が図られた。	
96	8	1 2 3	3	こんにちば赤ちゃん訪問事業の実施	子育て家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を図るため、生後4か月までの乳児のいる家庭を保育士等が訪問し、親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行うとともに、育児に対する様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行った。	こども家庭センター	訪問件数227件	乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩み等の聴取や相談を行うことにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保が図られた。	
97	8	1 2 3	3	子育て支援託児サービス事業の実施	にぎわいあふれるまちづくり及び子育て中の家庭の育児疲れ解消等を図ることを目的に、あつぎ市民交流プラザ託児室での子どもの一時預かり及び市主催事業への派遣託児サービスの実施した。	こども家庭センター	託児室 開所日数365日 預かり児童数3,693人 派遣託児 派遣件数12件 預り児童数31人	アミューあつぎ利用者等が安心して施設利用・買い物等行うことができ、にぎわいあふれるまちづくり、併せて子育て中の家庭の育児疲れ解消等を図ることができた。	
98	8	1 2 3	3	あつぎ子ども未来プランの推進	「あつぎ子ども未来プラン」に掲載されている個別事業の実施状況を取りまとめ、進捗管理を行った。また、令和7年度を始期とする新たなプラン策定に向け、ニーズ調査を実施した。	こども育成課	厚木市子ども育成推進委員会を3回開催 7月11日：個別事業実施結果、子ども・子育て支援事業計画実施状況等について 10月17日：あつぎ子ども未来プラン（第4期）策定に向けてのニーズ調査について 3月14日：特定教育・保育施設の利用定員の変更、ニーズ調査結果概要等について	事業の実施結果についての意見を参考にし、計画を推進することができた。また、新たなプラン策定のため、ニーズ調査を実施することができた。	

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
99	8	1	1 2 3	放課後子ども教室推進事業の実施	子どもたちが安心・安全に過ごせる放課後の居場所として「放課後子ども教室」を実施した。	こども育成課	① 相川小学校・鳶尾小学校・小鮎小学校・依知小学校において、通年で教室を実施した。 ② モデル校6校（毛利台小学校・緑ヶ丘小学校・戸室小学校・荻野小学校・飯山小学校・依知南小学校）において、講座を実施した。 通年放課後子ども教室数 4校 延べ参加者 相川小2105人、鳶尾小1267人、小鮎小570人、依知小601人 開催日数 相川小102日、鳶尾小96日、小鮎小34日、依知小38日 モデル実施 6校 延べ参加数 毛利台小208人、緑ヶ丘小256人、戸室小189人、荻野小77人、飯山小59人、依知南小131人 開催日数 毛利台小8日、緑ヶ丘小10日、戸室小8日、荻野小8日、飯山小6日、依知南小8日	児童の放課後対策として、子どもたちが安心・安全に過ごすことができる放課後の居場所づくりができた。	
100	8	1	1 2 3	放課後児童クラブ運営事業の実施	児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、市立小学校学区23か所で放課後児童クラブ（23クラブ）を運営した。	こども育成課	クラブ数 23クラブ 定員数 1,555人 入所児童数 1,102人 待機児童数 3人 （令和6年3月現在）	保護者の就労や疾病等で放課後に適切な保育が受けられない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることができた。	
101	8	1	1 2 3	私立幼稚園幼児教育支援事業補助金（園児健康管理費）の交付	園児の健康保持及び増進を図るため、園児の健康診断等の健康管理事業を実施した私立幼稚園の設置者に対して補助金を交付した。	こども育成課	補助額 @500円×5月1日在園児数 【令和5年度実績】2,310人 1,108,990円	私立幼稚園の負担軽減及び幼児の健康維持が図られた。	
102	8	1	1 2 3	私立幼稚園幼児教育支援事業補助金（教材費）の交付	私立幼稚園の教育の向上と経費の負担軽減のため、教材の購入に要する費用について、私立幼稚園の設置者に対して補助金を交付した。	こども育成課	補助額 園児割@3,000円×5月1日在園児数 【令和5年度実績】2,310人 6,930,000円	私立幼稚園の教育の向上と負担軽減が図られた。	
103	8	1	1 2 3	私立幼稚園幼児教育支援事業補助金（特別支援教育費）の交付	幼児教育のより一層の向上を図るため、心身に障がいをもつ幼児を就園させ、統合保育を実施する幼稚園設置者に対し、補助金を交付した。	こども育成課	補助額 1園児につき月額15,000円（神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助金補助対象児童） 1園児につき月額30,000円（神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助金補助対象外児童） 【令和5年度実績】215人 67,365,000円	障がい児を受け入れやすくし、統合保育による障がい児教育を積極的かつ継続的に実施することができた。	
104	8	1	1 2 3	私立幼稚園幼児教育支援事業補助金（預かり保育事業費）の交付	地域での子育て支援の向上を図るため、預かり保育を行う私立幼稚園設置者に補助金を交付した。	こども育成課	私立幼稚園が定めている教育時間終了又は長期休業中に保護者の希望により引き続き園児の保育を行う「預かり保育」の実施日数及び預かり人数に応じ補助を行った。 【令和5年度実績】9園 9,930,000円	預かり時間の延長や保育者の増員等の保育環境の充実が図られた。	
105	8	1	1 2 3	認定こども園新制度補助金の交付	認定こども園への移行促進を図るため、市内の認定こども園の設置者に対し補助金を交付した。	こども育成課	認定こども園へ移行してから3年以内の幼稚園の事務費及び保育環境の充実に関する経費について補助を行った。 【令和5年度実績】7園 27,660,000円	認定こども園への移行促進及び保育環境の充実が図られた。	
106	8	1	1 2 3	幼稚園型一時預かり事業補助金の交付	認定こども園1号認定園児の一時預かり保育を行う私立幼稚園設置者に対し補助金を交付した。	こども育成課	主に園児を対象に、教育時間の前後又は長期休業等に、一時的な保育を行う認定こども園及び給付型幼稚園に補助金を交付した。 【令和5年度実績】19園（市外施設含む）37,945,340円	預かり保育を実施する園に補助を行うことで、就労等のため、教育時間の前後の預かり保育を利用する保護者の負担軽減及び子育て環境の充実が図られた。	
107	8	1	1 2 3	青少年教育相談事業	児童・生徒とその保護者及び学校や教職員が抱える課題の改善のため、来所相談を始め、相談員の家庭訪問、学校への派遣・配置などによる相談活動を行った。	青少年教育相談センター	青少年心理相談員をはじめとする相談員が、来所、家庭訪問、電話、メール、学校派遣・配置等、様々な相談活動を行った。 ・来所相談 4,092件 ・訪問相談 235件 ・電話相談 788件 ・メール相談 13件 ・同行支援 0件 ・間接的支援 715件 ・小学校スクールカウンセラー相談 3,907件 ・元気アップアシスタント相談 3,389件	各ケースの改善に向けて、小・中学校、関係機関と連携しながら取り組み、きめ細かな相談活動を行うことができた。	

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
108	8	1	1 2 3	登校支援推進事業	不登校を未然に防ぐため、学校計画訪問や各種会議の開催などに取り組み、学校と連携しながら様々な対策を行った。	青少年教育相談センター	学校教育指導員による学校計画訪問や不登校対策推進連絡会議、不登校対策推進実践連絡会議の開催、課題改善ケース研究会の実施、学校への児童・生徒支援推進アドバイザーの派遣など、様々な形で学校と連携して不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めた。 また、学校の状況に応じて、不登校児童・生徒が安心して過ごせる校内の居場所づくりを進めることができた。 ・不登校対策推進連絡会議の開催 2回 ・不登校対策推進実践連絡会議の開催 2回 ・学校計画訪問等 366回 ・教育相談コーディネーター連絡会議の開催 3回 ・課題改善ケース研究会の実施 18ケース ・児童・生徒支援推進アドバイザー派遣 24回、招へい6回	市立小・中学校の状況に合わせた不登校対策の推進を通して、不登校の未然防止の重要性や不登校児童・生徒に対する教職員の理解を深めたことで、校内の居場所づくりを進めるとともに、不登校児童・生徒への支援を充実し、改善に努めることができた。	
109	8	1	1 2 3	教育支援教室運営事業	不登校児童・生徒が、小集団での学習や体験活動を通して心の安定を図り、自信を取り戻して学校や社会生活に適応していけるようにするため、個に応じた支援や学習指導を行った。	青少年教育相談センター	不登校児童・生徒を対象に、小集団での学習活動、小集団活動を中心としたなかま教室と、小集団による体験活動を中心としたなかまルームを通年開設した。 ・なかま教室通室生 10人 ・なかまルーム通室生 12人 ・なかま教室体験生 16人 ・なかまルーム体験生 37人	対人関係に様々な課題を抱えている不登校児童・生徒に対して、体験活動を多く取り入れた行事やきめ細やかな学習活動、小集団活動などによる指導及び援助を推進した。成果として、部分登校を含め多くの児童・生徒が学校へ登校できるようになった。	
110	8	1	2 3	中学校維持管理事業の実施	教育活動の円滑な推進を図るとともに、市立中学校（13校）施設の維持管理に努め、施設の安全性の確保と学校経営の内容を充実し、義務教育の振興を図った。	学務課 学校施設課 教育総務課	・教室用机・椅子等購入 ・廃棄物等委託の実施 ・公共料金支払等	学校施設の適正な維持管理を行うとともに、教育設備・機器等を整備することにより、教育活動の円滑な運営が図られた。	
111	8	1	2 3	児童・生徒の各種健康診断の実施	各種健康診断を実施することで、疾病や異常の早期発見に努め、適切な指導を行うことにより、児童・生徒の健康維持管理を図った。	学務課	学校保健安全法第13条第1項及び同施行規則第6条第1項に基づき各種健康診断を実施した。 (1) 内科健診 (2) 眼科、耳鼻科検診 (3) 視力、聴力検査 (4) 歯科検診 (5) 尿検査 (6) 心臓病検査	各種健康診断を実施することで、疾病や異常の早期発見に努め、適切な指導を行うことにより、児童・生徒の健康維持管理が図られた。	
112	8	1	2 3	準要保護児童・生徒への眼鏡等作製費助成の実施	準要保護児童・生徒が、等しく勉学に励むことができるよう、眼鏡等作製費の一部を助成した。	学務課	眼鏡等作製費の一部（上限10,000円）を助成した。 児童：76人 725,670円 生徒：76人 700,260円	準要保護児童・生徒が、等しく勉学に励むことができるよう、眼鏡等作製費の一部を助成した。	
113	8	1	2 3	小学校維持補修事業の実施	安全で快適な施設環境の確保を図るため、市立小学校（23校）施設の維持補修を行った。	学校施設課 教育総務課	・物品修繕の実施 ・階段昇降機の点検等の実施	学校施設の維持補修により、安全で快適な教育環境の確保が図られた。	
114	8	1	2 3	中学校維持補修事業の実施	安全で快適な施設環境の確保を図るため、市立中学校（13校）施設の維持補修を行った。	学校施設課 教育総務課	・物品修繕の実施 ・階段昇降機の点検等の実施	中学校施設の維持補修により、安全で快適な教育環境の確保が図られた。	
115	8	1	2 3	小学校保護者負担軽減事業の実施	保護者の経済的負担の軽減を図るため、図工科、家庭科を中心とした教材等や、クラブ活動に係る消耗品・備品を購入した。	教育総務課	消耗品、クラブ活動備品等の購入	図工科、家庭科、クラブ活動に必要な消耗品を購入し、保護者の経済的負担を軽減した。	
116	8	1	2 3	小学校教育振興事業の実施	学習指導要領に沿った教育課程の実施に必要な教材教具を整備し、教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上を図るとともに、特色ある学校運営の研究を推進した。「学校図書館法」第6条に基づき、文部科学省の定める「学校図書館図書標準」を目標値として、学校図書館の整備及び充実を推進した。	教育総務課	義務教育教材教具等消耗品、教材教具等備品の購入	教材教具消耗品及び備品、学校図書館図書等を購入することにより、教育水準の維持向上を図った。	
117	8	1	2 3	小学校特別支援学級設備整備事業の実施	特別支援学級において、障がいに対応した教育を実施するうえで、必要とする消耗品及び備品を購入した。	教育総務課	消耗品、備品の購入	障がいに対応した教材教具を購入することにより、特別支援学級教育の充実を図ることができた。	
118	8	1	2 3	小学校理科教育設備等整備事業の実施	理科教育振興法に基づき理科教育の振興を図るため、教育課程の実施に必要な教材教具を整備し、充実した教育環境を創出した。	教育総務課	理科等少額設備、理科教育等教材教具備品の購入	理科教育振興法に基づき理科教育の整備を推進することで、充実した理科教育の実現を図った。	
119	8	1	2 3	中学校保護者負担軽減事業の実施	保護者の経済的負担の軽減を図るため、音楽科、美術科、技術・家庭科を中心とした教材等や部活動に係る備品を購入した。	教育総務課	消耗品、部活動備品の購入	技術・家庭科、芸術科、部活動に必要な消耗品及び備品を購入し、保護者の経済的負担を軽減した。	

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
120	8	1	3	2	中学校教育振興事業の実施	学習指導要領に沿った教育課程の実施に必要な教材教具を整備し、教育の機会均等の確保とその水準の維持向上を図るとともに、特色ある学校運営の研究を推進した。「学校図書館法」第6条に基づき、文部科学省の定める「学校図書館図書標準」を目標値として、学校図書館図書の蔵書の整備・充実を図った。	教育総務課	義務教育教材教具等消耗品、教材教具等備品の購入	教材教具消耗品及び備品、学校図書館図書等を購入することにより、教育水準の維持向上を図った。
121	8	1	3	2	中学校特別支援学級設備整備事業の実施	特別支援学級において、障がいに対応した教育を実施するうえで、必要とする消耗品及び備品を購入した。	教育総務課	消耗品、備品の購入	障がいに対応した教材教具を購入することにより、特別支援学級教育の充実を図ることができた。
122	8	1	3	2	中学校理科教育設備等整備事業の実施	理科教育振興法に基づき理科教育の振興を図るため、教育課程の実施に必要な教材教具を整備し、充実した教育環境を創出した。	教育総務課	理科等少額設備、理科教育等教材教具備品の購入	理科教育振興法に基づき理科教育の整備を推進することで、充実した理科教育の実現を図った。
123	8	1	3	2	小学校冷暖房設備設置事業の実施	児童が快適な教育環境の中で、安心して安全に学校生活を送ることが出来るよう、小学校の特別教室等へ冷暖房設備の設置を行った。	学校施設課	・特別教室等へ冷暖房設備を設置（9校47教室）	特別教室等に冷暖房設備を設置することで、安心・安全で快適な教育環境の確保が図られた。
124	8	1	3	2	小学校校舎・体育館改修事業及び校庭整備事業の実施	厚木市公共施設個別施設計画に基づき、計画的に予防保全工事等を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、安全で快適な教育環境の確保を図った。	学校施設課	【設計委託】 ・機能回復改修設計委託（戸田小学校） 【改修工事】 ・外壁・屋上改修工事（愛甲小学校） ・受変電設備改修工事（南毛利小学校） ・グラウンド改修工事（愛甲小学校）	施設の長寿命化を図るとともに、安全で快適な教育環境の確保が図られた。
125	8	1	3	2	中学校校舎・体育館改修事業及び校庭整備事業の実施	厚木市公共施設個別施設計画に基づき、計画的に予防保全工事等を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、安全で快適な教育環境の確保を図った。	学校施設課	【設計委託】 ・受変電設備改修設計委託（睦合中学校ほか3校） ・グラウンド改修測量委託（東名中学校） ・グラウンド改修実施設計委託（東名中学校） 【改修工事】 ・受水槽改修工事（林中学校） ・外壁・屋上改修工事（藤塚中学校） ・受変電設備改修工事（厚木中学校）	施設の長寿命化を図るとともに、安全で快適な教育環境の確保が図られた。
126	8	1	3	2	小学校維持管理事業の実施	教育活動の円滑な推進を図るとともに、市立小学校（23校）施設の維持管理に努め、施設の安全性の確保と学校経営の内容を充実し、義務教育の振興を図った。	学務課 学校施設課 教育総務課	・教室用机・椅子等購入 ・廃棄物等委託の実施 ・公共料金支払等	学校施設の適正な維持管理を行うとともに、教育設備機器等を整備することにより、教育活動の円滑な運営が図られた。
127	8	1	3	2	先生のための寺子屋講座など教職員研修の実施	教職員等の実践意欲や資質の向上を図るため、各種研修講座、教育研究発表会・教育講演会等を行う。これらの研修講座は希望制による参加が中心で平成29年度からは職務に応じて専門性を高めるための指定研修も実施するようになった。希望参加型の研修については、教職員の自主性を引き出し、支援することによって児童・生徒指導の充実や授業力の向上に資することを目的としている。	教育研究所	1 教育研究発表会・教育講演会：8月 2 希望参加型研修 寺子屋講座：6月～1月（16講座実施） 3 指定研修 新任校長研修会ほか：4月～8月（4講座実施） 4 初任者研修：4月～2月（5回実施） 5 新規臨時的任用職員研修会：6月、11月（2回実施）	参加者アンケートによる研修講座の満足度及び実用度は次のとおりであり、教職員の実践意欲や資質の向上が図られ、指導力の向上が推進された。 ○希望参加型研修 満足度99.34%、実用度99.78% ○指定研修 満足度98.5%、実用度100.0%
128	8	1	3	2	要保護及び準要保護児童就学援助事業の実施	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助した。	学務課	学用品費や学校給食費等の一部を援助した。 支給対象人数：1,753人 支給額：71,902,924円	学用品費や学校給食費等の一部を援助することで、保護者の経済的負担の軽減とともに、児童の教育機会の均等を図ることができた。
129	8	1	3	2	小学校特別支援学級等就学奨励事業の実施	小学校の特別支援学級に在籍、又は通級指導教室に通級する児童等の保護者の経済的負担を軽減するとともに、特別支援教育の普及奨励を図るため、通学費等の一部を援助した。	学務課	通学費、学用品費等の一部を援助した。 支給対象人数：330人 支給額：10,113,943円	通学費等の一部を援助することで、保護者の経済的負担の軽減とともに、特別支援教育の普及奨励を図ることができた。
130	8	1	3	2	要保護及び準要保護生徒就学援助事業の実施	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助した。	学務課	学用品費や学校給食費等の一部を援助した。 支給対象人数：993人 支給額：58,646,995円	学用品費や学校給食費等の一部を援助することで、保護者の経済的負担の軽減とともに、生徒の教育機会の均等を図ることができた。
131	8	1	3	2	中学校特別支援学級就学奨励費事業の実施	中学校の特別支援学級に在籍する生徒等の保護者の経済的負担を軽減するとともに、特別支援教育の普及奨励を図るため、通学費等の一部を援助した。	学務課	通学費、学用品費等の一部を援助した。 支給対象人数：110人 支給額：5,960,967円	通学費等の一部を援助することで、保護者の経済的負担の軽減とともに、特別支援教育の普及奨励を図ることができた。

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
132	8	1	3	地域児童クラブ育成支援事業補助金の交付	児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施している民間放課後児童クラブに対し、「厚木市地域児童クラブ設置育成事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付した。	こども育成課	民間放課後児童クラブ（11団体）に補助金を交付した。	民間放課後児童クラブの支援を行うことで、保護者の就労や疾病等で放課後に適切な保育が受けられない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図った。	
133	8	1	3	自転車ヘルメット購入費助成事業の実施	交通事故で負う頭部の怪我から自転車運転者を保護し、また、市民への自転車ヘルメット着用を促すため購入費の一部を助成する。自転車ヘルメット購入費の一部を助成（2,000円）（市内24店舗）	くらし交通安全課	ヘルメット助成個数 3,573個（幼児744個、小学生770個、中学生200個、高校生64個、一般932個、高齢者863個）	ヘルメットの一部助成を行なうことにより、幼児・児童、中学生及び高齢者の自転車乗車時におけるヘルメット着用等の交通安全に対する啓発を行なうことができた。	
134	8	1	3	幼児2人同乗用自転車購入費助成事業の実施	平成21年7月1日神奈川県道路交通法施行細則の改正により、幼児2人同乗用自転車（幼児2人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車）に限り3人乗りで運転することが許可された。市では、自転車利用者の安全を図るとともに子育て支援事業の一環として、平成22年度から幼児2人同乗用自転車を購入した保護者に対し、その費用の一部を助成（上限16,000円）（市内6店舗）	くらし交通安全課	交付実績 13件	一部助成を行うことで、子育て支援及び自転車の安全利用を促した。	
135	8	1	3	街頭指導活動	青少年相談員や社会教育指導員などが巡回し、青少年非行の早期発見・指導と未然防止に努めた。	青少年教育相談センター	青少年相談員101人や社会教育指導員2人、夜間専門指導員2人が、公園や繁華街等を巡回し、青少年に声かけ指導を行った。 ・実施回数 583回 ・従事者数 1,235人（延べ） ・声かけ指導人数 449人	青少年との関係をつくりながら、根気強く声かけ指導を実施したことで、不良行為を現認するケースが減少し、繰り返す青少年も減少した。	
136	8	1	3	非行防止・環境浄化活動	青少年健全育成のため、非行防止・環境浄化活動として「心と街のクリーン作戦」や、「愛の一声みちびき運動」などを実施した。	青少年教育相談センター	【飲酒・喫煙・薬物乱用・非行の防止の啓発活動】 ・令和5年9月9日（土）、青少年自らが主体となって、本厚木駅周辺で「心と街のクリーン作戦」を実施した。 参加者64人 ・青少年相談員が、各地区の公民館まつりにおいて「愛の一声みちびき運動」を実施した。 対面実施 14地区、チラシ等の配架 1地区	「心と街のクリーン作戦」、「愛の一声みちびき運動」において、飲酒・喫煙・薬物乱用・非行の防止に向けた啓発を行うことができた。	
137	8		3	子育てパスポート事業の実施	市内の商業活性化並びに子育てに関する社会理解及び環境整備の促進を目的に、商店との協働により、子育て世帯が市内店舗の協力で割引や特典などのサービスを受けることができる子育てパスポート事業を実施する。	商業観光課	新規登録会員数：1,250件 新規登録店舗数：19店	市内商業店舗の販売促進及び子育て世帯を支援する仕組み作りが図られた。	
138	8		3	将来の有権者に対する選挙啓発	投票率の低下傾向が続く中、特に若年層の投票率が著しく低下していることから、有権者となる前から政治意識を高めるための啓発を行う。	選挙管理委員会事務局	市内小学校1校、市内中学校5校、市内高校2校に、選挙器材の貸し出しを行った。	実際の選挙で使用する投票箱や記載台を使用して生徒会選挙等を行ってもらうことで、政治・選挙への関心を高めることができた。	
139	8		3	将来の有権者に対する選挙啓発	投票率の低下傾向が続く中、特に若年層の投票率が著しく低下していることから、有権者となる前から政治意識を高めるための啓発を行う。	選挙管理委員会事務局	令和5年8月23日に小学校5・6年生及び中学生とその保護者等を対象に夏休み期間を利用した国会議事堂（参議院）見学を実施し19組37名の参加があった。	国会議事堂（参議院）見学及び法案審議の模擬体験をすることにより、選挙制度の重要性について学び、政治や選挙へ関心を高めることができた。	
140	8		3	将来の有権者に対する選挙啓発	投票率の低下傾向が続く中、特に若年層の投票率が著しく低下していることから、有権者となる前から政治意識を高めるための啓発を行う。	選挙管理委員会事務局	出前講座の要望がなかった。	—	
141	8		3	児童館の運営・維持管理等	子どもたちの居場所である児童館において健全な育成が図られるような事業運営を行うため、各児童館に設置されている運営委員会が計画立案・実施等を行う。 また、子どもたちが安心・快適に過ごすことができるよう、定期点検及び必要な改修を行い、施設・設備等の維持管理を行う。	青少年課	【実施日】通年 【児童館の運営】 各児童館ごとに運営委員会がそれぞれ取組を進めた。 コロナにより利用者数が減少していたが、制限が緩和されてきたことにより、行事等を少しずつ再開して徐々に利用者数が戻ってきた。 【児童館の維持管理等】 施設・設備等について定期点検及び必要な改修を行い、子どもたちが安心・快適に過ごすことができるよう、児童館の維持管理を行うことができた。	【児童館の運営】 各児童館に設置されている運営委員会が事業の計画立案・実施等を行い、子どもたちの居場所である児童館において健全な育成が図られるような事業運営を行うことができた。 【児童館の維持管理等】 施設・設備等について定期点検及び必要な改修を行い、子どもたちが安心・快適に過ごすことができるよう、児童館の維持管理を行うことができた。	
142	12		2	経営戦略会議議事録（要旨）等の公表	経営会議の議事録（要旨）及び資料を市ホームページ等で公表した。	企画政策課	【公表の方法及び内容】 議事録（要旨）及び資料を市ホームページ、市政情報コーナーにおいて、閲覧に供した。 【公表の時期】 会議終了後、おおむね2週間以内	本市の最高方針、重要施策等を審議し、政策等の意思決定をする経営会議の議事録（要旨）及び資料を公表し、積極的な情報公開の推進と市民に説明責任を果たすことができた。	

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
144	12	2		会議の公開等に関する庁内方針	情報公開条例第26条の規定に基づく「会議等の公開に関する指針」を庁内統一の指針とし、審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。	行政総務課	審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。 また、各実施機関の相談に応じ、説明責任を果たすための取組を推進した。	情報公開制度を適正に運用することができた。	
145	12	3		市議会2月定例会議本会議における市長施政方針説明	市議会2月定例会議初日の本会議において、市長が市民及び議会に対して、次年度の市政運営に対する所信と主要な施策について説明した。	企画政策課	市議会2月定例会議初日の本会議において実施した。	市政運営の方針を示すとともに、その取組状況についても明らかにすることで、市民及び議会に対して説明責任を果たすことができた。	
146	13	1		厚木市職員の公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づく取組	倫理・服務マニュアルの周知、定期点検の実施、副総括倫理管理者会議を開催し、不祥事防止と服務規律の確保等に取り組んだ。	職員課	グループウェアで綱紀肅正及び服務規律確保等の通知を定期的に発出するとともに、春と秋に副総括倫理管理者会議を開催。職員に服務規律の確保を呼び掛けた。また、11月には各部ごとに定期点検を実施した。	内部通報や不当要求はなく、職員の倫理保持及び公正な職務の執行の確保を図ることができた。	
147	13	1		農業委員会の目標と活動の点検・評価並びに活動計画の策定	「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定	農業委員会事務局	5月に策定し、市ホームページで公表した。	「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を作成し、公表することで、農業委員会の適正な事務実施及び農業委員の意識の向上が図られた。	
148	13	2		経営戦略会議議事録（要旨）等の公表	経営会議の議事録（要旨）及び資料を市ホームページ等で公表した。	企画政策課	【公表の方法及び内容】 議事録（要旨）及び資料を市ホームページ、市政情報コーナーにおいて、閲覧に供した。 【公表の時期】 会議終了後、おおむね2週間以内	本市の最高方針、重要施策等を審議し、政策等の意思決定をする経営会議の議事録（要旨）及び資料を公表し、積極的な情報公開の推進と市民に説明責任を果たすことができた。	
149	13	2		市議会2月定例会議本会議における市長施政方針説明	市議会2月定例会議初日の本会議において、市長が市民及び議会に対して、次年度の市政運営に対する所信と主要な施策について説明した。	企画政策課	市議会2月定例会議初日の本会議において実施した。	市政運営の方針を示すとともに、その取組状況についても明らかにすることで、市民及び議会に対して説明責任を果たすことができた。	
151	13	2		教育委員会の会議（定例会及び臨時会）の公表	教育委員会の会議（定例会及び臨時会）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に基づいて実施し、会議を公開するとともに会議結果等を市ホームページ等で公表した。	教育総務課	教育委員会の会議について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に基づいて実施し、会議を公開するとともに会議結果等を市ホームページ等で公表した。 定例会開催数 12回 臨時会開催数 1回	会議結果等を公表することにより、情報提供を進めるとともに市民への説明責任を果たすことに寄与した。	
152	13	2		厚木市教育委員会点検評価の公表	教育委員会主要事業の点検及び評価について、学識経験者の知見を活用しながら実施し、報告書の作成及び議会へ提出するとともに市ホームページ等で公表した。	教育総務課	教育委員会の主要な事業(75事業)について、実績などを踏まえて課題等を分析し、今後の事業方針等を自己点検・評価をした。 なお、点検及び評価に当たっては学識経験者等で構成される点検評価委員会を開催し、委員からいただいた意見及び助言を事業の評価へ活用した。 また、会議録を市ホームページで公表した。	点検評価報告書を公表することにより、情報提供を進めるとともに市民への説明責任を果たすことができた。	
153	13	2		選挙管理委員会の会議録等の公表	年間を通して開催される定例選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会の会議録を公表する。	選挙管理委員会事務局	令和5年度においては、神奈川県議会議員・神奈川県知事選挙、厚木市議会選挙が執行されたため年間18回の委員会が開催された。各回の委員会開催予定及び会議録をホームページに公開した。	会議の内容について、市のホームページで公開し、広く情報提供を行った。	
154	13	2		選挙結果等の公表	選挙執行の際、迅速かつ正確な選挙結果を選挙人に周知する。	選挙管理委員会事務局	次の選挙の投票票速報等結果について、厚木市ホームページ等に掲載した。 ・令和5年4月9日執行 神奈川県議会議員・神奈川県知事選挙 ・令和5年7月9日執行 厚木市議会選挙	選挙の結果を厚木市ホームページ等に公開することで、選挙人に対し迅速な周知に努めることができた。	
155	13	2		会議録の公表	定例総会議録の公表	農業委員会事務局	毎月開催される定例総会の会議録を市ホームページで公表した。 (年12回)	農業委員会の活動・農業に関する情報を提供した。	
156	13	2		あつぎ農委だよりの発行	あつぎ農委だよりの発行	農業委員会事務局	年2回（8月1日号、1月1日号）発行し、市ホームページで公表した。	農業委員会の活動・農業に関する情報を提供した。	
157	13	3		庁議の開催	各種庁議を開催し、本市行政の最高方針や重要施策に関するものの審議、協議及び伝達等を行った。	企画政策課	1 経営戦略会議（月2回） 2 経営戦略調整会議（週1回） 3 各部政策調整会議（随時） 4 部長会議（月1回） 5 行政連絡会議（月1回）の開催	各種庁議を開催することで、本市の行政を円滑かつ能率的に遂行することができた。	
158	14	1		厚木市職員の公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づく取組	倫理・服務マニュアルの周知、定期点検の実施、副総括倫理管理者会議を開催し、不祥事防止と服務規律の確保等に取り組んだ。	職員課	グループウェアで綱紀肅正及び服務規律確保等の通知を定期的に発出するとともに、春と秋に副総括倫理管理者会議を開催。職員に服務規律の確保を呼び掛けた。また、11月には各部ごとに定期点検を実施した。	内部通報や不当要求はなく、職員の倫理保持及び公正な職務の執行の確保を図ることができた。	

No.	条	項	号	取組事項の名称	取組事項の目的と内容	担当課	令和5年度の実績	取組による効果	備考
159	14	2		厚木市民実感度調査の実施	第10次厚木市総合計画の基本計画において、施策の達成度を評価する指標として設定している「市民実感度」を把握するため、「厚木市民実感度調査」を実施した。	企画政策課	・回収率 43.3% (2,167人) ・実感度 (77項目) 平均値 38.5% ・行動変容 (27項目) 平均値 63.2%	調査結果を活用し、本市施策の達成状況を把握した上で、市民ニーズを踏まえて、重点事業を設定するなど、効果的な施策展開を図ることができた。	
161	14	3		市民協働研修講座	市民協働の意義や効果を理解することにより、全庁的に市民との協働によるまちづくりを実践するために必要な知識を身に付けることを目的とし、市民協働研修講座を開催した。	市民協働推進課	開催日 令和6年1月10日 受講者数 33人	市民との協働によるまちづくりを実践するために必要な知識を身に付けることができた。	
162	14	3		職員研修の充実及び自己啓発活動への支援	毎年度職員研修計画を策定し、職員が必要な能力を習得できるよう、職員研修の充実を図った。また、職員が自己啓発に努めることができるよう教材を提供するとともに、職員が自主的に研究する「自主研究グループ」に対しては助成交付金を交付した。	職員課	外部研修機関が実施する106講座に職員を派遣した。庁内においては、基本研修（階層別）を19講座、特別研修（危機管理、人権等）を18講座を実施した。また、自主研究グループについては、4グループ35人が活動した。	政策を立案する能力など、職員が様々な業務を遂行するために必要な能力の向上を図った。	